

令和元年度版

秋田の子ども・若者



あきた家族ふれあいサンサンデー
シンボルマーク

**秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課**

は じ め に

現在を生きる子ども・若者は、これからの秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、すべての子ども・若者が夢や理想を抱きながら、自立した人間として健やかに成長することは、すべての県民の願いです。

近年の子ども・若者を取り巻く環境は、高度情報化の急速な進展などにより大きく変化してきており、特にスマートフォン等を使用した違法や有害な情報に接する危険性、トラブルや犯罪被害の増加が懸念されております。

一方で、少年犯罪全体の件数は全国的にも減少傾向にあり、本県においても同様で、昨年の県内の非行少年数は、統計を取り始めた昭和51年以降で最も少なくなっております。

全ての子ども・若者が希望を持って社会生活を送ることができるよう、行政はもとより、家庭・学校・地域社会など多様な主体が連携を一層強化しながら、社会全体で子ども・若者一人ひとりの置かれた立場に応じた支援を行うことが大切です。

こうしたことから、県では平成28年3月に「第2次あきた子ども・若者プラン」を策定し、「子ども・若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会」の実現を目指し、各種施策を推進しております。

このたび、これら施策の実施状況等を取りまとめた「令和元年度版 秋田の子ども・若者」を作成しました。

多くの県民の皆様にご活用いただき、秋田の子ども・若者の育成・支援の一助となれば幸いです。

令和2年3月

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
課 長 水 澤 里 利

目 次

第 1 部 第 2 次あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1	第 2 次あきた子ども・若者プラン	1
2	第 2 次あきた子ども・若者プランにおける数値目標及び実績値	3
3	第 2 次あきた子ども・若者プランの取組状況要約版	4
4	平成30年度子ども・若者に関する事業実績及び決算額	7
5	令和元年度子ども・若者に関する事業内容及び予算額	21

第 2 部 子ども・若者を取り巻く状況

第 1 章 子ども・若者人口

1	秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移	35
2	秋田県の市町村別5歳階級別人口（0～39歳）	36

第 2 章 子ども・若者の教育

1	学校教育について	38
2	児童・生徒数の推移	39
3	中学校・高等学校卒業後の進路状況	40

第 3 章 子ども・若者の健康と安全

1	発育状態について	41
2	交通事故、自殺について	43
3	非行少年等の概要	45
4	環境浄化の取組について	50

第 4 章 子ども・若者の労働

1	子ども・若者の就業状況	52
2	若年層の給与額	53
3	新規学卒者の初任給	54

第 3 部 子ども・若者行政関係資料

1	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	
(1)	条例制定の経緯・特色	55
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	59
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則	75
(2)	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨図書等一覧	79
2	相談機関一覧	90
3	県内の主な青少年団体の概要	96
4	市町村青少年行政主管課一覧	98
5	青少年育成県・市町村民会議一覧	98

第1部 第2次あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1 第2次あきた子ども・若者プラン

(1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和47年に「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、以後、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年の第9次計画まで見直しを行ってきた。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」の取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、「第2次あきた子ども・若者プラン」を平成28年3月に策定した。

(2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、県政運営の指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ策定した「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

(3) プランの対象となる子ども・若者の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

(4) プランの期間

第2次プランの推進期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間である。

<第2次あきた子ども・若者プランについて>

プラン策定の趣旨

- 青少年健全育成運動を進めるための指針として「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、第9次計画まで見直し
- 国が平成28年2月に見直した「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため「第2次あきた子ども・若者プラン」を策定

プランの性格と推進期間

- 県の子ども・若者育成支援の基本的な指針
- 対象とする「子ども・若者」は0歳～30歳代
- 推進期間は平成28～32年度の5年間
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ

プランの推進体制

- 「秋田県青少年健全育成審議会」等に施策の推進状況を報告し、意見を聴きながら推進
- 県の関係各課が市町村や民間との連携を強めながら一体となった取組を推進

目指す社会

子ども・若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会

政策展開に当たっての基本的な視点

1 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける

子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていく。

2 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する

一人一人の置かれた状況、発達段階等に応じたきめ細かな支援を行う。

3 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

社会を構成する多様な主体の連携を推進していくとともに各主体が情報を共有しながらネットワーク化を図る。

基本目標

- ①子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり ②困難を有する子ども・若者の支援 ③秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援

子ども・若者の成長に応じた施策を展開

乳幼児期（生まれる前～5歳）

施策1 安心して出産できる環境の整備

妊婦健康診査や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境づくりを促進

施策2 子育て支援の充実

多様なニーズに対応した保育機能の強化や子育て家庭の経済的負担の軽減

施策3 要保護児童に対する支援

児童虐待防止に係る支援体制の整備、障害・発達障害児に対する地域支援体制の整備

施策4 支援を必要とする親へのサポート

ひとり親家庭への就業・生活支援の推進とDV対策の推進

結婚・出産

青年期（おおむね18歳～）

施策1 職業能力開発・就労等の支援

就業のための能力開発支援、県内定住や起業活動を支援

施策2 多様な学びの場の確保

体系的かつ総合的な学習機会、高等教育機関による学びの機会及び環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供

施策3 地域の活力を担う若者の支援

社会・文化活動への参加の促進、地域で主体的に行動する若者の育成・支援

施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

出会い・結婚の支援、企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進、ワーク・ライフ・バランスへの取組の拡大

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

若者の自立に向けたサポート体制の強化、障害のある若者への支援、ひきこもり対策や職場のメンタルヘルス対策の推進

学童期（6歳～12歳）

施策1 心身の健康づくりの推進

スポーツ活動を通じた体力づくりや食生活の改善に向けた取組の充実、心の教育の推進

施策2 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育支援体制の充実、父親の育児参加、地域で子どもを育てる取組の促進

施策3 安全・安心な環境の確保

安全・安心な地域づくりの促進や情報モラル教育、消費者教育、金融教育の充実

施策4 要保護児童に対する支援

障害のある子どもに対する支援体制の整備と、児童虐待防止及び児童ポルノ等犯罪対策の推進

思春期（13歳～おおむね18歳）

施策1 心身の健康づくりの推進

体力づくりやスポーツ活動を推進するほか、心の健康づくり・自殺予防の取組を推進

施策2 個性と創造力を育む教育の推進

少人数学習や多様な体験活動を推進するほか、開かれた学校づくりを推進

施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

ふるさと教育の推進や国際理解・国際交流を促進

施策4 社会参加・参画機会の拡大

ボランティア活動や文化活動を推進するほか子ども・若者の「声」を反映

施策5 社会への旅立ちを支援

キャリア教育の推進、進路指導・職業支援等の充実、奨学金制度による経済的負担の軽減

施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

ひきこもり対策の推進及び障害のある若者への相談・就労支援体制の整備

施策7 若者を非行・事件から守る取組

健全育成運動・非行防止活動などの推進及び立ち直りへの支援

義務教育期（6歳～15歳）

施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

基礎学力の向上、ふるさと教育、多様な体験活動、読書活動の推進

施策2 小・中学校の連携の推進

義務教育9年間を通じた連続性のある教育活動を展開

施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校・家庭・地域社会が一体となり地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを推進

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

子どもの貧困対策・いじめ防止・不登校対策の推進、子ども・保護者の相談環境の整備

2 「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値

1 乳幼児期

	指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	特記事項
			H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考			
1	3歳児健康診査受診率	%	98.0	97.7	97.1	98.3	100.0		98.3%	保健・疾病対策課	
2	むし歯のない3歳児の割合	%	75.9	77.5	81.3	82.3	90.0	※R4	91.4%	健康づくり推進課	
3	周産期死亡率	出産千対	2.9	4.6	4.1	4.5	3.6	※R5	80.0%	医務薬事課	
4	合計特殊出生率		1.35	1.39	1.35	1.33	1.52		87.5%	次世代・女性活躍支援課	
5	出生数	人	5,861	5,666	5,396	5,040	5,900		85.4%	次世代・女性活躍支援課	
6	認定こども園等の幼保一体的運営施設数(H26から認定子ども園数)	箇所	53	69	81	89	68		130.9%	幼保推進課	
7	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	1	0		0.0%	地域・家庭福祉課	
8	母子家庭の母の就業率	%	86.7	87.6	88.0	88.7	86.0		103.1%	地域・家庭福祉課	

2 学童期

	指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	特記事項
			H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考			
1	小6体力合計点(男女平均)	点	63.2	63.3	63.4	63.7	64.5		98.8%	保健体育課	
2	朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	91.6	90.8	90.5	90.0	96.5		93.3%	保健体育課	
3	食育ボランティア数	人	4,212	4,212	3,923	3,819	4,300		88.8%	健康づくり推進課	
4	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	41.9	33.2	30.9	29.0	40.4		71.8%	保健体育課	
5	放課後児童クラブの設置率	%	78.7	79.5	81.0	81.8	86.0		95.1%	次世代・女性活躍支援課	

3 義務教育期

	指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	特記事項
			H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考			
1	ネットトラブル被害児童・生徒(公立小・中学校)	%	3.1	3.5	3.5	3.5	3.2		91.4%	義務教育課	
2	千人当たりの不登校者数(国公立小・中学校)	人	8.9	9.2	10.8	14.1	8.7		61.7%	義務教育課	文科省の指導により校種を変更し過年度の実績値を差し替え
3	千人当たりのいじめ認知件数(国公立小・中・高・特別支援学校)	人	17.8	28.4	32.4	46.2	10.5		22.7%	義務教育課	文科省の指導により校種を変更し過年度の実績値を差し替え
4	基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	75.1	79.0	81.5	77.8	75.0		103.7%	義務教育課	
5	中3英検3級以上取得率	%	39.7	28.5	39.2	29.0	42.0		69.0%	高校教育課	
6	中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	93.8	92.8	95.4	96.3	97.2		99.1%	生涯学習課	

4 思春期

	指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	特記事項
			H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考			
1	中3体力合計点(男女平均)	点	53.1	52.9	53.6	52.5	53.3		98.5%	保健体育課	
2	高3体力合計点(男女平均)	点	55.3	55.4	55.4	54.5	55.6		98.0%	保健体育課	
3	男女共同参画副読本の活用率	%	82.6	83.3	86.1	83.9	85.0		98.7%	次世代・女性活躍支援課	
4	高校生のインターンシップ参加率(年間)	%	57.4	60.6	61.2	64.9	65.0		99.8%	高校教育課	
5	高卒就職後3年以内の離職率	%	42.7	38.1	38.0	34.4	36.0		104.7%	雇用労働政策課	
6	高卒就職決定者の県内就職率	%	66.7	66.0	68.5	67.4	74.0		91.1%	移住・定住促進課	
7	特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	70	71	76	74	80		92.5%	特別支援教育課	

5 青年期

	指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	特記事項
			H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考			
1	Aターン就職者数	人	1,080	952	1,128	1,134	1,150		98.6%	移住・定住促進課	
2	若者文化支援事業申請数	件	4	6	6	11	15		73.3%	文化振興課	
3	「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	780	991	1,167	1,326	1,780		74.5%	次世代・女性活躍支援課	
4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)	件	724	815	916	1,079	1,292		83.5%	次世代・女性活躍支援課	
5	男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	294	369	418	469	550		85.3%	次世代・女性活躍支援課	
6	地域貢献活動を行う若者団体の数	団体	21	24	26	29	33		87.9%	次世代・女性活躍支援課	
7	若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の述べ人数)	人	128	244	364	483	810		59.6%	次世代・女性活躍支援課	

3 「第2次あきた子ども・若者プラン」の取組状況要約版

1 乳幼児期

指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考						
① 3歳児健康診査受診率	%	98.0	97.7	97.1	98.3	100.0		98.3%	保健・疾病対策課	受診率は年々上昇し、各市町村における未受診者対策の取組が、結果につながってきていると考える。未受診者は人口規模が小さい市町村では1～数名であり、受診者数では目標達成に極めて近い状況にある。	人口規模が大きい市町村については、未受診者への連絡や状況把握は難しく、受診率はやや低い傾向がある。人口規模を問わず、未受診者の状況把握及び受診勧奨等が必要である。	未受診者対策として、確実に保護者らに連絡をとるなど状況把握を徹底し、未受診の理由確認や受診勧奨など目標達成に向けた取組を引き続き図る。	
② むし歯のない3歳児の割合	%	75.9	77.5	81.3	82.3	90.0	※R4	91.4%	健康づくり推進課	むし歯のない3歳児の割合は年々上昇しているが、全国平均に比べ依然として低い割合にある。	25市町村中、歯科専門職の配置がある市町村は4市町村のみであり、歯科専門職の配置がない市町村において歯科保健を担当する保健師等の資質向上による歯科保健指導の更なる充実が課題となっている。	乳幼児歯みがきハンドブックを用いた歯科保健指導の標準化を図ることで、口腔衛生状態に関する市町村格差を是正していく。	
③ 周産期死亡率	—	2.9	4.6	4.1	4.5	3.6	※R5	80.0%	医務薬事課	周産期母子医療センター等への設備・運営支援を行ったほか、周産期医療従事者の技術や知識の向上を図るための研修、症例検討等の遠隔テレビ会議を開催するなどの取組を行ったが、平成30年度人口動態統計(概数)では、前年度比0.4上昇し4.5となり、目標に及ばなかった。 出生数の少ない本県では死亡数の微増・微減で大きく変動する特徴がありそれが影響したものと考えられるが、長期的には低下傾向にある。	周産期医療特有のリスクに適切に対応する必要があるほか、高齢出産や低体重出生の割合が増加していることから、ハイリスク分娩や妊産婦・新生児の急変時にも対応できるよう、より安全で高度な医療提供体制が必要である。	引き続き、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営や設備整備を支援し、周産期の救急対応が24時間可能な体制を強化する。	
④ 合計特殊出生率	—	1.35	1.39	1.35	1.33	1.52		87.5%	次世代・女性活躍支援課	合計特殊出生率の最低値は平成21年の1.29であり、その後ゆるやかな上昇傾向が続いたが、平成29年に減少に転じた。	子育てに係る経済的負担の軽減をはじめ、子ども・子育て支援事業の推進や意識醸成等を実施するなど、子育ての環境づくりが進んだものの、これら取組による自然減の抑制に向けた大きな成果はまだ現れてきていない状況にある。	国の幼児教育無償化の機会を捉え、国制度の変更により負担増となる給食費のうちの副食費に県独自に助成を行うなど、子育て支援策を充実させていく。	
⑤ 出生数	人	5,861	5,666	5,396	5,040	5,900		85.4%	次世代・女性活躍支援課	出生数の減少は、母世代となる15～49歳女性人口の減少のほか、有配偶率の低下や平均初婚年齢の上昇に伴う未婚化・晩婚化の進行が大きく影響していると考えられる。	子育てに係る経済的負担の軽減をはじめ、子ども・子育て支援事業の推進や意識醸成等を実施するなど、子育ての環境づくりが進んだものの、これら取組による自然減の抑制に向けた大きな成果はまだ現れてきていない状況にある。	国の幼児教育無償化の機会を捉え、国制度の変更により負担増となる給食費のうちの副食費に県独自に助成を行うなど、子育て支援策を充実させていく。	
⑥ 認定こども園等の幼保一体的運営施設数(H26から認定子ども園数)	箇所	53	69	81	89	68		130.9%	幼保推進課	認定こども園を目指す幼稚園・保育所等に対する訪問指導研修や施設整備等の支援により、認定こども園の設置が促進され、目標値を大幅に上回っている。	目標値は大幅に上回っているものの、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に受け入れられる認定こども園へ移行していくことは、保育の受け皿作りとして有効とされており、今後も拡大が求められている。	今後も認定こども園を目指す幼稚園・保育園等に対する認定こども園サポート事業や市町村の保育ニーズに対応した施設整備の支援を引き続き実施し、拡大を図っていく。	
⑦ 児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	1	0		0.0%	地域・家庭福祉課	児童相談所が関わらない状況で親子が心中を図った事案や、児童が重大な後遺症を残す怪我を負った状況で通告があり、その時点から児童相談所が関わり始めた事案など、死亡又は重大な後遺症を残す事例の発生があった。	児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会などの関係機関において認知していない児童虐待ケースが一定数あると考えられるため、医療機関、保健所、学校等児童に普段から関わりのある機関や近隣住民が児童虐待に関する情報を当該関係機関に確実に伝達する体制整備や意識の醸成が必要である。	県要保護児童対策協議会及び県が主催する児童福祉司や市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者に対する研修等を通して関係機関の情報共有を推進するとともに、児童虐待防止キャンペーン等を通じて地域住民からの児童虐待に関する情報提供についての普及啓発を進める必要がある。	
⑧ 母子家庭の母の就業率	%	86.7	87.6	88.0	88.7	86.0		103.1%	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センターで就業情報の提供を行っており、平成30年度の実態調査では、前年度0.7上昇し88.7となり、目標を達成している。 平成27年度からの推移を見ても、年々上昇傾向にあると言える。	有効求人倍率の上昇などにより、母子家庭の母等の就業率は上昇傾向にある。 一方で、母子家庭の母の常勤雇用率は横ばいであることから、今後は常勤雇用率を高める等による安定的な収入の確保が課題である。	引き続き、安定的な収入による自立した生活に資する就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援を行う。	

2 学童期

指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考						
① 小6体力合計点(男女平均)	点	63.2	63.3	63.4	63.7	64.5		98.8%	保健体育課	少しずつではあるが実績値が年々向上し目標値に近付いている。また、全国平均値を上回っている状況も毎年継続している。 男女ともに体力合計点が向上傾向にある状況が要因と考えられる。	男女ともに50m走について全国平均値を下回る状況が毎年継続している。 また、女子児童における運動する子どもとそうでない子どもの運動習慣の二極化傾向も改善すべき課題である。	運動が苦手な児童を含めた全ての児童が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツへの多様な関わりの場と機会を作り出す。	
② 朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	91.6	90.8	90.5	90.0	96.5		93.3%	保健体育課	「児童生徒のライフスタイル調査」によれば、実績値は年々下降している。 小学校5・6年生の実績値については、全国的な調査の結果と比較しても低い状態にある。	「朝食を摂取しない理由」については、「起きるのが遅い」及び「食欲がない」が全体の7割以上であり、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等が要因と考えられる。	「朝食を毎日食べる」などの望ましい食習慣の形成は、基本的な生活習慣の確立がその基盤になることから、健康教育・食育に係る研修会でその啓発を図るとともに、保護者や地域と連携した取組を一層推進する。	
③ 食育ボランティア数	人	4,212	4,212	3,923	3,819	4,300		88.8%	健康づくり推進課	食育関係者を対象に食育研修会を開催したほか、県内5カ所で食育地域ネットワーク会議を開催し、食育ボランティアの活動を広めるとともに、各地域での活動状況を情報共有したが、登録者の高齢化や活動の休止、食生活改善推進協議会やJA女性部などの登録団体の会員数減少により、食育ボランティア数は減少している。	新規の食育ボランティア登録に向けた、情報収集及び広報のための連絡体制構築が課題となっている。	引き続き、食育ボランティアの活動状況を広める場として研修会を開催する。また、食育地域ネットワーク会議の関係者を介して、自主的に食育に関する活動をしている団体及び個人の情報収集や、新規登録に向けた広報強化により、新たな登録者の掘り起こしを行う。	
④ 地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	41.9	33.2	30.9	29.0	40.4		71.8%	保健体育課	栄養教諭・学校栄養職員研修会や栄養教諭・学校栄養職員対象の年次研修等の機会において、地場産物活用の事例紹介等を行うとともに、県内3市(秋田市・潟上市・利本荘市)を訪問し、地場産物活用促進に向けての取組状況等の情報交換を行った。活用率が上昇した市町村もあるが、全体的に見ると、1.9ポイントの減少となった。	自然災害や生産者の高齢化による離職などの要因によって生産量が減少するなど、地場産物の安定的な供給に至っていない地域もあることから、農林水産部農業経済課など、関係箇所と連携をし、各校・調理場及び市町村教育委員会に対し、地場産物活用促進に向けてのきめ細やかな情報提供が必要であると考えられる。	引き続き、栄養教諭・学校栄養職員研修会や栄養教諭・学校栄養職員対象の年次研修等において、地場産物活用の事例紹介等を行う。また、農林水産部農業経済課と協力して地場農産物の活用率の高い市町村教育委員会から活用率アップに向けた工夫等の情報を収集するとともに、各市町村へ情報を提供するなど、他への波及啓発を図る。	
⑤ 放課後児童クラブの設置率	%	78.7	79.5	81.0	81.8	86.0		95.1%	次世代・女性活躍支援課	児童数は減少しているが、放課後児童クラブのニーズは高まっており、順調に設置率は上昇している。	学校統合に伴う放課後児童クラブの新規整備要望も増加している。	実施主体である市町村と連携調整を図り、計画的に整備を進めていく。	

3 義務教育期

指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考						
① ネットトラブル被害児童・生徒（公立小・中学校）	%	3.1	3.5	3.5	3.5	3.2		91.4%	義務教育課	子どもを取り巻くネット環境は日々変化し、利用者も低年齢化している中において、ネットトラブルの被害にあう児童生徒の割合は3.5%を3年間保っている。実際に被害に遭う可能性のある児童生徒だけでなく保護者も対象にした啓発を行っているためであると考えられる。	利用の低年齢化・長時間化等に対応した保護者支援、依存・トラブル等を抱える児童生徒への支援を充実させていく必要がある。	ネット/パトロールと健全利用啓発事業、青少年教育施設を活用したネット依存対策事業等への取組を充実させることにより、社会全体で児童生徒をインターネットによる有害情報やトラブルから守り、インターネットを健全に利用できるようにしていく。	
② 千人当たりの不登校者数（国公立小・中学校）	人	8.9	9.2	10.8	14.1	8.7		61.7%	義務教育課	千人当たりの不登校児童生徒数は、前年度比小学校が1.5人、中学校が6.8人増加した。小学校低学年から中学年への進級時、小6から中1への進学に伴って増加傾向にある。増加の要因として「不安・無気力の傾向がある」「学業の不振」「家庭に係る状況」「友人関係をめぐる問題」が挙げられる。	一度不登校になると、復帰するまで時間を要するため、今後、不登校児童生徒への個別の対応を進めることと併せて、新たな不登校児童生徒を生まない未然防止の取組が不可欠であるため、各学校が、魅力ある学校づくりに一層取り組んでいく必要がある。	学校訪問や研修会等を通して、学校に次のような指導を行う。 ・児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を充実させること ・保護者との信頼関係を築き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉や医療等の関係機関と連携しながら児童生徒の一層の支援にあたること ・学校が、児童生徒にとって楽しく、安心して通う居場所であるために、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止や即時対応を心がけること ・児童生徒が情報端末を正しく活用するために、情報モラル教育の一層の充実を図ること	
③ 千人当たりのいじめ認知件数（国公立小・中・高・特別支援学校）	人	17.8	28.4	32.4	46.2	10.5		22.7%	義務教育課	いじめの認知件数が増加した要因として、いじめに関する校内研修等を通して、各学校において、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解が進み、遊びやふざけあいに見えるようなものであっても、その背景や児童生徒の感じる被害性に着目して調査に計上するようになったためであると捉えている。	認知件数の増加により、子ども同士の何らかのトラブルなどがあることは事実であるため、校内の全教職員がアンテナを高くし、組織的に、漏れなくいじめを発見・認知し、早期解決や再発防止に向けて迅速に対応していく必要がある。そのために、全教職員が、学校いじめ防止基本方針を共通理解した上で、児童生徒の指導にあたることや、今後も、学級活動や道徳科等において、いじめに関わる問題を積極的に取り上げたり、児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進したりするなど、いじめを許さない学校づくりを行う必要がある。	いじめを認知した際は、組織的に対応して解決に努めるよう、各学校に指導している。また、学校がいじめの事実関係を正確に究明し、いじめの当事者とその保護者に対して、適切な指導や援助をすることや、いじめが解決したと判断せず、当該児童生徒の観察と必要な援助に努めることも継続的に指導していく。	
④ 基礎学力向上のための指数（設定通過率を超えた設問数の割合）	pt	75.1	79.0	81.5	77.8	75.0		103.7%	義務教育課	少人数学習推進事業の実施や、国の学力調査と県の学力調査の結果の活用による学力向上に向けたPDCAサイクルの確立により、各小・中学校では児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導が行われているためであると考えられる。	設問によっては指導の更なる改善が求められるものもことから、調査結果の分析を基に、各学校の授業改善の取組を一層促す必要がある。	県教育委員会の指導主事等による学校訪問指導等を通して、課題の見られた設問等を踏まえ、指導の改善のポイント等について指導助言を行う。	
⑤ 中3英検3級以上取得率	%	39.7	28.5	39.2	29.0	42.0		69.0%	高校教育課	中学校3年生を対象とした外部検定試験の受験補助が平成29年度で終了となり、取得率は29.0%となった。CEFR A1（英検3級）相当以上の英語力をもつ生徒の割合は48.3%で全国の順位は7位と、文部科学省が目標とする50%に近づいている。	授業改善の取組や教員研修等により、指導内容及び指導方法の更なる充実を図る必要がある。 また、「英検IBA」の実施により、生徒の英語学習への動機付けを図るとともに、外部検定試験受験や資格取得への意欲向上につなげる必要がある。	英語担当教員授業力向上実践研修や拠点校・協力校英語授業改善事業等により教員の英語力及び指導力の向上を図るとともに、中学2年生～高校3年生を対象に「英検IBA」を実施し、生徒の英語力の把握と学校における指導の改善を推進する。	
⑥ 中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	93.8	92.8	95.4	96.3	97.2		99.1%	生涯学習課	地域学校協働本部や放課後子ども教室の体制整備に取り組む市町村を支援したり、全県規模あるいは県内3地区ごとに研修会や講習会を開催し、きめ細やかに普及啓発及び人材育成を図ってきたことで、県内のほぼ全ての中学校区に、その取組が拡大してきている。	放課後子ども教室、家庭教育支援チーム、協働活動に加え、あきたわくわく未来ゼミ（放課後や土曜日、長期休業中に全ての子どもたちを対象に大学生や教員OBをはじめとした地域の多様な教育人材による学習支援の実施）が一体となって、学校を支援する体制づくり（地域学校協働本部）とそれをコーディネートする人材の育成が求められる。	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の設置を促進するとともに、それをコーディネートする統括コーディネーターの配置・育成を図る。	

4 思春期

指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考						
① 中3体力合計点(男女平均)	点	53.1	52.9	53.6	52.5	53.3		98.5%	保健体育課	年度毎に業績値が上下している状況である。特に、H30年度は全国平均値及び目標値を大きく下回る状況が見られたことは、男女ともに、体力合計点が前年度より大きく低下していた状況が要因と考えられる。	男女ともに50m走や持久走について全国平均値を下回る状況が毎年継続している。 また、女子生徒における運動習慣の二極化傾向も改善すべき課題である。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツへの多様な関わりの場と機会を作り出す。	
② 高3体力合計点(男女平均)	点	55.3	55.4	55.4	54.5	55.6		98.0%	保健体育課	毎年ほぼ横ばい傾向で推移しているものの、全国平均値を下回る状況が続いている。特に、H30年度の実績値の低下は、男子の体力合計点が前年度より大きく低下した状況が要因と考えられる。	男女ともに50m走や持久走について全国平均値を大きく下回る状況が毎年継続した課題である。 また、女子生徒における運動習慣の二極化傾向も改善すべき課題である。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツへの多様な関わりの場と機会を作り出す。	
③ 男女共同参画副読本の活用率	%	82.6	83.3	86.1	83.9	85.0		98.7%	次世代・女性活躍支援課	男女共同参画副読本については、配布した学校における平均利用率が8割以上で推移しており、男女共同参画について学び考えるよい資料となっている。	男女共同参画副読本は、各学校に備え付ける形で平成23年度に初めて配布した後、平成28年度に最新の内容に改訂し、改めて各学校に配布している。 今後も各種データを更新するなど、最近の社会情勢等を踏まえ、より魅力ある内容に改訂し、学習効果を高めていく必要がある。	男女共同参画副読本については、県の男女共同参画推進計画の改定を踏まえて内容の刷新を図ることから、次期計画を見据えながら魅力ある副読本の作成を行い、各学校で一層の活用を促していく。	
④ 高校生のインターンシップ参加率（年間）	%	57.4	60.6	61.2	64.9	65.0		99.8%	高校教育課	公立高校2学年在籍者のインターンシップ参加率は64.9%で前年度比3.7ポイント増となった。 実施校は51校（県立全日制44校（分校1校含む）、公立全日制2校、県立定時制5校）で、前年度比で5校増加した。 平成30年度は、進学志望者が多い高校においても、将来希望する職種への体験的な学習活動等を積極的に行った結果、実施率が上昇した。	進学希望者の多い一部の高校では、大学卒業後の就職先を考えて実施するインターンシップが現実的ではないという理由で、まずは社会貢献を重視したボランティア活動を実施する学校がある。	このような高校に対しては、県内就職も視野に入れた職業選択やふるさと秋田へ貢献することの大切さを粘り強く働きかけて、インターンシップの実施につなげていく。	
⑤ 高卒就職後3年以内の離職率	%	42.7	38.1	38.0	34.4	36.0		104.7%	雇用労働政策課	高卒就職後3年以内の離職率は34.4%とH29の38.0%から大幅に改善し、計画最終年度を待たずに目標値を達成した。	男女別では、女子が一6.8ポイントと大幅に改善している。 なお、産業別では唯一、宿泊業・飲食サービス業が+8.9ポイントと大幅に悪化している。	秋田労働局、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、あきた就職活動支援センター、移住・定住促進課、雇用労働政策課、教育庁高校教育課で構成する「若年者就職対策ワーキンググループ」を立ち上げ、意見交換及び情報共有を行うことにより、各団体それぞれの取組に役立てるとともに、相互に協力して支援を行うなど、若年離職者対策に向け連携を図ることとしている。	
⑥ 高卒就職決定者の県内就職率	%	66.7	66.0	68.5	67.4	74.0		91.1%	移住・定住促進課	早期求人要請活動等による早い段階での地元求人増加や、就職支援員による求人開拓などの成果により、県内就職率を一定水準に維持しているものの、高校新卒者の求人倍率が全国的に高くなったことなどにより、指標である県内就職率は目標を下回った。	新規高校卒業者の県内求人倍率は高水準にあり、地域を支える人材への期待が高まっているが、全国的な人材獲得競争の激化等により、県内就職希望者が伸びていない状況である。	中学生や高校1、2年生の早い段階から県内企業を知る機会を提供し、県内就職への意識醸成を図るため、職場見学会や企業説明会の開催を拡大する。 また、就職支援員や職場定着支援員によるきめ細かな進路支援を引き続き行うとともに、全ての県立学校での「ふるさと企業紹介事業」の実施や関係機関との連携を通じて、県内企業等に対する生徒の理解を一層深めることにより、県内就職の気運を高める。	
⑦ 特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	70	71	76	74	80		92.5%	特別支援教育課	○「特別支援学校実践的職業教育推進事業」を活用した各校の職業教育の充実と進路指導を推進。就職希望者75名中74名が就職（実績値2名減だが、卒業生全体に対する就職者割合は前年度同の37.8%）。 ○就職希望者が減少したため（卒業生数が前年度より5名減少）。	就職希望者の増加を図る必要がある。	・産業界や地域事業所と連携した職業教育の一層の推進 ・就業促進を図る計画的な進路指導の実施	

5 青年期

指標	単位	実績値(H27～H30)				目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R2(H32)	備考						
① Aターン就職者数	人	1,080	952	1,128	1,134	1,150		98.6%	移住・定住促進課	全国的に有効求人倍率は引き続き高水準で推移しており、特に首都圏企業との人材獲得競争が激化する中、平成30年度は、Aターンフェアへの出展企業数の増加など、県内企業とAターン希望者のマッチング機会の拡大を図るとともに、首都圏相談窓口での移住と就職のワンストップ相談・マッチング支援をきめ細かく実施したことにより、29年度と同程度のAターン就職者数を確保したが、目標を下回った。	20～40歳代の若い世代の移住希望者から、就職に関する相談への対応の強化が求められている。	Aターンプラザでの相談対応やAターンフェアの開催に加え、平成30年度に構築した新Aターンシステムを活用し、県内就職希望者と県内企業のマッチング支援を強化する。	
② 若者文化支援事業申請数	件	4	6	6	11	15		73.3%	文化振興課	平成27～29年度における実績はほぼ一定で推移したが、平成30年度に一般社団法人秋田県芸術文化協会への助成を通じて若者文化支援事業を拡充したことにより、実績が倍増した。	目標値を達成するためには、県内の若者が主体となる事業の申請数を増やす必要があり、事業の企画や発表の機会の創出、文化活動を行うあるいは関心のある若者への事業の周知を図ることが必要。	秋田県芸術文化協会と連携しながら、県内若者が主体となる事業の掘り起こしや、県内大学等への若者文化支援事業のPRに取り組んでいく。	
③ 「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	780	991	1,167	1,326	1,780		74.5%	次世代・女性活躍支援課	あきた結婚支援センターへの成婚報告者数は、平成23年度のセンター設置から28年度までは順調に増加してきたが、29年度、30年度と前年度実績を下回っている。	あきた結婚支援センターのマッチングシステムは、会員がセンターに来所しなければ利用できないように制限しており、登録会員数の伸び悩みの要因となっている。	マッチングシステムのリニューアルを行い、スマートフォン等による検索を可能にするなど、登録会員の利便性を大幅に向上させ、登録会員数の増加を図り、成婚報告者数の増加を目指す。	
④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)	件	724	815	916	1,079	1,292		83.5%	次世代・女性活躍支援課	平成30年6月に「あきた女性活躍・両立支援センター」を秋田県商工会連合会と連携して設置し、女性活躍・両立支援推進員3名による企業訪問(1,265社)を通じて一般事業主行動計画の策定について普及啓発等を強化した結果、仕事と子育ての両立支援に対する企業の理解と関心が深まり、策定件数は順調に推移している。	一般事業主行動計画を策定したにもかかわらず、行動計画に基づく取組を進められなかったことで、計画期間の終了とともに取組をやめる企業が散見される。	「あきた女性活躍・両立支援センター」を十分に活用し、一般事業主行動計画の取組の現状分析を行うなどのフォローアップ支援を強化し、取組の実効性を確保しながら、企業における取組の促進につなげる。	
⑤ 男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	294	369	418	469	550		85.3%	次世代・女性活躍支援課	「あきた女性の活躍応援ネット」による情報提供のほか、各種セミナーの開催時や「あきた女性活躍・両立支援センター」における企業訪問等による制度周知により、男女イキイキ職場宣言事業所数は順調に推移している。	これまで450社を超える事業所が宣言し、県のウェブサイトにおいて周知してきているものの、企業側にとってさらにメリットとなるような情報発信が必要である。	秋田労働局と緊密に連携しながら、魅力ある求人票づくりの強化など、企業イメージの向上につながるような取組を実施していく。	
⑥ 地域貢献活動を行う若者団体の数	団体	21	24	26	29	33		87.9%	次世代・女性活躍支援課	下記事業の実施などにより、地域貢献活動を行う若者団体は前年から3団体増加し、29団体となった。 ○若者の社会参加促進に向けた啓発活動を実施したほか、地域の元気を創出するために必要な企画力のスキルアップや、実践に向けたノウハウ等の習得など、自ら練り上げた企画の実践・検証までを一貫して学ぶ研修を実施し、将来の地域リーダー候補者(対象者:10名)を育成した。 ○地域づくりに取り組もうとする人同士のネットワークづくりやノウハウの共有等を行う交流会を開催したほか、若者や移住者ならではの発想、視点を活かした地域の魅力の再発見や、交流人口の拡大につながる活動等を支援し、新たな地域づくり活動の立ち上げを促進した。(県内2地区で開催し、延べ72名が参加) ○地域活性化に関する様々な手法・事例を学ぶ「あきた若者塾」を40名が受講し、最終講座では受講生が事業提案コンテストにおいて企画を発表した。	○人口減少が進む中においても活力ある社会を構築するためには、若者の活躍が不可欠であるが、若者のパワーやエネルギーを生かすために必要と考えられる支援体制が十分に整っていない。 ○人口減少や少子高齢化に伴う地域コミュニティ機能の低下や地域とのつながりの希薄化によって、若者が地域と関わる機会が減少している。	○若者ならではの斬新なアイデアや柔軟な発想を活かした新たな手法によるアプローチ、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦等を、資金面はもとより、専門家からのアドバイス等により一貫して支援し、若者の活躍を促進する。 ○若いうちから主体的に地域活動に関わる機会を創出することにより、地元への愛着や誇りを育み、若者の県内定着やふるさと回帰につなげる。	
⑦ 若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の述べ人数)	人	128	244	364	483	810		59.6%	次世代・女性活躍支援課	県内20カ所に県が設置した「若者の居場所」で相談支援やボランティア活動への参加支援を行って若者の就業意欲を醸成したほか、国が設置する地域若者サポートステーションにおいて、国や市町村と連携して就労支援を実施したことにより、H30年度の進路決定者数は119人(対前年度比1人減)となった。 なお、ボランティア活動に参加した若者は前年度から延べ36人増加しており、社会的自立に向けて取り組む若者は増えつつある。	社会的自立に困難を有する若者の支援について、県内20カ所に設置した若者の居場所と市町村や社会福祉協議会など地域の関係団体との間で情報の共有や支援の連携などが十分に行われていない。	若者の居場所の運営団体や市町村・NPO等の支援団体などと若者の自立支援に関する地域課題について情報を共有し、その解決に向け相互に協力して支援を行うなど、若者の居場所を中心とした支援体制づくりを進める。	

4 平成30年度子ども・若者に関する事業実績及び決算額

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 子どもや母親の心身の健康確保	保健・疾病対策課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を補助するほか、HTLV-1母子感染普及啓発のためのリーフレットを配布した。	5,415
	保健・疾病対策課	幸せはこぶコウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう特定不妊治療費の一部を助成。妻の年齢が43歳未満の夫婦に対して、1回につき20万円（一部治療除く。）まで。ただし、初回に限り30万円（一部治療除く。）まで。初回時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算9回まで。40～42歳の場合は通算3回まで。男性不妊治療に対して1回につき15万円まで。	91,721
	保健・疾病対策課	難聴児補聴器購入費助成事業	中程度の障害のある児童が補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を助成。	579
② 周産期医療体制の整備	医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）の運営に対し補助した。	128,998
	医務薬事課	総合周産期母子医療センター設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）に必要な医療機器の整備に対し補助した。	37,584
	医務薬事課	地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター（大館市立総合病院、平鹿総合病院、秋田大学附属病院）の運営に対し補助した。	33,374
	医務薬事課	産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図った。 対象：かつの厚生医療センター、北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院	83,637
	医務薬事課	秋田県周産期医療人材育成事業	県民がどの地域にいても等しく周産期医療が受けられるよう、県内各地域において拠点となる病院をネットワークでつなぎ事例検討や情報共有を行い、各地域の周産期医療従事者の知識の維持、向上を図った。	1,424
	医務薬事課	産科医療機関施設設備整備事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、地域において中核的な分娩取り扱い病院において、産科医療体制を確保するために必要な設備整備に対し補助した。	1,356
	医務薬事課	病院間連携による産科医療体制維持支援事業	出生数の減少等による産科医師確保が困難な地域において、安全な産科医療体制を維持するため、分娩機能に係る施設設備整備に対して補助し、分娩取扱病院間の連携構築を図った。	66,890

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	認定子ども園施設整備事業	認定子ども園の改築、大規模修繕等の施設整備や、防犯カメラ及びフェンス等の防犯対策整備に対し助成した。（11箇所）	81,736
	幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	保育所等で実施する①一時預かり事業（191箇所）、②延長保育事業（192箇所）、③病児保育事業（55箇所）、④実費徴収に係る補足給付事業（5人）、⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業（5人）、⑥病児保育施設整備事業（1市）に対し助成した。	234,649
② 子育て家庭の経済的負担の軽減	長寿社会課 国保・医療指導室	福祉医療費等助成事業	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小中学生77,946人に対して医療費の助成を行った。	925,269
	次世代・女性活躍支援課	すこやか子育て支援事業	子育て家庭への経済的支援として、保育料助成を実施する25市町村に対して経費の1/2を助成した。	999,472
③ 地域における子育てサポート体制の充実	障害福祉課	すこやか療育支援事業	障害児通所支援事業を利用する子育て家庭に児童発達支援等援助費等として助成を行う市町村に対し、その経費の1/2を助成した。	3,122
	次世代・女性活躍支援課	地域子育て支援推進事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催したほか、子育て情報などを発信した。	2,123
	次世代・女性活躍支援課	地域で支える子育て応援事業	地域全体の次の世代を育む環境整備の充実を図るため、市町村が創意工夫し地域の実情に応じ主体的に取り組む5市町の子育て支援事業に対して助成した。	4,140

〈乳幼児期〉施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 児童虐待防止対策の推進	地域・家庭福祉課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催するほか、児童相談関係職員に対する研修の実施、啓発物品の配布による児童虐待防止啓発キャンペーン等を実施した。	8,097
② 障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,720
	障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	1,012,458
	保健・疾病対策課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担。	3,269
	保健・疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費の助成を実施。	104,510
	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	・就学や教育に関する相談会を13会場のべ26日実施。合計335件の相談に対応(うち257件が未就学児の相談)。 ・視覚支援学校サテライト教室で1名の未就学児への相談活動を1回実施。 ・聴覚支援学校サテライト教室で2名の未就学児への相談活動を25回実施。	2,131
特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	・新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期にわたり開催(幼稚園・保育所・認定こども園から87名参加)。 ・専門家・支援チームによる巡回相談を幼稚園・保育所・認定こども園等32園に実施。	2,630	
③ 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討した。 協議会年2回開催、研修会開催2回	196

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① ひとり親家庭への支援	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	「秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター」を設置し、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行った。	11,135
	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭日常生活支援事業	自立のための就業や疾病等により日常生活に支障が生じている場合に、生活支援員を派遣して援助や保育サービス等の事業を実施する市町村に対して補助を行った。	143
② DV対策の推進	地域・家庭福祉課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行ったほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施した。	39,367

〈学童期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	・総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが38クラブに計50回、5市町村の担当課を訪問し、クラブ運営や事業内容等について相談活動を行った。また、他のクラブの参考となるよう、訪問の概要をスポーツ科学センターのHPに掲載した。 ・総合型クラブ活動推進セミナー(年1回31名参加)、クラブマネジメントフォローアップセミナー(年2回34名参加)を開催した。 ・スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが連携し、3地区(計5回329名参加)でイベントを開催した。	4,502
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき、体育・保健体育の学習指導及び体育・健康に関する指導の改善・充実に関する研修を行うことで、児童生徒の「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進のための実践力の育成」を図る。	4
② 食育の推進	健康づくり推進課	みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	食育研修会を開催し、食育ボランティア等221名が参加した。県内8地域振興局で食育地域ネットワーク会議を開催し、地域での食育推進体制について情報共有をした。	318
	保健体育課	秋田県学校給食研究協議大会	第61回秋田県学校給食研究協議大会の開催 7/31(火)由利本荘市カダレー ・参加者540名 全県の給食担当者	3
③ 心の教育の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024

<学童期>施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	家庭教育支援チーム ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	●家庭教育指導者研修会 ※①リーダー（年4回/全県開催） ・リーダー①(7/6)：52名 テーマ「家庭教育支援の優れた活動事例を知ろう」 ・リーダー②(8/23)：48名 テーマ「学校と子どもの現状を理解しよう」 ・リーダー③(10/19)：49名 テーマ「地域ぐるみで取り組む家庭教育支援のために」 ・リーダー④(11/30)：62名 テーマ「家庭教育支援の拠点づくり～社会教育施設における支援のあり方～」 ※②サポーター（年3回/全県開催2回、各地区開催1回） ・サポーター①(7/13)：57名(全県) テーマ「子どもや親と向き合い、上手に話を聞く方法を学ぼう」 ・サポーター②(10/19)：49名(全県)※リーダー養成③と合同開催 ・サポーター③：県北 24名(8/30)、中央 24名(9/6)、県南 21(9/13) テーマ「地域の状況に応じた支援のかたちを考えよう」	1,250
	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024
② 父親の育児参加の促進	次世代・女性活躍支援課	モデル企業による働くパパ・ママ支援実践事業	男女ともに子育てしやすい職場環境づくりを進めるため、テレビCMや啓発ポスター等を活用した仕事と子育ての両立への意識啓発を実施したほか、県内企業に対して、「子どもお仕事参観日」のほか、働き方の見直しに向けた取組を実施するなど、従業員の仕事と育児・家庭の両立支援に積極的な企業の実践例をリーフレット等で広く紹介した。	4,396
③ 地域教育支援体制の充実	次世代・女性活躍支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした、放課後児童クラブ運営費に対する助成及び新設の放課後児童クラブの整備費に対する助成を行うことで、安心できる居場所の提供を図る。	467,204
	生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業	●学校支援活動、家庭教育支援チーム、放課後子ども教室、あきたわくわく未来ゼミの実施 ●運営協議会 年2回開催（5月22日、1月30日） ●学校・家庭・地域連携協議会（全県開催） ①5月16日：128名 －講演「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携・推進」 －実践発表「地域学校協働活動の実践例」 －市町村協議「今年度の市町村の取組について」 ②1月18日：117名 －対談「地域学校協働活動×デザイン思考」 －ワークショップ「体験！グラフィックレコーディング」 ●コーディネーター、地域連携担当教職員等研修会 ※年2回（①全県開催1回、②各地区開催1回） ①6月8日（金）：87名 ※全県対象 －講演「地域とともにある学校づくり～つながりの核となる人材とその役割とは～」 －グループワーク「熟議 学校と地域をつなぐ～私たちにできること～」 ②県北：44名 8月1日/中央：47名 8月21日/県南：27名 7月31日 －トークセッション「学校・家庭・地域～私たちの“つなげ方”～」 －グループワーク「ガヤガヤタイム：私なら！こんな“つなげ方”」	7,015

<学童期>施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行（年3回）や優良な自主防犯活動団体を表彰した。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知に取り組んだ。 ・安全安心なまちづくり担当者会議を開催し、自主防犯活動団体の活動活性化について連携するほか、県内2地域で地域会議を開催し、関係者の情報共有や連携の促進を図った。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施したほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行った。	4,944
	県警生活安全企画課	子どもの安全対策	県内企業の働き方改革の取り組みを促進するため、働き方改革推進員を8人配置し、個別事業所訪問（個別事業所訪問数 延べ4,682事業所）を中心とした活動を行い、県内企業の働き方改革の意識啓発や情報提供を行うとともに、Aターン求人等の開拓及び新規学卒者の県内就職促進等を併せて実施した。	14,210
② 情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	消費生活安全・安心事業	・高齢者向けのリーフレットや小学生向けの冊子を作成・配布するなど、消費者被害の未然防止に係る啓発事業を実施した。 ・市町村が行う消費生活相談体制の充実等に対し、支援を行った。	33,416
	県民生活課	消費者行政強化事業	・高齢化・情報化の進展や成年年齢引下げなど社会情勢の変化によって生ずる消費者問題に対応するため、県及び市町村の消費生活相談体制の強化を図るとともに、若年者等への消費者教育の推進を図った。	4,134
	義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針において情報教育の重点を示し、全学校に配付することで（小・中学校312、高等学校47、特別支援学校13、幼稚園・保育所413に配付）で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図った。また、文部科学省の関連事業及び教材等について、各小・中学校に周知を図った。	—
	生涯学習課	大人が支える！インターネットセーフティの推進	ネットパトロール事業により、県内全ての児童生徒のネット上への投稿状況を把握し、危険度や緊急性に応じた指導・支援を行った。リスクレベル中（緊急性はないが、早期の指導・対応等が望ましい内容）は40件の検知があったが、各学校を通して対象児童生徒やその保護者への指導を行い、全て解決済みである。 あきた県庁出前講座「大人が支える！インターネットセーフティ」は102回実施し、10,742名の受講者があった。 青少年教育施設を活用したネット依存対策事業「うまホキャンプ」には、メインキャンプに5名、フォローキャンプに6名の参加があった。	7,015

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,720
	障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	1,012,458
	保健・疾病対策課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担。	3,269
	保健・疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費の助成を実施。	104,510
	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	・就学や教育に関する相談会を13会場のべ26日実施。合計335件の相談に対応(うち78件が学齢児の相談)。 ・視覚支援学校サテライト教室で3名の学齢児への相談活動を7回実施。 ・聴覚支援学校サテライト教室で10名の学齢児への相談活動を71回実施。	2,131
② 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討した。 協議会年2回開催、研修会開催2回	196
	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)	-
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	・新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期にわたり開催(小・中学校から82名参加)。 ・特別支援教育支援員研修会を県内3地区各1回実施(合計459名参加)。 ・特別支援教育支援員配置校研修会を80回実施。 ・特別支援教育に係る研修会を各地区1回開催(合計604名参加)。 ・専門家・支援チームによる巡回相談を小学校40校、中学校21校に対して実施。	2,630
③ 児童虐待防止対策の推進	地域・家庭福祉課	子ども家庭相談電話事業	子どもや保護者からの悩み事や、夜間休日に発生した虐待等の緊急相談に対応するための電話相談体制の整備(相談員及びフリーダイヤルの設置)をし、適切な援助を行った。	10,492
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・被害児童453人に係る276件の児童虐待事案及び虞のある事案を認知し、278人を児童相談所等に通告した。 ・警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センターにおいて、児童虐待事案関連の相談を18件受理した。 ・幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	473
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・児童虐待事案関連の相談受理活動を実施した。 ・幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	14,017
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・児童虐待事案関連の相談受理活動を実施した。 ・幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	38,960
④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・保護者及び子供対象の情報モラル教室を386回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を120回実施した。 ・携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を137回実施した。 ・警察署等でサイト関連の相談を83件受理した。	473
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・学校等において、情報モラル含む非行・犯罪被害防止教室等を994回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。	14,017
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を182回実施した。 ・フィルタリング100%普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。 ・携帯電話に関連した相談を受理した。	38,960

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① ふるさと教育の推進	義務教育課	市町村子ども議会等への支援	横手市の子ども議会を視察し、子ども議会の開催の状況や内容の把握に努めた。	-
② 基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校35校、中学校52校に対して、臨時講師77人、非常勤講師74人を配置する。	606,709
	義務教育課	学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2の全体で実施(小4:国算理、小5,6:国社算理、中1,2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	1,966

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
② 基礎学力の向上	高校教育課	AKITA英語コミュニケーション能力強化事業	グローバル社会で必要とされる英語コミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するために、小・中・高等学校が連携した英語教育を展開し、授業改善、教員の授業力向上、英語を学ぶ環境整備を推進した。	132,349
③ 多様な体験活動の推進	農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	県内の小学生等を対象に3地区で実施した農業体験（農作物の収穫等）活動を支援した。	406
	生涯学習課	こころを育てるセカンドスクール推進事業	県内11の教育施設等において、延べ1,066校（園）の学校等がセカンドスクールの利用を実施し63,098人が利用した。中でも、本県における特徴的な体験活動プログラムの一つであるプロジェクトアドベンチャー（PA）については、PA支援員の配置やエレメント（用具設備）の点検・修繕、少年自然の家職員を対象とした管理者研修会などを実施し、セカンドスクールの利用の推進を図った。	4,524
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を12回開催したほか、随時、工作体験等を行える環境を整えた。	6,661
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地では、随時、工作体験を行える環境を整えた。	6,793
	自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした県央・県南地区小学生向け自然体験教室を計4回開催し、定員80名（各回20名）のところ78名の参加があった。	2,224
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会を5回開催し81名の参加者があった。また、県内外11の教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行った。	2,000
④ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	「環境の達人」の地域派遣事業	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等への講師派遣を41回実施。	975
	温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。4件を知事表彰した。	115
	温暖化対策課	こどもエコクラブ支援事業	登録32クラブ、登録メンバー2,661人。H31.3.24に行われた「こどもエコクラブ全国フェスティバル2019」に、本県代表としてマックスバリュ東北秋田イオンチアーズクラブのメンバー5名を派遣した。	266
	温暖化対策課	学校環境教育支援事業	大館市立成章小学校、由利本荘市立西目小学校、由利本荘市立石沢小学校、横手市立雄物川小学校、湯沢市立湯沢南中学校、県立秋田南高等部の6校を環境教育支援校として指定し環境教育関連の器具類を提供した。また、北東北三県共通環境緒ワークブック児童用冊子を県内の全小学校5年生に配布した。	494
	温暖化対策課	あきたの環境を考える体験事業	小学生の親子を対象とした電気や廃棄物などの環境施設の見学会を3回実施し84が参加した。（電気：県北地区22名、廃棄物：中央地区26名、水：中央地区36名）	833
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として開催。 【開催日時】 平成30年9月1日（土）～2日（日） 【開催場所】 秋田駅前アゴラ広場・買物広場大屋根下 【来場者数】 約2万2千人 【出展者数】 42	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を12回開催したほか、随時、工作体験等を行える環境を整えた。	6,661
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地では、随時、工作体験を行える環境を整えた。	6,793
	自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした県央・県南地区小学生向け自然体験教室を計4回開催し、定員80名（各回20名）のところ78名の参加があった。	2,224
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会を5回開催し81名の参加者があった。また、県内外11の教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行った。	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、54の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行い、4,874人が参加した。	13,957
	義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校環境緑化の部に19校、学校林等活動の部に4校の応募があった。全日本学校関係緑化コンクールに、由利本荘市立大内中学校（環境緑化）と秋田県立二ツ井高等学校（学校林等）を推薦し、それぞれ入選と準特選を受賞した。	25

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
⑤ 読書活動の推進	総合政策課	地域読書活動推進事業	・読んだッチ・リレー文庫事業 子どもたちの身近な場所での読書環境づくりや、大人の読み聞かせを進めるため、県民から寄贈された絵本や児童書を手入れた上で、保育所や医療機関等39カ所に配置し、子どもたちへ読書の楽しさをリレーした。(寄贈者数：68人 寄贈冊数：1,195冊) ・「家族で読書」運動等啓発事業 家族で読書を楽しみ、読書習慣の形成と家族間のコミュニケーションを図るため、2月下旬に小学校へ「家族で読書おすすめ50選vol.1.2」のパンフレットを送付し、小学1年生の全児童に入学時に合わせて配布した。(195校 7,036部)	3,501
	次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成における読書活動の推進	年3回実施する青少年健全育成審議会(環境浄化部会)で推奨する図書について、県公式ウェブサイト「美の国あきた」への掲載、市町村、県内の図書館、小中学校、関係機関を通して県民への周知を図る。	3,300

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針において情報教育の重点を示し、全学校に配付することで(小・中学校312、高等学校47、特別支援学校13、幼稚園・保育所413に配付)で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図った。また、文部科学省の関連事業及び教材等について、各小・中学校に周知を図った。	-
② 生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024
③ 学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、教科等の指導力向上に向けた研修会、理数才能育成プロジェクト、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成等の事業により、学習指導の充実を図る。	5,095
④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	・就学や教育に関する相談会を13会場のべ26日実施。合計335件の相談に対応(うち78件が学齢児の相談)。 ・視覚支援学校サテライト教室で3名の学齢児への相談活動を7回実施。 ・聴覚支援学校サテライト教室で10名の学齢児への相談活動を71回実施。	2,131
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	・新任コーディネーター研修会を3期にわたり開催(小・中学校から82名参加)。 ・特別支援教育支援員研修会を県内3地区各1回実施(合計459名参加)。 ・特別支援教育支援員配置校研修会を80回実施。 ・特別支援教育に係る研修会(かがやきミーティング)を各地区1回開催(合計604名参加)。 ・専門家・支援チームによる巡回相談を小学校40校、中学校21校に対して実施。	2,630
⑤ 体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システム(Aーキャリア)の運用を8月に開始し、395事業所等のデータを掲載した。	1,862

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	あきたの教育力発信事業	検証改善委員会が行う全国学力・学習状況調査等の結果分析及び秋田の探究型授業の推進状況の把握に基づく改善方策等の提言、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善充実事業」における拠点校の取組の発信により、県内各校の教育力の向上を図る。	1,683
	生涯学習課	学校支援活動 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	●市町村事業支援 ・18市町村、57支援活動を支援 ●県立学校のコミュニティ・スクール導入促進 ・2県立学校のCS化、2県立学校のCS導入促進	11,045
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	●放課後支援者研修会 ※年2回(各地区開催) ・県北①:5/23 79名 [講話] テーマ「子どもたちの発達段階に応じた遊びについて」 [実技] テーマ「放課後支援者が現場で活用できる体験活動指導」 ・県北②:6/6 65名 [講話] テーマ「子どもとのコミュニケーションの取り方について」 [グループ協議] テーマ「子どもとのコミュニケーションの取り方について」 ・中央①:6/22 54名 [研修] 創作活動「子どもと一緒に壁掛け作り」/体験活動「子どもと一緒にフラダンス」 [協議] テーマ「日常の業務に関する情報交換」 ・中央②:11/22 63名 [講話] 講話・演習「子どもの個々の状況に応じた支援の在り方」 [協議] テーマ「子どもの対応や支援に関する情報交換」 ・県南①:6/12 205名 [講話] テーマ「子どもたち一人一人に応じた適切な指導や支援」 [実技研修] テーマ「充実した放課後支援に活用できる楽しい体験活動」(6コース選択) ・県南②:11/13 163名 [講話コース] テーマ「コーチングの考え方を取り入れた児童支援」 [実技コース] テーマ「プロジェクト・アドベンチャー体験」 ●市町村事業支援 ・16市町村、91教室の支援	26,922

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	あきたわくわく未来ゼミ ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	(1) 市町村支援分 ①地域未来塾 8市町村 9箇所 の支援 教員OB、大学生等による小中学生への学習支援 ●放課後(週1)に、2h程度で、小学生を対象に家庭学習(自学)を支援 ●長期休業中(10回)に、2h程度で、小学生を対象に自由研究等を支援 ●長期休業中や土曜日(10回)に、2~4h程度で、中学生を対象に補習 ●ICT機器等を活用した自学支援 ②わくわく土曜教室 5市町村35箇所 の支援 多彩な職業の講師による特色ある教育プログラムの提供 ●地元企業や様々な職業に携わる方を講師に招き、講座やワークショップを実施 ・科学実験、防災キャンプ、キャリア教育、プログラミング体験、自然体験、英会話、現代アート体験、伝統芸能体験、金融教室 等 (2) 県実施分【主に高校生を対象に実施】 3地区3会場 で実施(北秋田市・秋田市・横手市) ①高校生を対象とした学習支援モデルプログラムの実施 ●県内3地区で、放課後(週1)と長期休業中(夏・冬各5回)に、2h程度で、高校生を対象に、高校教員OB・大学生ボランティア等による学習支援を実施	7,680
③ 子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行(年3回)や優良な自主防犯活動団体を表彰した。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知に取り組んだ。 ・安全安心まちづくり担当者会議を開催し、自主防犯活動団体の活動活性化について連携するほか、県内2地域で地域会議を開催し、関係者の情報共有や連携の促進を図った。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施したほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行った。	4,944
④ 子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 子どもの貧困対策の推進	地域・家庭福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	子どもと「支援」をつなぐ地域ネットワーク形成を促進するため、福祉と教育等との連携のあり方を考える研修を開催し、市町村や教育委員会等職員30が参加した。また、町村に居住する生活困窮世帯の中学3年生への学習支援事業を実施し、29名が利用した。	5,906
② いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024
③ 不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024
	高校教育課	スペース・イオ	県内4か所のスペース・イオにおいて、不登校やその傾向にある小学生、中学生、中卒者等を対象として、当該児童生徒等が安心して過ごすことができる心の居場所を提供し、カウンセリングなどの対面指導により悩みや不安の解消を図るとともに、個別の学習支援などを行った。	20,824
④ 教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	スクールカウンセラーへの相談回数は8,766回、すこやか電話は166回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は1,437回となっており、児童生徒の問題行動や不登校等の改善のために十分活用されている。	74,024

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	・総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが38クラブに計50回、5市町村の担当課を訪問し、クラブ運営や事業内容等について相談活動を行った。また、他のクラブの参考となるよう、訪問の概要をスポーツ科学センターのHPに掲載した。 ・総合型クラブ活動推進セミナー(年1回31名参加)、クラブマネジメントフォローアップセミナー(年2回34名参加)を開催した。 ・スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが連携し、3地区(計5回329名参加)でイベントを開催した。	4,502
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	県内3地区で全ての校種を対象に学習指導要領に基づいて、体育・保健体育の学習指導及び体育・健康に関する指導の改善・充実に関する研修を行うことで、児童生徒の「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進のための実践力の育成」を図る。	4
② 心の健康づくり・自殺予防の推進	保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業	・SOSの出し方教育実践事業を教育庁と協力して実施。 ・教職員向け自殺予防強化事業を秋田こころのネットワークへ委託し実施。	1,090
	保健体育課	心の健康づくり相談事業	多様化する児童生徒の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科相談医を配置するとともに、事例検討会を実施し教員の資質向上を図る。	1,571
③ 性教育の推進	保健・疾病対策課	思春期からの健康づくり支援事業	・性に関する指導拡充事業(教育庁保健体育課所管)を実施。 ・ピアカウンセリング等による相談、健康教育を実施。	1,362

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
③ 性教育の推進	保健体育課	性に関する指導事業	性に関する科学的な知識と正しい判断力を身に付け、的確な自己決定ができる児童生徒を育成するため、産婦人科相談医による相談活動や学校における性に関する講座を中・高・特別支援学校で実施する。	670
④ 薬物乱用防止教育等の推進	医務薬事課	薬物乱用防止事業	・薬物乱用防止指導員（薬剤師等）及び保健所職員等が学校における講演を46回実施し、計5,021人の参加があった。 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動6.26ヤング街頭キャンペーンを11か所で実施し、105人の生徒・学生を含む計369人が啓発活動を行った。 ・中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスターコンテストを実施し、17校86作品の応募があり、優秀作品26作品について展示会（H30.11.23「ぼほろーど」）を開催した。	518
	保健体育課	薬物乱用防止教育推進事業	喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は健康を損なうとともに、対人関係等にも深刻な悪影響を与えることを学校・家庭・地域の連携を図りながら教育活動全体で取り組む。	—

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校35校、中学校52校に対して、臨時講師77人、非常勤講師74人を配置する。	606,709
	義務教育課	学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2の全体で実施（小4：国算理、小5、6：国社算理、中1、2：国社数理英）。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	1,966
	高校教育課	メディカルセミナー	県政の課題である医師不足に対応し、地域医療を支える人材を育成するため、医師を志す生徒を対象として、県内医療機関の視察、地域医療体験学習などのプログラムを秋田大学等で実施した。	140
	高校教育課	学力向上推進事業	秋田の将来を支える高校生の確かな学力を育成するため、高等学校学力・学習状況調査、探究活動等実践モデル校、スーパーサイエンスプログラム、教員派遣スキルアップ研修を実施した。	11,590
② 多様な体験活動の推進	長寿社会課	中学・高校生等を対象とする介護の職場体験事業	・実施期間 平成30年5月～平成31年3月 ・職場体験者数 77人	5,003
	農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	県内の小学生等を対象に3地区で実施した農業体験（農作物の収穫等）活動を支援した。	406
	生涯学習課	こころを育てるセカンドスクール推進事業	県内11の教育施設等において、延べ1,066校（園）の学校等がセカンドスクールの利用を実施し63,098人が利用した。中でも、本県における特徴的な体験活動プログラムの一つであるプロジェクトアドベンチャー（PA）については、PA支援員の配置やエレメント（用具設備）の点検・修繕、少年自然の家職員を対象とした管理者研修会などを実施し、セカンドスクールの利用の推進を図った。	4,524
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を12回開催したほか、随時、工作体験等を行える環境を整えた。	6,661
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地では、随時、工作体験を行える環境を整えた。	6,793
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会を5回開催し81名の参加者があった。また、県内外11の教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行った。	2,000
	高校教育課	インターンシップ推進事業	高校1、2年生を対象に、延べ1799事業所において就業体験を実施した。	336
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	環境に関する講師派遣や施設見学受入れなどが可能な18企業・団体を「あきた環境学習応援隊」として登録。この応援隊が提供可能な支援内容（人材、教材及び施設等）の動画等をDVDにまとめ、県内全ての小中高校及び特別支援学校に配布し、県内の環境学習機会の充実・拡大につなげた。	1,951
	温暖化対策課	「環境の達人」の地域派遣事業	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等への講師派遣を41回実施。	975
	温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。4件を知事表彰した。	115
	温暖化対策課	子どもエコクラブ支援事業	登録32クラブ、登録メンバー2,661人。H31.3.24に行われた「子どもエコクラブ全国フェスティバル2019」に、本県代表としてマックスバリュ東北秋田イオンチアーズクラブのメンバー5名を派遣した。	266

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	学校環境教育支援事業	大館市立成章小学校、由利本荘市立西目小学校、由利本荘市立石沢小学校、横手市立雄物川小学校、湯沢市立湯沢南中学校、県立秋田南高等部の6校を環境教育支援校として指定し環境教育関連の器具類を提供した。また、北東北三県共通環境緒ワークブック児童用冊子を県内の全小学校5年生に配布した。	494
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとな子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として開催。 【開催日時】 平成30年9月1日(土)～2日(日) 【開催場所】 秋田駅前アゴラ広場・買物広場大屋根下 【来場者数】 約2万2千人 【出展者数】 42	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を12回開催したほか、随時、工作体験等を行える環境を整えた。	6,661
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地では、随時、工作体験を行える環境を整えた。	6,793
	自然保護課	白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センター(藤里館)における自然観察会を5回開催し81名の参加者があった。また、県内外11の教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行った。	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、54の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行い、4,874人が参加した。	13,957
義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校環境緑化の部に19校、学校林等活動の部に4校の応募があった。全日本学校関係緑化コンクールに、由利本荘市立大内中学校(環境緑化)と秋田県立二ツ井高等学校(学校林等)を推薦し、それぞれ入選と準特選を受賞した。	25	
④ 開かれた学校づくり	生涯学習課	学校支援活動 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村事業支援 ・18市町村、57支援活動を支援 ●県立学校のコミュニティ・スクール導入促進 ・2県立学校のCS化、2県立学校のCS導入促進 	11,045
⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実	次世代・女性活躍支援課	男女共同参画副読本の活用	学校の授業等において、男女が協力して仕事や家事・育児に取り組む意義や、性別に関係なく個性と能力を發揮できる社会等について、学び考える機会を持つことができるように作成した副読本の活用率は、小学校で86.4%、中学校で89.8%、高校で65.3%であった。	-

〈思春期〉施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① ふるさとを知る取組促進	義務教育課	市町村子ども議会等への支援	横手市の子ども議会を視察し、子ども議会の開催の状況や内容の把握に努めた。	-
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を12回開催したほか、随時、工作体験等を行える環境を整えた。	6,661
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地では、随時、工作体験を行える環境を整えた。	6,793
	自然保護課	白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センター(藤里館)における自然観察会を5回開催し81名の参加者があった。また、県内外11の教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行った。	2,000
② 国際理解の促進	国際課	ロシア青少年交流事業	県内高校の生徒をロシア沿海地方へ派遣し、現地の学生と文化活動等の交流を実施(人数:高校生6名ほか計11名)(期間:平成30年9月15日～22日)	3,835
	国際課	天津市青少年交流事業	県内高校の生徒を天津市に派遣し、現地の学生と環境保護や文化交流などを通じた友好交流を実施(人数:高校生9名ほか計15名)(期間:平成30年12月23日～28日)	5,059
③ 国際交流や国際協力活動の参加促進	高校教育課	小学校外国語活動教員研修事業	小学校外国語活動におけるリーダー的教員を育成するため、国際教養大学において40人の参加者のもと、研修を実施した。	50

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① ボランティア活動の推進	高校教育課	ボランティア活動に関する協議会	県内9地域において、各校の高校生インターンシップ推進事業及び高校生ボランティア活動等推進事業の担当者を構成員とする地域連絡協議会を組織し、実施上の連絡・調整、情報交換等を行うことにより、事業実施の円滑化を図った。	-

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
② 文化活動の推進	文化振興課	あきた県民文化芸術祭 2018	(一社) 秋田県芸術文化協会との共催で秋田県青少年音楽コンクールを開催し、ピアノ部門95名、弦楽器部門8名、声楽部門27名、管・打楽器部門35名の参加があった。また、あきたの文芸では、25歳以下の参加者を対象としたグリーン賞の枠を設け、4名を表彰した。また、多くの文化事業をあきた文化交流サイト「ブンカDEゲンキ」に掲載し、事業への参加機会を提供した。	2,013
③ 子ども・若者の「声」の反映	次世代・女性活躍支援課	青少年の健全育成運動推進課	・7月の青少年非行・被害防止全国強調月間に合わせ、県内中学生を対象とした「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を行い、表彰式及び優秀作品等の展示を行い、青少年の健全育成の機運を高める。(青少年育成秋田県民会議と共同開催) ・平成30年9月14日秋田市立秋田東中学校を会場として「わたしの主張2018秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を得た中学生が日頃考えていることなどを発表し、最優秀者等を表彰した。(青少年育成秋田県民会議と共同開催)	1,409

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 職業意識の形成支援	移住・定住促進課	秋田を支える人材確保支援事業(高校生県内就職率UP事業・トップが語る秋田の企業)	高校生が地元企業に目を向け、県内就職への意識付けするため職場見学と経営者講話を行った。高校1年生、教員、保護者を対象に、23校で実施した。(うち1校は経営者講話のみの実施)	2,538
	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システム(Aーキャリア)の運用を8月に開始し、395事業所等のデータを掲載した。	1,862
	高校教育課	ふるさとものづくり企業紹介事業	県内の高校生に、地域に根ざし元気にものづくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行った。	-
② 職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業(啓発・準備研修)	新規参入希望者等を対象に、座学と農業体験を組み合わせた研修を3回実施し、9名が参加した。また、農業高校生を対象に、10日間程度の農家滞在体験を実施した。	318
	森林整備課	秋田の高校生林業体験事業	今後、更に増大が見込まれる素材生産に対応するため、県内の高校生を対象とした高性能林業機械操作等の体験学習を県内3箇所で行い、17人が参加した(うち2人が林業事業体に就職)。	1,530
	高校教育課	インターンシップ推進事業	高校1、2年生を対象に、延べ1799事業所において就業体験を実施した。	336
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	働き方改革推進員配置事業	県内企業の働き方改革の取り組みを促進するため、働き方改革推進員を8人配置し、個別事業所訪問(個別事業所訪問数 延べ4,682事業所)を中心とした活動を行い、県内企業の働き方改革の意識啓発や情報提供を行うとともに、Aターン求人等の開拓及び新規学卒者の県内就職促進等を併せて実施した。	14,210
	移住・定住促進課	秋田を支える人材確保支援事業(高校生県内就職率UP事業・秋田の企業魅力発信強化事業)	高校生が進路志望を決定する前に、多くの県内企業情報を収集する機会を提供するため、企業見学会を行った。高校2年生を対象に県内8地域振興局(9地域)で開催し、56校、生徒3,465人が参加した。	4,492
	高校教育課	就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、県立高等学校担当として24人、私立高校担当として1人 合計25人の就職支援員を配置した。	55,712
	高校教育課	職場定着支援員配置事業	就職支援員のとりまとめ役となり、地域ごとに職場定着等を目指した各種事業を推進するため、県立高等学校に4人の職場定着支援員を配置した。	9,311
	高校教育課	将来設計支援事業	大学等卒業後の県内就職促進と工業高校等の県内就職率向上のため、県内高等学校にキャリア探究アドバイザー3名と就職支援員4名を配置した。	10,979
④ 奨学金制度による経済的負担の軽減	移住・定住促進課	奨学金貸与・返還助成事業(多子世帯向け奨学金貸与事業)	子ども3人以上の多子世帯の大学生・短大生82人に奨学金を貸与した。	143,026

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① ひきこもり対策の推進	次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業	ニート等社会的自立に困難を有する若者を支援する場として設置した「若者の居場所」で、相談支援や自立に向けたステップとしてボランティア活動への参加を支援(参加者318人)したほか、居場所の運営団体を対象としたスキルアップ研修等により居場所の運営体制を強化した。また、地域若者サポートステーションにおいてジョブトレーニングや職場体験等を実施し、様々な課題を抱え就職に踏み出せずにいる若者の就職等を支援した。(就職者等119人)	8,779
	高校教育課	就職支援員による相談	高校卒業後、進学も就職もしていない若者に対し、就職支援員が中心となって進路等の相談に応じたり、就職に必要な知識・技能を習得する場を紹介するなどの支援を行った。	-
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,720

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行った。 ・相談支援の強化のため、15市町に補助金を交付した。	24,316
	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行った。	2,157
	特別支援教育課	特別支援学校実践的職業教育推進事業	・天王みどり学園に職場開拓員を各1名配置し、農業生産法人や地場産業等を中心に開拓。 ・実習受入可能159事業所、雇用相談可能96事業所を開拓。 ・開拓先事業所と連携した実践的な職業教育として、12作業品目で作業内容の導入や技術指導、職場実習等の協力を得た。 ・同年の就職者は74名（卒業生に対する就職者割合37.8%）を達成。	4,643
③ 発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)	-
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	・新任コーディネーター研修会を3期にわたり開催（小・中学校から82名参加）。 ・特別支援教育支援員研修会を県内3地区各1回実施（合計459名参加）。 ・特別支援教育支援員配置校研修を80回実施。 ・特別支援教育に係る研修会（かがやきミーティング）を各地区1回開催（合計604名参加）。 ・専門家・支援チームによる巡回相談を小学校40校、中学校21校に対して実施。	2,630

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 健全育成運動の推進	次世代・女性活躍支援課	あきた家族ふれあいサンサnderの推進	市町村に対し、小中学校等の登校時の声かけ、見守りやあいさつ運動展開を働きかける。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを図る。	-
② 非行防止活動の促進	次世代・女性活躍支援課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会（環境浄化部会）を3回開催し、読図図書等の有害指定、優良図書等の推奨を行う。また、書店などへ立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う	3,300
② 非行防止活動の促進	生涯学習課	大人が支える！インターネットセーフティの推進	ネットパトロール事業により、県内全ての児童生徒のネット上への投稿状況を把握し、危険度や緊急性に応じた指導・支援を行った。リスクレベル中（緊急性はないが、早期の指導・対応等が望ましい内容）は40件の検知があったが、各学校を通して対象児童生徒やその保護者への指導を行い、全て解決済みである。 あきた県庁出前講座「大人が支える！インターネットセーフティ」は102回実施し、10,742名の受講者があった。 青少年教育施設を活用したネット依存対策事業「うまホキャンプ」には、メインキャンプに5名、フォローキャンプに6名の参加があった。	7,015
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・保護者及び子ども等の情報モラル教室等を386回実施した。 ・携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を137回実施した。 ・学校において非行・犯罪被害防止教室を644回実施した。 ・未成年者飲酒・喫煙防止のキャンペーンを実施した。	473
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を994回実施した。 ・未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン等を実施した。	14,017
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を182回実施した。 ・キャンペーン等の未成年者飲酒・喫煙防止活動を実施した。 ・駅や繁華街等における巡回活動を38,693回実施した。	38,960
③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行（年3回）や優良な自主防犯活動団体を表彰した。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知に取り組んだ。 ・安全安心まちづくり担当者会議を開催し、自主防犯活動団体の活動活性化について連携するほか、県内2地域で地域会議を開催し、関係者の情報共有や連携の促進を図った。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施したほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行った。	4,944
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・保護者及び子ども等の情報モラル教室を386回実施した。 ・携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を137回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動120回実施した。	473
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・学校において非行、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を994回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。	14,017
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を182回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。 ・携帯電話に関連した相談を受理した。	38,960
④ 立ち直りへの支援	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・少年に手をさしのべる立ち直り支援活動により、1人に支援を実施した。 ・「大学生少年サポーター」による学習支援を5人に対し実施（述べ19回）した。 ・少年警察ボランティアによる農業体験等の居場所作り活動を実施した。	473

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
④ 立ち直りへの支援	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・少年警察ボランティアと連携したによる農業体験等の居場所作り活動を4回実施した。	14,017
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・少年警察ボランティアと連携したによる農業体験等の居場所作り活動を3回実施した。	38,960

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	県立技術専門学校3校において、新規学卒者等を対象とした職業訓練を実施し、平成30年度は新たに121名が入校した。産業ニーズに適応したより実践的な訓練を実施するための機器を整備し、訓練内容の更なる充実を図るとともに、成長分野を担う人材を育成した結果、訓練修了者における就職希望者の就職率は100%となり、うち県内就職率は87.7%と、若年者の県内定着に寄与した。	16,837
	雇用労働政策課	若年者委託訓練	若年求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3か月)と企業等での実習(1か月)を組み合わせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施した。(医療事務科 2コース、パソコンビジネス科 1コース、入校者 37人)	8,801
	農林政策課	新規就農総合対策事業(未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施した。	38,357
	農林政策課	ウェルカム秋田! 移住就業応援事業	首都圏において、移住就農に関するセミナーや個別相談会を3回実施し、延べ153名が参加したほか、移住希望者を対象に技術習得等のためトライアル研修を実施し、短期研修31名、中期研修10名が参加した。また、本県に移住就業した者に対し、機械施設等の無償貸与や技術指導を行うなど、早期に経営が軌道に乗るようフォローアップ活動を実施した。	42,471
	水産漁港課	秋田の漁業がんばる担い手確保育成事業	漁業に興味を持つ者を対象に漁業就業体験を実施した。また、水産漁港課に設置した「漁業就業希望者確保センター」を窓口として漁業就業希望者を広く募集し、漁業者が行う技術習得に向けた研修を支援し、入門研修4名、実践研修11名が参加した。	17,558
② 県内定住に向けた支援	移住・定住促進課	移住総合推進事業	首都圏及び県内の移住相談窓口において市町村等の関係機関と連携し、相談対応や移住情報の発信を行うとともに、先輩移住者との交流や多様な働き方に関する提案や現地体験を提供する等の事業を実施し、移住者の呼び込みに取り組んだ。	124,112
	移住・定住促進課	奨学金貸与・返還助成事業(県内就職者奨学金返還助成事業)	奨学金返還助成制度の認定(556件)や交付事務(516件)のほか、県内外大学等に対して制度の周知等を行った。	64,099
	移住・定住促進課	若者向け定住・定着「ご縁」システム整備事業	秋田での就職や定住につながる情報をダイレクトに発信するとともに、県主催イベント等に参加する学生や県外在住者に「ポイント」を付与し、県内就職後に「ポイント」に応じ優待サービスを提供した。	2,779
	移住・定住促進課	県内回帰意識醸成事業	大学生等を対象に、「秋田で働く・暮らす」を考えるセミナーや企業見学会(セミナー8回、企業見学会6回)を行い、秋田への回帰・定着を意識させるとともに、大学生を子に持つ親を対象とした就職サポート講座(3回)を開催し、県内企業への理解を深め県内就職に向けた親の意識醸成を図った。	13,932
	移住・定住促進課	学生向けインターンシップ促進事業	「アキタインターンシップセンター」を設置し、県外学生を対象に県外企業におけるインターンシップの支援を行った。また、企業向けインターンシップ導入セミナー(3カ所)を開催するとともに、県内企業向けのインターンシップガイドブックとインターンシップ実施企業の紹介動画を作成した。	12,547
	移住・定住促進課	首都圏新卒者向け県内就職促進事業	首都圏の県出身学生等に対し就職支援情報等を提供するため、東京事務所に「あきた学生就活サポーター」2名を配置した(学生延べ568人と面談)。また、県内外学生への県内企業等の情報発信強化に向け、秋田県就活情報サイト「こっちゃけ!」を改修・運営したほか、秋田県就活情報総合誌を作成・配布した。	13,940
	移住・定住促進課	就職支援協定推進事業	県内就職に向けた情報を大学を通じて本県出身学生に提供するため、本県出身者の在籍が多い首都圏大学等との就職支援協定締結を推進したほか、協定校と県内企業が連携して行う採用活動等を支援(13社)した。	1,533
	移住・定住促進課	合同就職説明会等開催事業	学生の職業観の育成や学生と県内企業のマッチングを図るため、大学、短大、専修学校等の学生と県内企業が一堂に会する説明会(3カ所)や面接会(2回)等を実施した。	3,610
	移住・定住促進課	あきた女子活応援サポート事業	女子学生の秋田でのキャリアプランの意識を醸成するため、女子学生を対象に県内企業で活躍する女子社員「あきた女子活応援サポーター(15名)」との交流会(4回)を実施した。	2,488
	移住・定住促進課	Aターン就職促進事業	Aターンプラザにおける相談対応やマッチング支援のほか、「Aターン就職フェア」の開催等により、Aターン希望者と県内企業とのマッチング機会を提供し、Aターン就職の促進を図った。	34,967
	雇用労働政策課	キャリア応援事業	「あきた就職活動支援センター」において、求職者の再就職支援のため、キャリアコンサルタントによる個々の特性に応じたきめ細かな就職相談等を行い、利用者延べ33,013人のうち3,065人が就職を果たした。また、若年従業員の職場定着を図るため、若年従業員の指導に係わる管理者や、入社概ね3年以内の若年従業員に対して「職場定着セミナー」を県内3会場で開催した結果、計182人が参加し、職場でのコミュニケーションの取り方や仕事に取り組む意欲を引き出す方法、ストレス対処法等について学び、若年者を中心とした県内就職・地元定着に寄与した。	33,848

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
③ 起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	・起業家に対して初期投資費用や人件費の一部を助成し、起業の創出を促進した。起業支援事業費補助金の採択数13件のうち、20代の起業者1件、30代の起業者5件に対し支援した。	16,294
	商業貿易課	起業家育成事業	・高校生や大学生を対象に、会社設立の模擬体験を通じた起業家意識を醸成するプログラムを実施した。(横手地区2校、参加者数15人) ・若者、女性、シニア等幅広い年齢層を対象とし、起業に必要な基礎知識等の習得を図るための起業スキル習得塾(県内7か所 参加者数 157人)を実施した。	4,099
	商業貿易課	I C T活用によるグローバル起業家人材育成支援事業	・県内在住の大学生を対象に、秋田を拠点として、国内外から高付加価値な仕事を受注できる起業家人材を育成するためのプログラム(平成29~30年度の2カ年)を実施した。プログラム1年目参加者数は延べ86名で、2年目はそのうち3名の学生に対し、事業計画のブラッシュアップ等を実施した。	9,886

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 社会人の学習機会の提供	生涯学習課	あきたスマートカレッジ事業	県でなければできない講座や大学・企業等との連携しての講座を実施(6講座、96回、3,881名参加)	2,207
② 高等教育機関による学びの機会の提供	高等教育支援室	カレッジプラザ運営事業	大学コンソーシアムあきた主催事業(高大連携授業等)、県内大学・短大等主催事業(公開講座、講演会、研究会等)などの会場として利用された。 平成30年度実績:合計利用回数1,161回、利用延人数28,835人	6,125
③ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供	温暖化対策課	エコマイスター協議会支援事業	あきたエコマイスター県北・県央・県南協議会への委託による環境講演会や施設見学等を19回開催。	749
	温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	環境に関する講師派遣や施設見学受入れなどが可能な18企業・団体を「あきた環境学習応援隊」として登録。この応援隊が提供可能な支援内容(人材、教材及び施設等)の動画等をDVDにまとめ、県内全ての小中高校及び特別支援学校に配布し、県内の環境学習機会の充実・拡大につなげた。	1,951
	温暖化対策課	環境あきた県民塾	環境をテーマとした、体験分野を含む9講座を実施。44名受講、18名修了。	1,052
	温暖化対策課	あきたエコマイスターNEWSの発信	「あきたエコマイスターNEWS」を年2回(7月、2月)、各4000部発行。	513
	温暖化対策課	「環境の達人」の地域派遣	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等への講師派遣を41回実施。	975
	温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。4件を知事表彰した。	115
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として開催。 【開催日時】平成30年9月1日(土)~2日(日) 【開催場所】秋田駅前アゴラ広場・買物広場大屋根下 【来場者数】約2万2千人 【出展者数】42	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を12回開催したほか、随時、工作体験等を行える環境を整えた。	6,661
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地では、随時、工作体験を行える環境を整えた。	6,793
自然保護課	白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センター(藤里館)における自然観察会を5回開催し81名の参加者があった。また、県内外11の教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行った。	2,000	

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域づくり推進課	地域協働連携推進事業	多様な主体の協働による地域課題の解決、地域活性化に向けた実践活動を促進するため、県内9地区における取組を支援した。また、県民の地域づくり活動のきっかけづくりとなる地域活力発見フェスタを県北、中央、県南の3地区で開催した。	21,416
② 若者文化への支援	文化振興課	若手アーティスト育成支援事業	県内若手アーティスト8組による展覧会を開催し、約4,000人が来場した。	542
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	国際課	アセアン交流促進事業	アセアン地域との交流促進と人材育成のため、商工団体等関係者などによる訪問団をマレーシアへ派遣(人数:34名)(期間:平成30年11月6日~9日)	2,220

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	次世代・女性活躍支援課	若者活躍支援事業	若者が地域活性化に関する手法や事例を学ぶ講座を開催するとともに、受講生による事業提案コンテストを実施（40名参加）した。	2,275
	生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	小学生のうちから英語に親しむための「イングリッシュキッズプロジェクト」に25校43名が参加、選挙権年齢の引き下げに対応した「高校生のための主権者セミナー」には18校46名が参加するなど、時代の変化に対応した事業を実施し、若者の主体性の育成を図った。	3,038

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 出会いと結婚への支援	次世代・女性活躍支援課	あきた出会い・マッチング支援事業	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング（お見合い）事業の強化、出会いイベント開催支援、地域における結婚支援の活性化の為に、企業と自治体等が連携した取組を行う事により、出会い・結婚支援の促進を図った。	31,798
② 企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業	企業における女性の活躍推進とともに、仕事と育児・家庭との両立支援の取組を促進するため、「あきた女性活躍・両立支援センター」を秋田県商工会連合会と連携して設置し、女性活躍・両立支援推進員3人の企業訪問（1,265社）による普及啓発や、女性活躍・両立支援アドバイザー（社会保険労務士）の派遣（98社）による指導・助言のほか、女性活躍や両立支援に取り組む企業に対して助成（30社）した。	22,492
	次世代・女性活躍支援課	モデル企業による働くパパ・ママ支援実践事業	男女ともに子育てしやすい職場環境づくりを進めるため、テレビCMや啓発ポスター等を活用した仕事と子育ての両立への意識啓発を実施したほか、県内企業に対して、「子どもお仕事参観日」のほか、働き方の見直しに向けた取組を実施するなど、従業員の仕事と育児・家庭の両立支援に積極的な企業の実践例をリーフレット等で広く紹介した。	4,396
③ 企業における独身従業員の結婚支援の促進	次世代・女性活躍支援課	出会い・結婚支援事業	平成29年度で事業終了	—
④ ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組	「あきた女性の活躍応援ネット」による情報提供のほか、各種セミナーの開催時や「あきた女性活躍・両立支援センター」における企業訪問等による制度周知により、前年度から51事業所が増加し、累計で469事業所となった。	—
	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業	企業における女性の活躍推進とともに、仕事と育児・家庭との両立支援の取組を促進するため、「あきた女性活躍・両立支援センター」を秋田県商工会連合会と連携して設置し、女性活躍・両立支援推進員3人の企業訪問（1,265社）による普及啓発や、女性活躍・両立支援アドバイザー（社会保険労務士）の派遣（98社）による指導・助言のほか、女性活躍や両立支援に取り組む企業に対して助成（30社）した。	22,492
	次世代・女性活躍支援課	経営者等を対象とした意識啓発セミナーの実施	企業等の経営者や管理職を対象として、女性の活躍推進に向けた意識啓発セミナーを秋田市で開催（平成30年10月26日）し、65名が参加した。	516
	次世代・女性活躍支援課	モデル企業による働くパパ・ママ支援実践事業	男女ともに子育てしやすい職場環境づくりを進めるため、テレビCMや啓発ポスター等を活用した仕事と子育ての両立への意識啓発を実施したほか、県内企業に対して、「子どもお仕事参観日」のほか、働き方の見直しに向けた取組を実施するなど、従業員の仕事と育児・家庭の両立支援に積極的な企業の実践例をリーフレット等で広く紹介した。	4,396

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績	H30決算額 (千円)
① 若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施した。	803
	障害福祉課	特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催した（年1回）。	382
	次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業費	ニート等社会的自立に困難を有する若者を支援する場として設置した「若者の居場所」で、相談支援や自立に向けたステップとしてボランティア活動への参加を支援（参加者318人）した。また、地域若者サポートステーションにおいてジョブトレーニングや職場体験等を実施し、様々な課題を抱え就職に踏み出せずにいる若者の就職等を支援した。（就職者等119人）	8,779
	生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	対人関係が苦手な青少年を対象にした「なまはげキャンプ」への参加は2名と少なかったが、青少年の居場所を提供する「ゆうスペース」は、年間延べ23名が利用した。ボランティア団体「スマイル」と連携し、定期的に相談活動や行事を実施するなど、今後も継続的に若者の自立に向けた事業の提供を行っていく。	810
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行った。	2,157
	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。（予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。）	—
③ ひきこもり対策の推進	障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援、関係機関からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実化やひきこもり状態にある人やその家族の支援を行った。また、一般の企業や事業所の協力を得て、ひきこもり状態にある人に就労体験による社会参加の機会を提供し、ひきこもりからの改善を支援した。	11,905
④ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業	・SOSの出し方教育実践事業を教育庁と協力して実施。 ・教職員向け自殺予防強化事業を秋田こころのネットワークへ委託し実施。	1,090

5 令和元年度子ども・若者に関する事業内容及び予算額

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 子どもや母親の心身の健康確保	保健・疾病対策課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を助成するほか、HTLV-1母子感染対策研修会を開催する。	5,970
	保健・疾病対策課	幸せはこぶこウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう特定不妊治療費の一部を助成するほか、「こころとからだの相談室」(不妊専門相談センター)を運営する。妻の年齢が43歳未満の夫婦に対して、1回につき20万円(一部治療除く。)まで。ただし、初回に限り30万円(一部治療除く。)まで。初回時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算9回まで、40～42歳の場合は通算3回まで。男性不妊治療に対して1回につき15万円まで(初回に限り30万円)。	102,622
	保健・疾病対策課	産みたい・働きたい応援事業	不妊治療を希望する方が安心して働くことができるよう、企業に対して不妊治療への理解を深めるセミナーを開催するほか、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行う。	1,351
	保健・疾病対策課	難聴児補聴器購入費助成事業	中軽度の障害のある児童が補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を助成する。	942
② 周産期医療体制の整備	医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)の運営に対し補助する。	144,076
	医務薬事課	総合周産期母子医療センター設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)で必要な医療機器の整備に対し補助する。	0 (補正予定)
	医務薬事課	地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター(大館市立総合病院、平鹿総合病院、秋田大学附属病院)の運営に対し補助する。	57,395
	医務薬事課	産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図る。 対象：北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院	68,430
	医務薬事課	周産期医療調査・研修事業	本県の周産期死亡の改善を図るために、周産期死亡の実態調査、改善方策の検討、各医療機関への周知を行うほか、県内の周産期医療従事者(医師、助産師等)の知識・技術の維持・向上を図る研修を実施する。	756
	医務薬事課	産科医療機関施設設備整備事業	平成30年度で事業終了	
	医務薬事課	病院間連携による産科医療体制維持支援事業	平成30年度で事業終了	

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	認定こども園施設整備事業	認定こども園の改築、大規模修繕等の施設整備や、防犯カメラ及びフェンス等の防犯対策整備に対し助成する。	231,832
	幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	保育所等で実施する①一時預かり事業、②延長保育事業、③病児保育事業、④実費徴収に係る補給給付事業、⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑥病児保育施設整備事業に対し助成する。	275,638
② 子育て家庭の経済的負担の軽減	長寿社会課 国保・医療指導室	福祉医療費等助成事業	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小中学生82,038人(想定人数)に対して医療費の助成を行う。	1,071,629
	次世代・女性活躍支援課	すこやか子育て支援事業	保育所等を利用する子育て家庭に保育料助成を実施する市町村に対し、その経費の1/2を助成する。	830,047
	障害福祉課	すこやか療育支援事業	障害児通所支援事業を利用する子育て家庭に児童発達支援等援助費等として助成を行う市町村に対し、その経費の1/2を助成する。	3,994
③ 地域における子育てサポート体制の充実	次世代・女性活躍支援課	地域子育て支援推進事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催するほか、子育て情報などを発信する。	1,955
	次世代・女性活躍支援課	地域で支える子育て応援事業	市町村が創意工夫し地域の実情に応じ主体的に取り組む子育て支援事業に助成することで、地域全体の次の世代を育む環境整備の充実を図る。	685

〈乳幼児期〉施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 児童虐待防止対策の推進	地域・家庭福祉課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催するほか、児童相談関係職員に対する研修の実施、啓発物品の配布による児童虐待防止啓発キャンペーン等を実施する。	10,628
② 障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	45,348
	障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	988,778
	保健・疾病対策課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。	4,459
	保健・疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費の助成を実施する。	123,000
	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	障害のある幼児に対して、適切な支援を行うことができるよう、園内支援体制の整備と教職員研修等により教育的支援の充実を図る。	2,019
特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある幼児の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	1,833	
③ 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討する。 協議会年2回、研修会2回開催予定	238

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① ひとり親家庭への支援	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	「秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター」を設置し、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。	9,896
	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭日常生活支援事業	自立のための就業や疾病等により日常生活に支障が生じている場合に、生活支援員を派遣して援助や保育サービス等の事業を実施する市町村に対して補助を行う。	1,060
② DV対策の推進	地域・家庭福祉課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。	39,777

〈学童期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動の充実のために、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、各世代に応じたスポーツ活動を推進する。	4,794
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき、体育・保健体育の学習指導及び体育・健康に関する指導の改善・充実に関する研修を行うことで、児童生徒の「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進のための実践力の育成」を図る。	43
② 食育の推進	健康づくり推進課	食の国あきた推進事業	食育ボランティアなど食育に関わる関係者に対して、食育研修会を開催する。県内8地域振興局で食育地域ネットワーク会議を実施し、地域での食育に関する課題の共有及び情報交換を行う。	521
	保健体育課	秋田県学校給食研究協議大会	学校における食育を推進する上で重要な役割を担う学校給食の在り方について研究協議を行い、学校給食関係者の資質向上を図る。	7
③ 心の教育の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067

〈学童期〉施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	家庭教育支援チーム ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	地域人材がチームで家庭教育に関する学習機会等の提供や相談活動を行い、地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを支援する。 ・家庭教育支援指導者等研修会の実施(家庭教育支援チーム・リーダー養成講座) ・家庭教育支援チームへの補助 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—

〈学童期〉施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067
② 父親の育児参加の促進	次世代・女性活躍支援課	ワーク・ライフ・バランス促進事業	男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できる社会を目指し、男性の家事・育児への参画や仕事と子育てとの両立など、働き方の見直しに向けた意識醸成や取組の実践を促進するため、県広報誌を活用した全戸配付や県ウェブサイトを活用したロールモデルとなる男女・企業等の紹介等により、ワーク・ライフ・バランス実践の全県的な機運を醸成する。	4,317
③ 地域教育支援体制の充実	次世代・女性活躍支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした、放課後児童クラブ運営費に対する助成及び新設の放課後児童クラブの整備費に対する助成を行うことで、安心できる居場所の提供を図る。	570,424
	生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動を積極的に推進するため、①協働活動、②家庭教育支援チーム、③放課後子ども教室、④あきたわくわく未来ゼミを実施する。また、これらの事業を一体的に推進するため、各市町村に統括コーディネーターを配置する。あわせて、一体型事業の核となる地域人材を育成するため、コーディネーターや活動支援者を対象とした研修会を各地区で定期的に実施する。 ※予算額は①～④までの事業を一括して計上	59,197

〈学童期〉施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行（年3回）や優良な自主防犯活動団体の表彰を行う。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 ・安全安心まちづくり担当者会議を開催し、自主防犯活動団体の活動活性化について連携するほか、県南地域でモデル的に地域会議を開催し、関係者の情報共有や連携の促進を図る。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行う。	6,044
	県警生活安全企画課	子どもの安全対策	児童、生徒を対象とした防犯教室や不審者侵入対応訓練により、自己防衛意識の向上を図っていく。また、「子供110番の家」設置者等に対するステッカーの配布や研修会の開催により、子供の避難先の確保に努めている。更に、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した合同点検や見守り活動を強化し、子供の安全を確保するための対策を促進する。	402
② 情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	消費生活安全・安心事業	・高齢者向けのリーフレットや小学生向けの冊子を作成・配布するなど、消費者被害の未然防止に係る啓発事業を実施する。 ・市町村が行う消費生活相談体制の充実等に対し、支援する。	32,552
	県民生活課	消費者行政強化事業	高齢化・情報化の進展や成年年齢下げなど社会情勢の変化によって生ずる消費者問題に対応するため、県及び市町村の消費生活相談体制の強化を図るとともに、若年者等への消費者教育の推進を図る。	6,674
	義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針において、情報教育の重点を示し、学校全体で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図る。また、文部科学省の関連事業及び教材等について、各小・中学校に周知を図る。	—
	生涯学習課	大人が支える！インターネットセーフティの推進	○ネットパトロールと健全利用啓発事業 ・ネットパトロール事業 ・あきた県庁出前講座「大人が支える！インターネットセーフティ」の実施 ○青少年教育施設を活用したネット依存対策事業 ・メインキャンプ（8月）、フォローキャンプ（12月）の実施	7,683

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	45,348
	障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。（発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。）	988,778
	保健・疾病対策課	自立支援医療（育成医療）	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。	4,459
	保健・疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費の助成を実施する。	123,000
	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と教職員研修により教育的支援の充実を図る。	2,019
② 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討する。 協議会年2回、研修会2回開催予定	238

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
② 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)	-
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある児童生徒の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	1,833
③ 児童虐待防止対策の推進	地域・家庭福祉課	子ども家庭相談電話事業	子どもや保護者からの悩み事や、夜間休日に発生した虐待等の緊急相談に対応するための電話相談体制の整備(相談員及びフリーダイヤルの設置)をし、適切な援助を行う。	10,581
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応を推進する。 ・児童虐待の早期発見のための相談受理活動を行う ・地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動を行う。	474
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応を推進する。 ・児童虐待の早期発見のための相談受理活動を行う。 ・地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動を行う。	14,018
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応を推進する。 ・児童虐待の早期発見のための相談受理活動を行う。 ・地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動を行う。	38,911
④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等で相談を受理する。	474
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。	14,018
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・携帯電話に関連した相談を受理する。	38,911

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① ふるさと教育の推進	義務教育課	市町村子ども議会等への支援	市町村における子ども議会等の開催をバックアップし、子どもたちが地域の活性化に参画する意欲・態度を育む。	-
② 基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校38校、中学校57校に対して、臨時講師81人、非常勤講師80人を配置する。	602,693
	義務教育課	学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2の全体で実施(小4:国算理、小5,6:国社算理、中1,2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	2,000
	高校教育課	AKITA英語コミュニケーション能力強化事業	国際感覚や世界的視野を身に付けたグローバル社会で活躍できる人材の育成を目指し、外部専門機関等と連携を図りながら、小中高一貫した英語教育システムに基づくプロジェクトを実施することにより児童生徒の英語コミュニケーション能力を強化する。	135,779
③ 多様な体験活動の推進	農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	・中山間地域等の地域資源と土地改良施設及び農地が有する多面的機能の役割について普及啓発するとともに、地域特産物や棚田など中山間地域等の有する地域資源を活用した地域や農業者自らが行う地域活性化のため取組を公募し、支援する。 ・事業メニューの一つに、地域の小学生等を対象とした体験教育活動があり、今年度は子どもの食育体験等、2地区において活動を予定している。	330
	生涯学習課	こころを育てるセカンドスクール推進事業	学校等による教育施設等のセカンドスクールの利用を推進するため、各教育施設等における体験的な学習プログラムの開発・提供の充実を図る。	4,687
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,427
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験を行える環境を整える。	6,793
	自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした県央・県南地区小学生向け自然体験教室を開催する。	2,425
自然保護課	白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センター(藤里館)における自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。	2,000	

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
④ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	「環境の達人」の地域派遣事業	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全・環境放射能に関する知識の普及を図ることを目的とする。	979
	温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。	280
	温暖化対策課	こどもエコクラブ支援事業	毎年3月に開催される「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に本県代表として参加するメンバーを派遣する。	279
	温暖化対策課	学校環境教育支援事業	環境教育支援校として10校程度を指定し環境教育に関連する器具等を提供する（各校30千円程度）。また北東北三県共通環境ワークブック児童用冊子を作成し、県内の小学5年生全員に配布する。	795
	温暖化対策課	あきたの環境を考える体験事業	平成30年度で事業終了	
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にすることを目的として、8月31日～9月1日に秋田駅前アゴラ広場等において、第19回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,427
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験を行える環境を整える。	6,793
	自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした県央・県南地区小学生向け自然体験教室を開催する。	2,425
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、46の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。	13,184
義務教育課	学校関係緑化コンクール	児童生徒の緑を愛する豊かな人間性の育成等を目指し、学校関係緑化コンクールを開催。県として募集・審査を行い、優秀校を全日本学校緑化コンクールに推薦する。	30	
⑤ 読書活動の推進	総合政策課	地域読書活動推進事業	・読んだッチ・リレー文庫事業 子どもたちの身近な場所での読書環境づくりや、大人の読み聞かせを進めるため、県民から寄贈された絵本や児童書を手入れた上で、保育所や医療機関等に配置し、子どもたちへ読書の楽しさをリレーする。 ・「家族で読書」運動等啓発事業 家族で読書を楽しむ、読書習慣の形成と家族間のコミュニケーションを図るため、「家族で読書おすすめ50選vol.2」のパンフレットを、小学1年生の全児童に入学時に合わせて配布する。（2月下旬に小学校へ送付予定）	3,864
	次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成における読書活動の推進	年3回実施する青少年健全育成審議会（環境浄化部会）で推奨する図書について、県公式ウェブサイト「美の国あきた」への掲載、市町村、県内の図書館、小中学校、関係機関を通して県民への周知を図る。	3,781

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)	
①	基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課 (学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなど、基本的な生活習慣や学習習慣定着のための取組や、教育環境づくりについて、充実を呼びかける。	—	
②	生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067
③	学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、教科等の指導力向上に向けた研修会、理数才能育成プロジェクト、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成等の事業により、学習指導の充実を図る。	6,683
④	特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と教職員研修により教育的支援の充実を図る。	2,019

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある児童生徒の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	1,833
⑤ 体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用する。	—

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	あきたの教育力発信事業	検証改善委員会が行う全国学力・学習状況調査等の結果分析及び秋田の探究型授業の推進状況の把握に基づく改善方策等の提言、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善充実事業」における拠点校の取組の発信により、県内各校の教育力の向上を図る。	2,468
	生涯学習課	協働活動 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	教員と地域住民が児童・生徒一人一人に向き合う時間を拡充するとともに、地域全体で子どもを育む環境を整備する。 【県の取組】 運営協議会、連携協議会、全県交流会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、特別支援学校の事業実施（3支援学校4支援活動） 【市町村の取組】学校支援活動 20市町村に補助。84支援活動が実施予定 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	放課後等に学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、児童を対象とした学習活動や体験活動等の機会を提供する。また、放課後児童クラブとの一体型運営を推進し、全ての児童への安心・安全な居場所の提供、学習や体験活動の場を提供する。 【県の取組】 運営協議会、連携協議会、全県交流会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】放課後子ども教室の運営 放課後に空き教室等を活用し、子どもに安心安全な居場所と体験活動等の機会を提供。17市町村に対し補助。88教室が実施予定。うち一体型33教室。 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—
	生涯学習課	あきたわくわく未来ゼミ ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	放課後や土曜日、長期休業中に、全ての子どもたち（小・中・高）を対象に、大学生や教員OBをはじめとした多様な地域人材による、学習支援を実施する。 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—
③ 子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行（年3回）や優良な自主防犯活動団体の表彰を行う。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 ・安全安心まちづくり担当者会議を開催し、自主防犯活動団体の活動活性化について連携するほか、県南地域でモデル的に地域会議を開催し、関係者の情報共有や連携の促進を図る。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行う。	6,044
④ 子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 子どもの貧困対策の推進	地域・家庭福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	福祉と教育等関係者が連携し、子どもと”支援”をつなぐための地域ネットワーク形成を促進させるほか、ひとり親等生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、ひとり親等生活困窮者への家計改善支援事業等を行う。	9,108
② いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067
③ 不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067
	高校教育課	スペース・イオ	県内4か所のスペース・イオにおいて、不登校やその傾向にある小学生、中学生、中卒者等を対象として、当該児童生徒等が安心して過ごすことができる心の居場所を提供し、カウンセリングなどの対面指導により悩みや不安の解消を図るとともに、個別の学習支援などを行う。	22,356
④ 教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へスクールカウンセラーの配置、広域カウンセラーのエリア制導入、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	78,067

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動の充実のために、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、各世代に応じたスポーツ活動を推進する。	4,794

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき、体育・保健体育の学習指導及び体育・健康に関する指導の改善・充実に関する研修を行うことで、児童生徒の「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進のための実践力の育成」を図る。	43
② 心の健康づくり・自殺予防の推進	保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業	・SOSの出し方教育実践事業を教育庁と協力して実施する。 ・教職員向け自殺予防強化事業を秋田こころのネットワークへ委託し実施する。	532
	保健体育課	心の健康づくり相談事業	多様化する児童生徒の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科相談医を配置するとともに、事例検討会を実施し教員の資質向上を図る。	786
③ 性教育の推進	保健・疾病対策課	思春期からの健康づくり支援事業	・ピアカウンセリング等による相談、健康教育を実施する。	692
	保健体育課	性に関する指導事業	性に関する科学的な知識と正しい判断力を身に付け、的確な自己決定ができる児童生徒を育成するため、産婦人科相談医による相談活動や学校における性に関する講座を中・高・特別支援学校で実施する。	809
④ 薬物乱用防止教育等の推進	医務薬事課	薬物乱用防止事業	・薬物乱用防止教室を開催する。 ・生徒・学生の協力を得て街頭キャンペーンを実施する。 ・中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスターコンテストを実施する。	1,750
	保健体育課	薬物乱用防止教育推進事業	喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は健康を損なうとともに、対人関係にも深刻な悪影響を与えることを学校・家庭・地域の連携を図りながら教育活動全体で取り組む。	—

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校38校、中学校57校に対して、臨時講師81人、非常勤講師80人を配置する。	602,693
	義務教育課	学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2の全体で実施（小4：国算理、小5、6：国社算理、中1、2：国社数理英）。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	2,000
	高校教育課	メディカルセミナー	平成30年度で事業終了	
	高校教育課	学力向上推進事業	高校生の確かな学力を育成するために探究的な学習活動や主体的・対話的で深い学びの視点による組織的な授業改善を推進する。	9,843
② 多様な体験活動の推進	長寿社会課	中学・高校生等を対象とする介護の職場体験事業	人手不足が懸念される介護人材を安定的に確保していくため、介護の仕事が地域を支えるやりがいのある仕事であることの理解を深めてもらうよう、中学生や高校生などの若年層や介護の仕事に関心のある者を対象に、介護保険施設等での職場体験の機会を提供する。	7,083
	農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	・中山間地域等の地域資源と土地改良施設及び農地が有する多面的機能の役割について普及啓発するとともに、地域特産物や棚田など中山間地域等の有する地域資源を活用した地域や農業者自らが行う地域活性化のため取組を公募し、支援する。 ・事業メニューの一つに、地域の小学生等を対象とした体験教育活動があり、今年度は子どもの食育体験等、2地区において活動を予定している。	330
	生涯学習課	こころを育てるセカンドスクール推進事業	学校等による教育施設等のセカンドスクールの利用を推進するため、各教育施設等における体験的な学習プログラムの開発・提供の充実を図る。	4,687
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,427
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験を行える環境を整える。	6,793
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。	2,000
	高校教育課	インターンシップ推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図る。	826
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	県内の環境学習機会の充実・拡大のため、環境に関する講師派遣や施設見学を実施している企業・団体等を「あきた環境学習応援隊」として登録し、チラシやDVD作成等により県民に情報提供し、活用を促進する。	2,102

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	「環境の達人」の地域派遣事業	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全・環境放射能に関する知識の普及を図ることを目的とする。	979
	温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。	280
	温暖化対策課	こどもエコクラブ支援事業	毎年3月に開催される「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に本県代表として参加するメンバーを派遣する。	279
	温暖化対策課	学校環境教育支援事業	環境教育支援校として10校程度を指定し環境教育に関連する器具等を提供する（各校30千円程度）。また北東北三県共通環境ワークブック児童用冊子を作成し、県内の小学5年生全員に配布する。	795
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、8月31日～9月1日に秋田駅前アゴラ広場等において、第19回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,427
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験を行える環境を整える。	6,793
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、46の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。	13,184
義務教育課	学校関係緑化コンクール	児童生徒の緑を愛する豊かな人間性の育成等を旨とし、学校関係緑化コンクールを開催。県として募集・審査を行い、優秀校を全日本学校緑化コンクールに推薦する。	30	
④ 開かれた学校づくり	生涯学習課	協働活動 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	教員と地域住民が児童・生徒一人一人に向き合う時間を拡充するとともに、地域全体で子どもを育む環境を整備する。 【県の取組】 運営協議会、連携協議会、全県交流会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、特別支援学校の事業実施（3支援学校4支援活動） 【市町村の取組】学校支援活動 20市町村に補助。84支援活動が実施予定 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—
⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実	次世代・女性活躍支援課	男女共同参画副読本の活用	学校などの教育、学習機会において、男女が協力して仕事や家事・育児に取り組む意義や、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会等について、学び考える機会を持つことができるようにするため、副読本及び教師用手引による授業等での活用を促進する。	—

〈思春期〉施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① ふるさとを知る取組促進	義務教育課	市町村子ども議会等への支援	市町村における子ども議会等の開催をバックアップし、子どもたちが地域の活性化に参画する意欲・態度を育む。	—
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,427
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験を行える環境を整える。	6,793
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。	2,000
② 国際理解の促進	国際課	ロシア青少年交流事業	※令和元年度実施なし（事業の継続を含めて事業内容を今年度検討予定）	—
	国際課	天津市青少年交流事業	天津市の学生を県内に招へいし、県内の学生との交流を行うことにより、日本と中国の文化や慣習の違いを体験し、異文化への理解を深めるとともに、国際感覚や世界的視野を身につけたグローバル社会で活躍する人材を育成する。	2,546

〈思春期〉施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
③ 国際交流や国際協力活動の参加促進	高校教育課	小学校外国語教育実践セミナー	小学校外国語活動におけるリーダーの教員を育成するため、夏季休業中の5日間、国際教養大学において40人の受講者を対象に、指導方法の習得と英語運用能力の育成を目指して実施する。受講後、研修内容を自校で伝達する。	83

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① ボランティア活動の推進	高校教育課	ボランティア活動に関する協議会	各校の高校生インターンシップ推進事業及び高校生ボランティア活動等推進事業の担当者が地域連絡協議会を組織し、実施上の連絡・調整、情報交換等を行うことにより、事業実施の円滑化を図る。	—
② 文化活動の推進	文化振興課	あきた県民文化芸術祭2019	県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあわせて全国各地で取り組まれる文化プログラムを見据え、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的としてあきた県民文化芸術祭2019を実施する。	2,341
③ 子ども・若者の「声」の反映	次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成事業	・7月の青少年非行・被害防止全国強調月間に合わせ、県内中学生を対象とした「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を行い、表彰式及び優秀作品等の展示を行い、青少年の健全育成の機運を高める。(青少年育成秋田県民会議と共同開催) ・令和元年9月18日秋田市立秋田南中学校を会場として「わたしの主張2019秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を得た中学生が日頃考えていることなどを発表し、最優秀者等を表彰した。(青少年育成秋田県民会議と共同開催)	1,553

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 職業意識の形成支援	移住・定住促進課	秋田を支える人材確保支援事業(高校生県内就職率UP事業・トップが語る秋田の企業)	・高校生が地元企業に目を向け、県内就職への意識付けをするため職場見学と経営者講話を行う。高校1年生、教員、保護者を対象とし、全高校で実施する。 ・高校生が進路志望を決定する前に、多くの県内企業情報を収集する機会を提供するため、企業説明会を行う。高校2年生、教員、企業担当者を対象に県内8地域振興局で開催する。	9,690
	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用する。	—
	高校教育課	ふるさとのづくり企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気にもつくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行う。	—
② 職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業(啓発・準備研修)	農業関係高校生を対象に、就農啓発のための農業体験インターンシップや、現地研修、農業者との意見交換会等を実施する。	1,014
	森林整備課	秋田の高校生林業体験事業	今後更に増大が見込まれる素材生産に対応するため、県内の高校生を対象として、高性能林業機械操作等体験学習を県内3箇所で行い、高校新卒者の就業増加を図る。	1,705
	高校教育課	インターンシップ推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図る。	826
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	働き方改革推進員配置事業	県内各地域振興局(秋田を除く)と雇用労働政策課に8名の働き方改革推進員を配置し、個別事業所訪問により、働き方改革の普及啓発や情報提供、Aターン求人等の開拓、若年者の早期求人要請等を行う。	15,125
	移住・定住促進課	秋田を支える人材確保支援事業(高校生県内就職率UP事業・トップが語る秋田の企業)	・高校生が地元企業に目を向け、県内就職への意識付けをするため職場見学と経営者講話を行う。高校1年生、教員、保護者を対象とし、全高校で実施する。 ・高校生が進路志望を決定する前に、多くの県内企業情報を収集する機会を提供するため、企業説明会を行う。高校2年生、教員、企業担当者を対象に県内8地域振興局で開催する。	9,690
	高校教育課	就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、25人の就職支援員を配置する。	59,898
	高校教育課	職場定着支援員配置事業	就職支援員のとりまとめ役となり、地域ごとに職場定着等を目指した各種事業を推進するため、4人の職場定着支援員を配置する。	10,579
	高校教育課	将来設計支援事業	高校生の県内就職率の向上や大学卒業後の県内就職者の増加を図るため、キャリア探究アドバイザー3名、就職支援員4名を配置する。	16,772
④ 奨学金制度による経済的負担の軽減	移住・定住促進課	多子世帯向け奨学金貸与事業	子ども3人以上の多子世帯の大学生・短大生100人に対して奨学金を貸与する。	196,797

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① ひきこもり対策の推進	次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点に、地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とし就業等に向けた支援を行う。	8,304
	高校教育課	就職支援員による相談	高校卒業後、進学も就職もしていない若者に対し、就職支援員が中心となって進路等の相談に応じたり、就職に必要な知識・技能を習得する場を紹介するなどの支援を行う。	—
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	45,348
	障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行う。 ・相談支援機能強化のため、15市町に補助金を交付予定。	25,914
	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行う。	2,216
	特別支援教育課	特別支援学校実践的職業教育推進事業	開拓先事業所との連携による職業教育を推進し、「実践的な職業教育」を充実させることで、生徒の能力伸長と事業所の理解を促進し、もって就業促進を図る。	4,041
③ 発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)	—
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある生徒の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チーム、高等学校特別支援隊による支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	1,833

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 健全育成運動の推進	次世代・女性活躍支援課	あきた家族ふれあいサンサウンダーの推進	市町村に対し、小中学校等の登校時の声かけ、見守りやあいさつ運動展開を働きかける。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを図る。	—
② 非行防止活動の促進	次世代・女性活躍支援課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を3回開催し、諮問図書有害指定、優良図書等の推奨を行う。また、書店などへ立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う	3,781
	生涯学習課	大人が支える！インターネットセーフティの推進	○ネットパトロールと健全利用啓発事業 ・ネットパトロール事業 ・あきた県庁出前講座「大人が支える！インターネットセーフティ」の実施 ○青少年教育施設を活用したネット依存対策事業 ・メインキャンプ(8月)、フォローアップキャンプ(12月)の実施	7,683
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・関係機関団体と連携した有害環境の除去活動を行う。 ・各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等連携による非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。	474
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・関係機関団体と連携した有害環境の除去活動を行う。 ・各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等連携による非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。	14,018
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・関係機関団体と連携した有害環境の除去活動を行う。 ・各警察署等と連携した非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。 ・巡回活動、情報発信活動を推進する。	38,911
③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行(年3回)や優良な自主防犯活動団体の表彰を行う。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 ・安全安心まちづくり担当者会議を開催し、自主防犯活動団体の活動活性化について連携するほか、県南地域でモデル的に地域会議を開催し、関係者の情報共有や連携の促進を図る。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行う。	6,044
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等で相談を受理する。	474
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。	14,018

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・携帯電話に関連した相談を受理する。	38,911
④ 立ち直りへの支援	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	・非行少年が再非行を犯さないようにする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進する。 ・「大学生少年サポーター」による学習支援活動を推進する。 ・少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	474
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	14,018
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	38,911

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	新規学卒者等(1年115人、2年110人)を対象として、就職のために必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行う。(3技術専門校、11科(自動車整備科、メカトロニクス科、建築施工科等))	21,366
	雇用労働政策課	若年者委託訓練	若年求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3か月)と企業等での実習(1か月)を組み合わせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施する。(医療事務科2コース・パソコンビジネス科1コース、定員45人)	12,556
	農林政策課	新規就農総合対策事業(未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施する。	33,590
	農林政策課	ウェルカム秋田! 移住就業応援事業	県外からの移住就業を促進するため、本県農林水産業の魅力を発信するとともに、首都圏でセミナー等を開催する。また、移住希望者を対象に技術習得等のためのトリアル研修を実施するほか、実際に本県に移住する者に対して、早期に経営が軌道に乗るよう技術・経営両面からフォローアップ活動を展開する。	55,870
	水産漁港課	秋田の漁業がんばる担い手確保育成事業	漁業就業に関する推進組織を設置し、担い手の掘り起こしや就業希望者と研修受入漁業者とのマッチングを行う。漁業に興味を持つ者を対象に漁業就業体験を実施する。また、技術習得に向けた基礎研修や実践研修を支援する。	41,918
② 県内定住に向けた支援	移住・定住促進課	移住総合推進事業	首都圏相談窓口と関係機関が一貫して相談支援するためのシステム整備し、移住相談・支援体制の充実を図るとともに、移住者団体のネットワーク化や首都圏の秋田ファンの拡大に向けた情報発信を行い、移住者が移住者呼び込み好循環の創出に取り組む。	95,598
	移住・定住促進課	県内就職者奨学金返還助成事業	奨学金返還助成制度の認定や交付事務を行うほか、県内外大学等に対して制度の周知等を行う。(平成29年4月から同制度の募集開始)	124,983
	移住・定住促進課	「秋田GO! ENアプリ」就活応援事業	秋田での就職や定住につながる、情報をダイレクトに発信するとともに、県主催イベント等に参加する学生や県外在住者に「ポイント」を付与し、県内就職後に「ポイント」に応じ優待サービスを提供する。	1,709
	移住・定住促進課	県内回帰意識醸成事業	大学生等を対象に、「秋田で働く・暮らす」を考えるセミナーや企業見学バスツアーを行い、秋田への回帰・定着を意識させるとともに、大学生を子に持つ親を対象とした就職サポート講座を開催し、県内企業への理解を深め県内就職に向けた親の意識醸成を図る。	7,552
	移住・定住促進課	学生向けインターンシップ促進事業	インターンシップによる大学生等の県内定着に向けた意識醸成を促進するため、学生と受入企業をマッチングする「アキタインターンシップセンター」を設置・運営する。	4,784
	移住・定住促進課	首都圏新卒者向け県内就職促進事業	首都圏の県出身学生等に対し就職支援情報等を提供するため、東京事務所に「あきた学生就活サポーター」2名を配置する。また、県内外学生への県内企業等の情報発信強化に向け、秋田県就活情報サイト「こっちゃんけ!」を運営するほか、秋田県就活情報総合誌を作成・配布する。	16,709
	移住・定住促進課	就職支援協定推進事業	平成30年度で事業終了	
	移住・定住促進課	合同就職説明会等開催事業	学生の職業観の育成や学生と県内企業のマッチングを図るため、大学、短大、専修学校等の学生と県内企業が一堂に会する説明会や面接会等を実施する。	3,809
	移住・定住促進課	あきた女子活応援サポート事業	女子学生の秋田でのキャリアプランの意識を醸成するため、女子学生を対象に県内企業で活躍する女子社員「あきた女子活応援サポーター」との交流会を実施する。	4,362
	移住・定住促進課	Aターン就職促進事業	「Aターン就職フェア」の開催等により、Aターン希望者と県内企業とのマッチング機会を提供するとともに、東京圏からのマッチング支援対象企業に就職し移住就業した者に対して市町村と共同で移住支援金を支給するなどしてAターン就職の促進を図る。	180,983

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)	
②	県内定住に向けた支援	雇用労働政策課	キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対し個別カウンセリング等により就職決定から就職後のフォローを含めた相談を行う等、若年者ワンストップサービスセンターとしてのサービスを提供するとともに、求職者セミナーや若年従業員の指導担当者等に職場定着セミナーを実施する。	33,848
③	起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	起業家に対して初期投資費用や人件費の一部を助成し、県内各地で優れた起業の創出を促進する。起業支援事業費補助金（通常枠、Aターン起業・移住起業枠・地域課題解決枠）	52,036
		商業貿易課	起業家育成事業	高校生や大学生を対象に起業家意識を醸成するとともに、起業に必要な基礎知識等の習得を図るセミナーを開催する。 高校生等起業体験（横手・湯沢地区） 起業スキル習得塾（7か所、計9回）	4,110
		商業貿易課	女性・若者等創業意識醸成事業	（公財）あきた企業活性化センターが実施する起業家交流フェスタを通じ、起業者の掘り起こしやロールモデルの育成支援、先輩起業家の顕彰・交流会の開催、情報発信等により、県内の女性・若者の創業意識の醸成を図る。	1,500

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)	
①	社会人の学習機会の提供	生涯学習課	あきたスマートカレッジ事業	県でなければ実施できない講座や、大学・企業等との連携しての講座を実施する。	1,973
②	高等教育機関による学びの機会の提供	高等教育支援室	カレッジプラザ運営事業	県内大学など高等教育機関が有する教育研究資源を活用した多様な教育機会を県民に提供するため、拠点施設であるカレッジプラザを管理・運営する。	6,143
③	環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供	温暖化対策課	エコマイスター協議会支援事業	地域の環境保全活動のリーダーである「あきたエコマイスター」の活動促進のため、あきたエコマイスター県北・県央・県南協議会に対し、環境に関する講演会や施設見学の実施等の事業を委託する。	769
		温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	環境に関する講師派遣や施設見学を実施している企業・団体等を「あきた環境学習応援隊」として登録する。その活動を取材、動画等にまとめDVDを作成し、地域コミュニティ、学校等に配布して環境学習の活用と環境保全意識の維持と向上を図る。	2,102
		温暖化対策課	環境あきた県民塾	環境保全活動に係る知識や技能を学ぶ講座を開設し、地域で環境保全活動の実践やリーダーとして活躍する「あきたエコマイスター」の育成を図るとともに、県民の環境保全に関する理解や自主的な行動を促進する。	1,059
		温暖化対策課	あきたエコマイスターNEWSの発信	あきたエコマイスターの活動を周知する情報リーフレットを年2回作成・配布し、県民の環境に対する関心を高め、環境保全活動の普及を図る。	521
		温暖化対策課	「環境の達人」の地域派遣	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全・環境放射能に関する知識の普及を図ることを目的とする。	979
		温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。	280
		温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にすの気持ちを育て、おとな子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、8月31日～9月1日に秋田駅前アゴラ広場等において、第19回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,427
		自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験を行える環境を整える。	6,793
自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）における自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。	2,000		

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)	
①	ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域づくり推進課	あきた協働のまちづくり推進事業	協働の担い手となるNPOの経営基盤を強化するほか、多様な主体による地域課題の解決、地域活性化に向けた取組を支援する。 また、地域づくり、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる地域活力発見フェスタを開催し、県民の社会貢献活動の参加促進を図る。	17,535
②	若者文化への支援	文化振興課	アーツARTSあきた2019	若者が企画し、実施する美術展等を開催し、次代の本県アートシーンを担う人材育成につなげる。	4,280
③	地域で主体的に行動する若者の育成・支援	国際課	アセアン交流促進事業	平成30年度で事業終了	

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	次世代・女性活躍支援課	若者活躍支援事業	平成30年度で事業終了	
	地域づくり推進課	若者チャレンジ応援事業	次代を担う若者の夢の実現に向けたチャレンジを支援することによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気創出につなげるとともに、県内定着・ふるさと回帰を図る。	31,531
	地域づくり推進課	若者と地域をつなぐプロジェクト事業	高校生等が企画する地域活性化に向けた取組の実現を支援し、若い世代の主体的な地域活動の促進を図る。	3,660
	生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	主に、高校生や青少年団体等を対象に、様々な課題を解決するための手法や議論の過程を可視化する手法を学ぶ研修事業・交流事業を行い、青少年の思考力を向上させたり、身近な問題を解決したりする能力の育成を図る。	3,860

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 出会いと結婚への支援	次世代・女性活躍支援課	あきた出会い・マッチング支援事業	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング（お見合い）事業の強化、出会いイベント開催支援、地域における結婚支援の活性化の為に、企業と自治体等が連携した取組を行うことにより、出会い・結婚支援の促進を図る。さらに、センターのマッチングシステムをリニューアルし、結婚を希望する自身男女の出会いと結婚への支援の充実・強化を進めていく。	46,616
② 企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細やかな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。	24,854
	次世代・女性活躍支援課	ワーク・ライフ・バランス促進事業	男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できる社会を目指し、男性の家事・育児への参画や仕事と子育てとの両立など、働き方の見直しに向けた意識醸成や取組の実践を促進するため、県広報誌を活用した全戸配付や県ウェブサイトを活用したロールモデルとなる男女・企業等の紹介等により、ワーク・ライフ・バランス実践の全息的な機運を醸成する。	4,317
③ 企業における独自従業員の結婚支援の促進	次世代・女性活躍支援課	出会い・結婚支援事業	平成29年度で事業終了	-
④ ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組	仕事と生活の調和が取れた職場づくりや女性の能力の活用などに取り組む企業と協定を結び、こうした企業を広報・支援することで働く場の男女共同参画を促進する。	-
	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細やかな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。 【再掲】	24,854
	次世代・女性活躍支援課	女性活躍・定着促進企業応援事業	人口の社会減の抑制に向けて女性の県内定着を促進するため、経営者向け意識啓発セミナーや女性活躍に向けた実践講座を開催した上でモデル企業を選定し、女性の視点による新たなプロジェクト事業の実施に向けたサポートを実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、そうした優良モデルを全县に普及拡大する。	2,450
	次世代・女性活躍支援課	モデル企業による働くパパ・ママ支援実践事業	男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できる社会を目指し、男性の家事・育児への参画や仕事と子育てとの両立など、働き方の見直しに向けた意識醸成や取組の実践を促進するため、県広報誌を活用した全戸配付や県ウェブサイトを活用したロールモデルとなる男女・企業等の紹介等により、ワーク・ライフ・バランス実践の全息的な機運を醸成する。	4,317

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
① 若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施する。	1,073
	障害福祉課	特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する（年1回）。	327
	次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点に、地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とし就業等に向けた支援を行う。	8,304
	生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	引きこもりがちだったり、対人関係が苦手だったりする青少年を対象に、「なまはげキャンプ」の実施や「ゆうスペースAKITA」（青少年の居場所）の開設により、体験活動やコミュニケーショントレーニングを通して、社会参画を目指すきっかけを提供し、自立を支援する。	810
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行う。	2,216
	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)	-

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元予算額 (千円)
③	ひきこもり対策の推進	障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援、関係機関からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実化を図り、ひきこもり状態にある人やその家族の支援を行う。 また、一般の企業や事業所の協力を得て、ひきこもり状態にある人に社会参加の機会を提供し、ひきこもりからの改善を支援する。	11,967
④	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSの出し方教育実践事業を教育庁と協力して実施する。 ・教職員向け自殺予防強化事業を秋田こころのネットワークへ委託し実施する。 	532

第2部 子ども・若者を取り巻く状況

第1章 子ども・若者人口

1 秋田県子ども・若者（0～39歳）の現状と推移

平成27年10月1日（国勢調査基準日）現在の秋田県総人口は1,023,119人（男480,336人、女542,783人）で、このうち子ども・若者人口（0～39歳まで）は323,643人であり、県総人口の31.6%を占めている。

子ども・若者人口は、40年前の昭和50年には、726,558人だったが、それと比較すると402,915人（55.5%）減少しており、当時の半分以下であり大幅な減少となっている。

また、10年前の平成17年（431,157人）と比較すると、子ども・若者人口は107,514人（24.9%）減となっており、減少が続いている。

表1-1 秋田県の総人口と子ども・若者人口（0～39歳）の推移

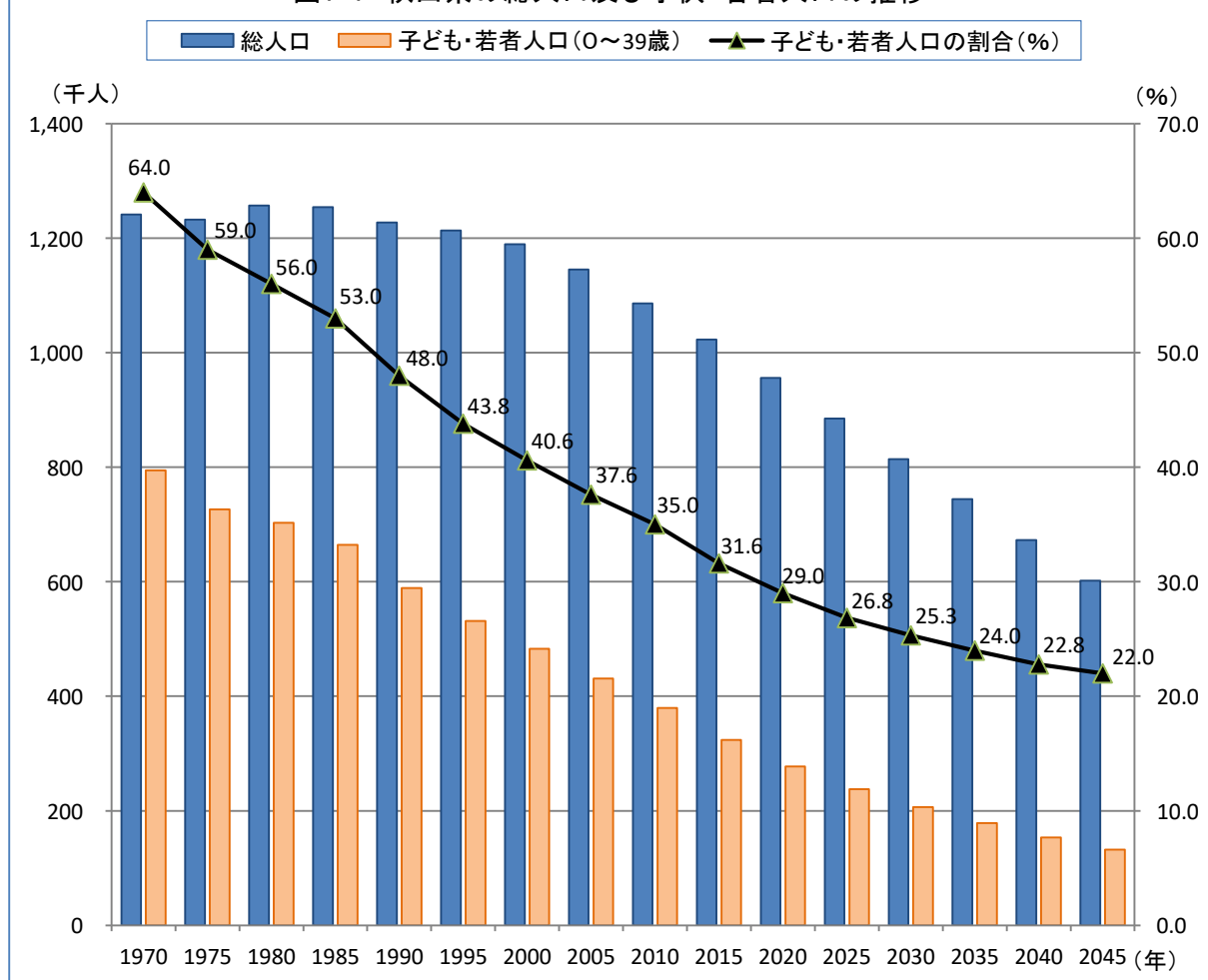
和暦 (年)	西暦 (年)	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	子ども・若者人口 (人)	子ども・若者人口 の割合(%)
昭和5年	1930	987,706	495,009	492,697	167,101	768,001	77.8
昭和10年	1935	1,037,744	519,249	518,495	174,026	804,954	77.6
昭和15年	1940	1,052,275	524,018	528,257	178,256	811,252	77.1
昭和22年	1947	1,257,398	616,269	641,129	218,505		
昭和25年	1950	1,309,031	646,445	662,586	225,462	1,015,349	77.6
昭和30年	1955	1,348,871	660,066	688,805	236,998	1,026,598	76.1
昭和35年	1960	1,335,580	644,671	690,909	267,460	981,509	73.5
昭和40年	1965	1,279,835	614,429	665,406	279,468	888,513	69.4
昭和45年	1970	1,241,376	593,232	648,144	307,739	794,350	64.0
昭和50年	1975	1,232,481	590,492	641,989	326,259	726,558	59.0
昭和55年	1980	1,256,745	603,403	653,342	343,418	703,208	56.0
昭和60年	1985	1,254,032	599,591	654,441	350,976	664,598	53.0
平成2年	1990	1,227,478	584,678	642,800	358,562	589,172	48.0
平成7年	1995	1,213,667	577,535	636,132	374,821	531,512	43.8
平成12年	2000	1,189,279	564,556	624,723	389,190	482,950	40.6
平成17年	2005	1,145,501	540,539	604,962	393,038	431,157	37.6
平成22年	2010	1,085,997	509,926	576,071	390,136	379,645	35.0
平成27年	2015	1,023,119	480,336	542,783	388,560	323,643	31.6
令和2年	2020	955,838	449,285	506,553	-	277,244	29.0
令和7年	2025	885,285	416,896	468,389	-	237,622	26.8
令和12年	2030	814,295	384,149	430,146	-	206,231	25.3
令和17年	2035	744,014	351,052	392,962	-	178,483	24.0
令和22年	2040	672,617	317,141	355,476	-	153,255	22.8
令和27年	2045	601,649	284,207	317,442	-	132,293	22.0

《資料》総務省：国勢調査（昭和5年～平成27年）

国立社会保障・人口問題研究所：日本の都道府県別将来推計人口※（平成32年～令和22年）

※平成30年3月公表

図1-1 秋田県の総人口及び子供・若者人口の推移



2 秋田県の市町村別5歳階級別人口(0~39歳)

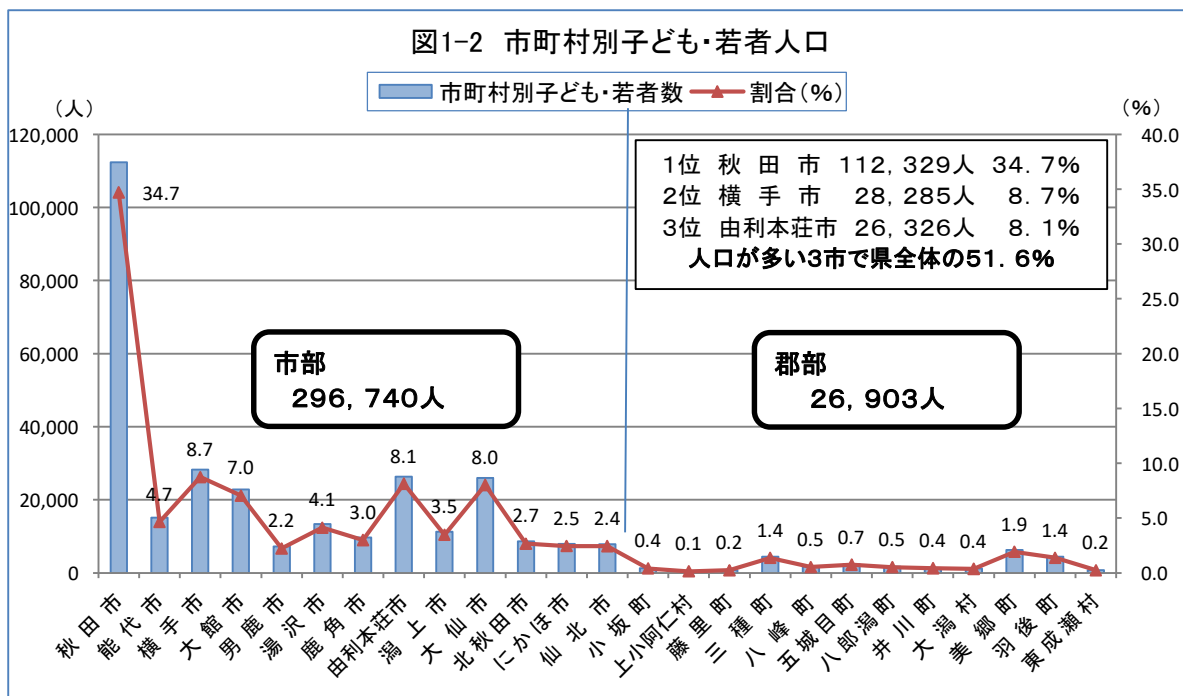
平成27年の子ども・若者人口を市町村別に見ると、秋田市が一番多く112,329人(県全体の34.7%)、次いで横手市28,285人(同8.7%)、由利本荘市26,326人(同8.1%)となっている。

さらに市部・郡部に分けると、市部では296,740人、郡部では26,903人となり、市部で県全体の91.7%を占めており、市部に子ども・若者が集中していることがわかる。

表1-2 市町村別年齢5歳階級別人口

	0～4歳	5～10歳	11～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	合計 (人)	割合 (%)
秋 田 県 計	30,148	35,693	40,200	41,948	32,642	37,798	47,415	57,799	323,643	100.0
市 部 計	27,803	32,712	36,536	38,325	30,143	34,623	43,498	53,100	296,740	91.7
郡 部 計	2,345	2,981	3,664	3,623	2,499	3,175	3,917	4,699	26,903	8.3
秋 田 市	10,494	11,731	12,691	14,662	13,652	13,413	15,907	19,779	112,329	34.7
能 代 市	1,258	1,739	2,061	2,050	1,226	1,656	2,237	2,860	15,087	4.7
横 手 市	2,798	3,294	3,713	3,467	2,159	3,298	4,420	5,136	28,285	8.7
大 館 市	2,141	2,599	2,907	2,930	2,139	2,607	3,384	4,099	22,806	7.0
男 鹿 市	609	730	867	931	731	813	1,156	1,361	7,198	2.2
湯 沢 市	1,241	1,446	1,820	1,814	1,142	1,529	1,988	2,361	13,341	4.1
鹿 角 市	985	1,184	1,270	1,239	859	1,018	1,375	1,777	9,707	3.0
由利本荘市	2,423	2,970	3,158	3,438	2,767	3,117	3,952	4,501	26,326	8.1
潟 上 市	1,016	1,215	1,489	1,477	1,216	1,244	1,545	2,057	11,259	3.5
大 仙 市	2,531	2,989	3,205	3,132	2,261	3,134	3,988	4,718	25,958	8.0
北 秋 田 市	795	986	1,151	1,175	739	983	1,210	1,579	8,618	2.7
にかほ市	773	893	1,139	1,039	609	925	1,144	1,411	7,933	2.5
仙 北 市	739	936	1,065	971	643	886	1,192	1,461	7,893	2.4
小 坂 町	108	150	219	176	115	150	174	219	1,311	0.4
上小阿仁村	38	46	57	64	50	44	66	94	459	0.1
藤 里 町	72	89	108	109	60	87	116	144	785	0.2
三 種 町	375	493	585	613	425	517	658	768	4,434	1.4
八 峰 町	127	198	265	254	136	182	240	319	1,721	0.5
五 城 目 町	224	221	311	318	251	301	374	421	2,421	0.7
八 郎 潟 町	146	186	234	213	149	212	277	274	1,691	0.5
井 川 町	100	150	211	213	152	154	164	255	1,399	0.4
大 潟 村	118	143	168	210	206	74	117	158	1,194	0.4
美 郷 町	557	709	828	751	542	786	922	1,147	6,242	1.9
羽 後 町	411	513	565	595	362	577	680	766	4,469	1.4
東 成 瀬 村	69	83	113	107	51	91	129	134	777	0.2

《資料》総務省：平成27年国勢調査



第2章 子ども・若者の教育

※本文及び表中の数値（「教員1人あたり児童数・生徒数・在学者数」を除く）は、令和元年度学校基本調査（文部科学省）による。

1 学校教育について

(1) 小学校

昨年度と比較したところ、学校数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たり児童数は12.7人となっている。

表2-1 学校数、学級数、児童数、教職員数(小学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 児童数(人)
平成30年度	199	2,113	42,670	3,288	937	13.0
令和元年度	195	2,101	41,381	3,248	922	12.7
対前年度増減数(人)	△ 4	△ 12	△ 1,289	△ 40	△ 15	△ 0.2
対前年度増減率(%)	△ 2.0	△ 0.6	△ 3.0	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.8

(2) 中学校

昨年度と比較したところ、学校数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たり生徒数は10.2人となっている。

表2-2 学校数、学級数、生徒数、教職員数(中学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
平成30年度	115	1,021	23,034	2,252	507	10.2
令和元年度	114	1,007	22,634	2,225	501	10.2
対前年度増減数(人)	△ 1	△ 14	△ 400	△ 27	△ 6	△ 0.1
対前年度増減率(%)	△ 0.9	△ 1.4	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.2	△ 0.5

(3) 高等学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動ないが、生徒数以降の全ての項目で減少しており、教員1人当たりの生徒数は11.1人となっている。

表2-3 学校数、学級数、生徒数、教職員数(高等学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
平成30年度	54	674	23,947	2,109	455	11.4
令和元年度	54	662	23,102	2,086	449	11.1
対前年度増減数(人)	0	△ 12	△ 845	△ 23	△ 6	△ 0.3
対前年度増減率(%)	0.0	△ 1.8	△ 3.5	△ 1.1	△ 1.3	△ 2.5

(4) 特別支援学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動ないが、学級数、在学者数及び職員数（本務者）は増加し、教員数（本務者）は減少している。教員1人当たりの在学者数は昨年度と同数の1.4人となっている。

表2-4 学校数、学級数、児童・在学者数、教職員数(特別支援学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	在学者数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 在学者数(人)
平成30年度	15	382	1,280	944	197	1.4
令和元年度	15	387	1,312	939	198	1.4
対前年度増減数(人)	0	5	32	△ 5	1	0.0
対前年度増減率(%)	0.0	1.3	2.5	△ 0.5	0.5	3.0

2 児童・生徒数の推移

10年前の数値と比較すると、小学校で12,709人、中学校で7,976人、高等学校で7,111人減少している一方で、特別支援学校においては、139人増加している。

表2-5 児童・生徒数の推移

単位：人

年度 学校	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	54,090	52,503	51,129	49,468	48,249	46,982	45,882	44,909	43,795	42,670	41,381
中学校	30,610	29,411	28,739	28,084	27,154	26,437	25,486	24,714	23,894	23,034	22,634
高等学校	30,213	30,048	29,264	28,724	27,662	26,926	26,299	25,530	24,818	23,947	23,102
特別支援学校	1,173	1,206	1,254	1,272	1,297	1,317	1,314	1,316	1,288	1,280	1,312

3 中学校・高等学校卒業後の進路状況

(1) 中学校

平成31年3月に卒業した7,856人のうち、
高等学校等に進学した者は7,765人となり、前年度より324人減少している。
専修学校等に進学した者は59人となり、前年度より8人増加している。
就職者は6人となり、前年度より3人増加している。

表2-6 中学校卒業後の進路状況

	平成27年3月卒		平成28年3月卒		平成29年3月卒		平成30年3月卒		平成31年3月卒	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
高校等進学者	9,009	99.0	8,617	99.1	8,489	99.1	8,089	99.0	7,765	98.8
専修学校等	33	0.3	31	0.4	24	0.3	51	0.6	59	0.8
就職者(※)	6	0.1	9	0.1	10	0.1	3	0.0	6	0.1
上記以外の者等	53	0.6	38	0.4	47	0.5	28	0.3	26	0.3
卒業者合計	9,101	100.0	8,695	100.0	8,570	100.0	8,171	100.0	7,856	100.0
(他県への進学者)	141	-	124	-	114	-	126	-	147	-

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。
②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

(2) 高等学校

平成31年3月に卒業した7,939人のうち、
大学等進学者は3,604人となり、前年度より165人減少している。
専修学校等に進学した者は1,573人となり、前年度より148人減少している。
就職者は2,395人となり、前年度より92人減少している。

表2-7 高等学校卒業後の進路状況

	平成27年3月卒		平成28年3月卒		平成29年3月卒		平成30年3月卒		平成31年3月卒	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
大学等進学者	3,953	44.4	3,879	44.6	3,858	45.3	3,769	45.3	3,604	45.4
専修学校等	1,963	22.1	1,920	22.1	1,764	20.7	1,721	20.7	1,573	19.8
就職者(※)	2,637	29.6	2,587	29.8	2,593	30.4	2,487	29.9	2,395	30.2
上記以外の者等	346	3.9	309	3.6	309	3.6	336	4.0	367	4.6
卒業者合計	8,899	100.0	8,695	100.0	8,524	100.0	8,313	100.0	7,939	100.0

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。
②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

第3章 子ども・若者の健康と安全

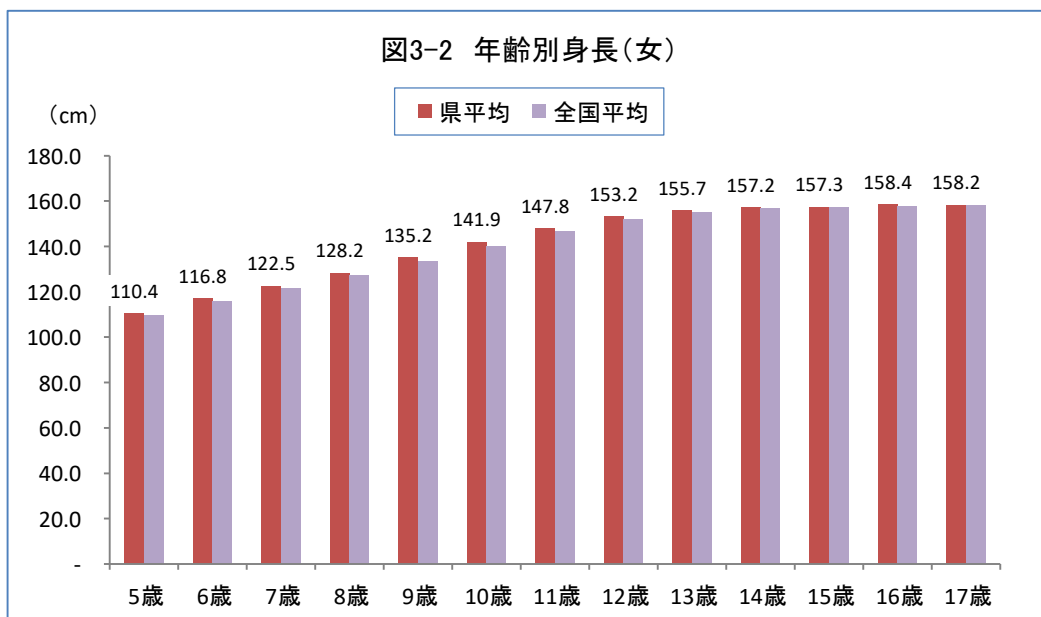
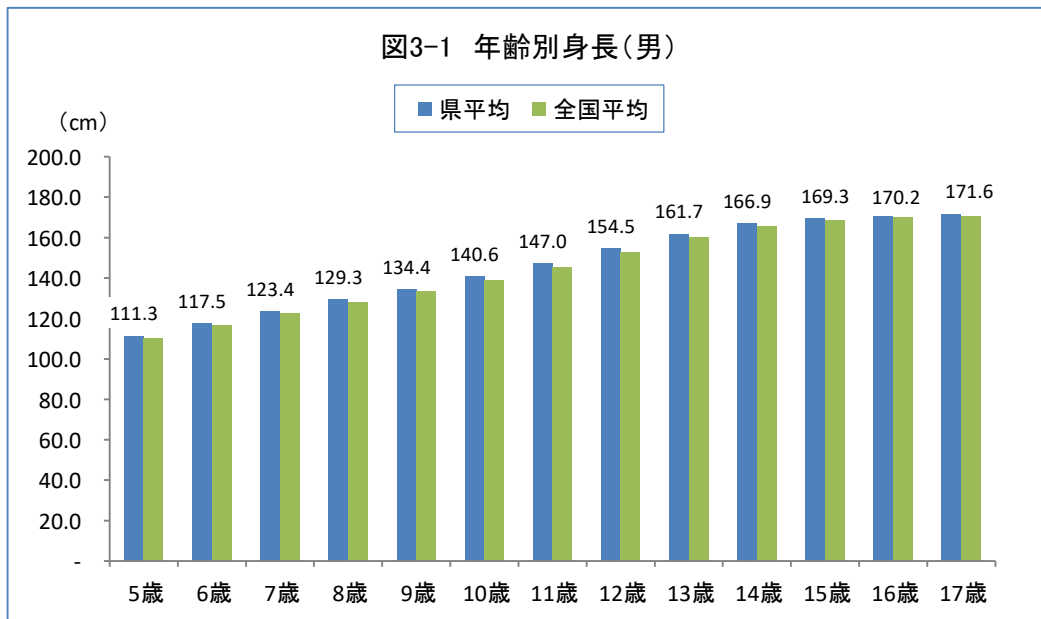
1 発育状態について

※本文及び表中の数値は、全て令和元年度学校保健統計調査（文部科学省）による。

(1) 身長

身長について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

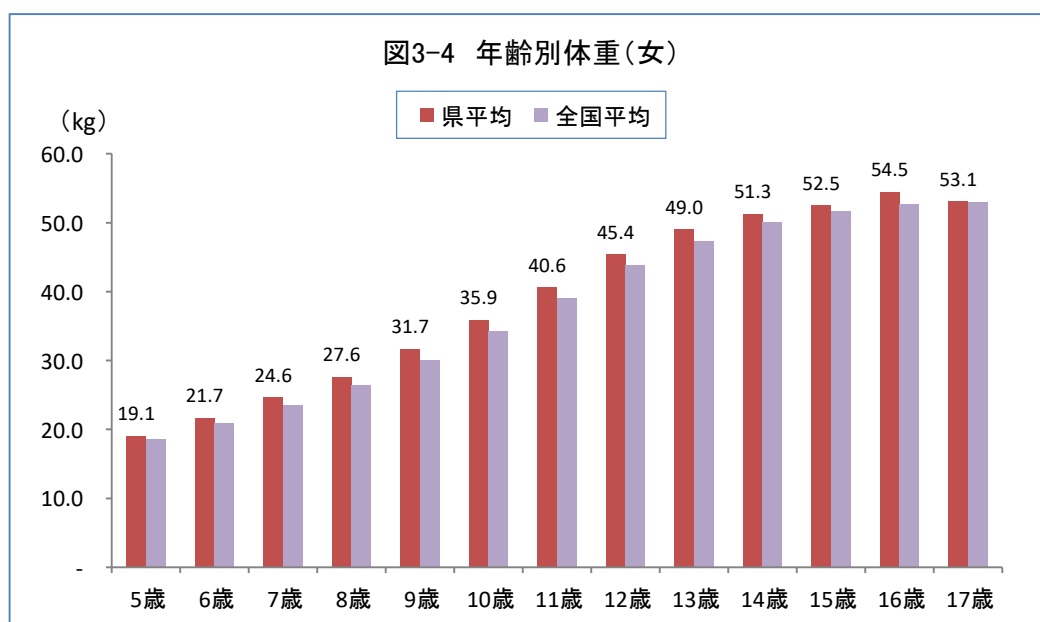
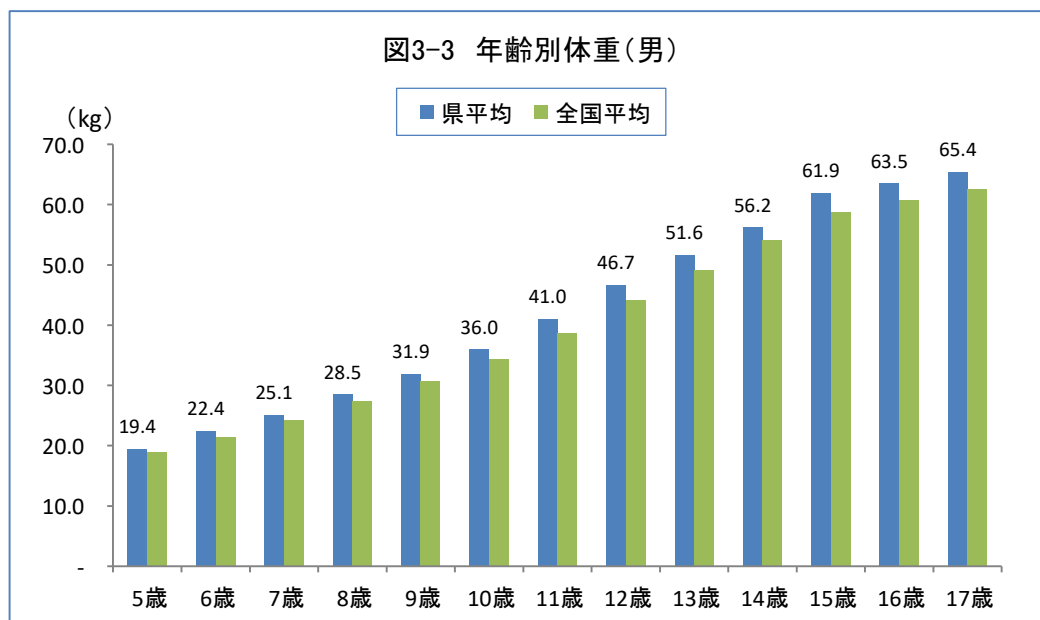
各年齢間の身長差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で7.5cm、女子が8歳と9歳の間で7.0cmとなっている。



(2) 体重

体重について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間及び14歳と15歳の間で5.7kg、女子が11歳と12歳の間で4.8kgとなっている。



2 交通事故・自殺について

(1) 子ども・若者の交通事故

ア 交通事故の概要

令和元年中の県内の交通事故発生件数は1,514件で、前年と比較して270件(15.1%)の減少、死者数は40人で2人(4.8%)の減少、負傷者数は1,830人で314人(14.6%)の減少となっている。

イ 若年運転者による事故

令和元年の県内の交通事故のうち、若年運転者(16歳以上25歳未満)の起こした事故件数は158件で、前年と比較して72件(31.3%)の減少となっており、全発生件数の10.4%を占めている。死者数は0人で4人(100%)の減少、負傷者数は208人で84人(28.8%)の減少となり、全負傷者数の11.4%を占めている。

表3-1 県内の交通事故に占める若年運転者(16歳以上25歳未満)による事故

	①平成30年			②令和元年			増減(②-①)		
	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)
県内の交通事故総数	1,784	42	2,144	1,514	40	1,830	△270	△2	△314
うち若年運転者	230	4	292	158	0	208	△72	△4	△84
(総数に占める割合:%)	(12.9%)	(9.5%)	(13.6%)	(10.4%)	(0.0%)	(11.4%)	△0.4P	△0.5P	△1.0P

《資料》県警察本部調べ

(2) 子ども・若者の運転免許人口

令和元年12月末現在の県内の運転免許人口は664,589人で、前年と比較して6,671人(1.0%)の減少となっている。このうち未成年者(16歳~20歳未満)の運転免許人口は6,037人で、前年と比較して284人(4.5%)の減少となっており、全運転免許人口に占める未成年者の割合は0.91%となっている。

未成年者の運転免許人口及び運転免許人口総数に占める割合は、ともに減少傾向にある。

表3-2 運転免許所有者に占める未成年者の割合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
運転免許人口総数(人)	685,477	681,252	676,391	671,260	664,589
うち未成年者数(人)	6,967	6,752	6,609	6,321	6,037
(総数に占める割合:%)	(1.02%)	(0.99%)	(0.98%)	(0.94%)	(0.91%)

《資料》警察庁:令和元年運転免許統計

(3) 未成年者の自殺

令和元年中の県内における自殺者は217人で、前年と比較して11人（5.3%）の増加となっており、そのうち未成年者（20歳未満）は2人で、全自殺者の0.9%を占めている。

表3-3 全自殺者数に占める未成年者の割合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
自殺者総数（人）	278	263	245	206	217
男	198	178	173	141	159
女	80	85	72	65	58
うち未成年者数（人）	5	3	6	2	2
（総数に占める割合：%）	(1.8%)	(1.1%)	(2.4%)	(1.0%)	(0.9%)
男	2	非公表	非公表	非公表	非公表
女	1	非公表	非公表	非公表	非公表

《資料》県警察本部調べ

3 非行少年等の概要

(1) 非行少年数について

令和元年中の県内の非行少年は106人で、前年に比べ12人（10.2%）減少した。このうち、刑法犯の犯罪・触法少年は89人で、非行少年の84.0%を占めている。

表3-4 非行少年数

区 分	年 別	平成30年 (人)	令和元年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		118	106	△ 12	△ 10.2
	うち女子	21	20	△ 1	△ 4.8
ぐ犯少年		2	1	△ 1	△ 50.0
	うち女子	2	1	△ 1	△ 50.0
刑法犯・特別法犯		116	105	△ 11	△ 9.5
	うち女子	19	19	0	0.0
刑 法 犯	小 計	94	89	△ 5	△ 5.3
	うち女子	17	18	1	5.9
	犯罪少年	65	58	△ 7	△ 10.8
	うち女子	11	11	0	0.0
	触法少年	29	31	2	6.9
	うち女子	6	7	1	16.7
特 別 法 犯	小 計	22	16	△ 6	△ 27.3
	うち女子	2	1	△ 1	△ 50.0
	犯罪少年	19	13	△ 6	△ 31.6
	うち女子	2	1	△ 1	△ 50.0
	触法少年	3	3	0	0.0
	うち女子	0	0	0	—

《資料》県警察本部調べ

犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の理由があつてその生活環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年

特別法犯：刑法及び道路交通法例を除く、例えば、銃刀法、軽犯罪法、廃棄物処理法、児童買春・児童ポルノ法、条例違反など

(2) 罪種別の刑法犯(犯罪・触法)少年について

刑法犯(犯罪・触法)少年を罪種別にみると、窃盗犯が65人で刑法犯少年総数の73.0%を占めており、前年に比べて6人(10.2%)増加した。

表3-5 罪種別刑法犯(犯罪・触法)少年数

区 分		年 別	平成30年 (人)	令和元年 (人)	対前年比増減	
					数(人)	率(%)
刑法犯(犯罪・触法)少年総数			94	89	△ 5	△ 5.3
凶 悪 犯	小 計		0	1	1	皆増
	殺 人		0	0	0	—
	強 盗		0	0	0	—
	放 火		0	1	1	皆増
	強 姦		0	0	0	—
粗 暴 犯	小 計		11	7	△ 4	△ 36.4
	暴 行		5	3	△ 2	△ 40.0
	傷 害		5	3	△ 2	△ 40.0
	脅 迫		0	1	1	皆増
	恐 喝		1	0	△ 1	皆減
	そ の 他		0	0	0	—
窃盗犯			59	65	6	10.2
万 引 き			38	42	4	10.5
知 能 犯	小 計		6	1	△ 5	△ 83.3
	詐 欺		3	1	△ 2	△ 66.7
	横 領		2	0	△ 2	皆減
	偽 造		1	0	△ 1	皆減
	そ の 他		0	0	0	—
風 俗 犯	小 計		0	0	0	—
	賭 博		0	0	0	—
	わ い せ つ		0	0	0	—
その他			18	15	△ 3	△ 16.7

《資料》県警察本部調べ

(3) 学識別の非行少年について

非行少年を学職別にみると、高校生31人、中学生27人、小学生20人の順に多く、小・中・高で全体の73.6%を占めている。

表3-6 学識別非行少年数

区分	年 別	平成30年 (人)	令和元年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		118	106	△ 12	△ 10.2
学生・生徒	小学生	21	20	△ 1	△ 4.8
	中学生	24	27	3	12.5
	高校生	35	31	△ 4	△ 11.4
	大学生	4	2	△ 2	△ 50.0
	その他	3	0	△ 3	皆減
	有職少年	23	20	△ 3	△ 13.0
無職少年		8	6	△ 2	△ 25.0

《資料》県警察本部調べ

(4) 初発型非行少年について

刑法犯（犯罪・触法）少年89人のうち50人が初発型非行で刑法犯少年の56.2%を占めており、前年に比べて2人（3.8%）減少した。このうち、万引きが42人と最も多く、初発型非行総数の84.0%を占めている。

表3-7 初発型非行数

区分	年 別	平成30年 (人)	令和元年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
初発型非行少年数		52	50	△ 2	△ 3.8
窃 盗	万引き	38	42	4	10.5
	オートバイ盗	0	0	0	—
	自転車盗	9	5	△ 4	△ 44.4
	占有離脱物横領	5	3	△ 2	△ 40.0
刑法犯少年総数		94	89	△ 5	△ 5.3
刑法犯少年に占める割合(%)		55.3	56.2	0.9	

《資料》県警察本部調べ

(5) 学識別の初発型非行少年について

初発型非行少年を学職別にみると、高校生が18人（前年比5人増）と最も多く、次いで小学生が14人（前年比3人減）、中学生が12人（前年比1人減）となっている。

表3-8 学識別初発型非行少年数

区分 学職別	令和元年(人)					平成 30年 総数 (人)	対前年比増減	
	総数	万引き	オート バイ盗	自転車 盗	占有 離脱物 横領		数 (人)	率 (%)
総数	50	42	0	5	3	52	△ 2	△ 3.8
小学生	14	13	0	1	0	17	△ 3	△ 17.6
中学生	12	12	0	0	0	13	△ 1	△ 7.7
高校生	18	16	0	2	0	13	5	38.5
大学生	2	0	0	0	2	3	△ 1	△ 33.3
各種学校生	0	0	0	0	0	0	0	—
有職少年	3	1	0	2	0	3	0	0.0
無職少年	1	0	0	0	1	3	△ 2	△ 66.7

《資料》県警察本部調べ

(6) 不良行為少年数について

令和元年中に不良行為で補導された少年（不良行為少年）は565人で、前年に比べ103人（15.4%）減少した。行為別にみると、「深夜徘徊」が205人と最も多く、次いで「家出」が83人であった。

表3-9 不良行為少年数

区 分	年 別	平成30年 (人)	令和元年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
不良行為少年総数		668	565	△ 103	△ 15.4
	飲 酒	68	68	0	0.0
	喫 煙	75	41	△ 34	△ 45.3
	薬 物 乱 用	0	0	0	—
	粗 暴 行 為	73	69	△ 4	△ 5.5
	刃 物 等 所 持	0	0	0	—
	金 品 不 正 要 求	3	4	1	33.3
	金 品 持 ち 出 し	9	13	4	44.4
	性 的 い た ず ら	3	8	5	166.7
	暴 走 行 為	9	0	△ 9	皆減
	家 出	63	83	20	31.7
	無 断 外 泊	27	5	△ 22	△ 81.5
	深 夜 徘 徊	271	205	△ 66	△ 24.4
	怠 学	16	9	△ 7	△ 43.8
	不 健 全 性 的 行 為	14	28	14	100.0
	不 良 交 友	3	0	△ 3	皆減
	不 健 全 娯 楽	34	32	△ 2	△ 5.9
	そ の 他	0	0	0	—

《資料》県警察本部調べ

(7) 被害防止対策

少年の被害を防止するため、教育庁や警察、健全育成機関・団体などにおいて「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援全国強調月間」のほか、各種会合を通じ、連携を図りながら、広報啓発等の諸活動を実施した。

4 環境浄化の取組について

(1) 秋田県青少年健全育成審議会

審議会は、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(以下「条例」という。)」の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

令和元年度は3回開催され、青少年に優良な図書4冊及び映画1本を推奨すべきものとの答申がなされた。また、有害図書類として図書14冊を審議し、それぞれが「青少年に有害な図書類として指定を要する。」との答申がなされた。

表3-10 令和元年度の有害図書類の指定状況 (単位:冊)

種別 \ 指定年月	令和元年7月	令和元年11月	令和2年3月	計
成人グラビア		1	2	3
コミック		1		1
風俗情報誌	1		2	3
パソコン雑誌				0
その他	3	3	1	7
合計	4	5	5	14

(2) 立入調査

ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、次世代・女性活躍支援課、警察本部少年女性安全課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、平成31年4月現在、県内に34名が配置されている。

イ 過去5年間の条例対象施設の推移

立入調査は、条例対象施設(書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店)に対し、毎月定期的に行われ、有害指定図書类等の調査と自主規制の指導等を行っている。

表3-11 過去5年間の条例対象施設数の推移 (令和2年3月末現在)

区分 年	図書类等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計 (台、軒)
平成27年	113	125	620	78	22	47	1,005
平成28年	110	121	648	86	22	46	1,033
平成29年	107	120	652	88	20	44	1,031
平成30年	92	114	615	82	20	40	963
令和元年	78	108	589	81	20	37	913

(3) 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、次世代・女性活躍支援課に配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

表3-12 地域振興局管内別条例対象施設数

(令和2年3月末現在)

地域振興局	年	図書类等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
鹿角	H30	4	4	22	3	0	0	33
	R元	4	3	20	3	0	0	30
	増減	0	△ 1	△ 2	0	0	0	△ 3
北秋田	H30	20	12	60	6	1	2	101
	R元	19	12	57	7	1	1	97
	増減	△ 1	0	△ 3	1	0	△ 1	△ 4
山本	H30	12	8	46	8	1	1	76
	R元	12	8	43	8	1	1	73
	増減	0	0	△ 3	0	0	0	△ 3
秋田	H30	17	45	249	35	13	24	383
	R元	13	43	242	33	13	22	366
	増減	△ 4	△ 2	△ 7	△ 2	0	△ 2	△ 17
由利	H30	15	11	59	7	0	1	93
	R元	11	8	58	6	0	1	84
	増減	△ 4	△ 3	△ 1	△ 1	0	0	△ 9
仙北	H30	18	17	86	14	5	7	147
	R元	15	17	82	14	5	7	140
	増減	△ 3	0	△ 4	0	0	0	△ 7
平鹿	H30	4	11	60	5	0	4	84
	R元	4	11	57	6	0	4	82
	増減	0	0	△ 3	1	0	0	△ 2
雄勝	H30	2	6	33	4	0	1	46
	R元	0	6	30	4	0	1	41
	増減	△ 2	0	△ 3	0	0	0	△ 5
計	H30	92	114	615	82	20	40	963
	R元	78	108	589	81	20	37	913
	増減	△ 14	△ 6	△ 26	△ 1	0	△ 3	△ 50

第4章 子ども・若者の労働

1 子ども・若者の就業状況

(1) 新規高等学校卒業者の就職率、産業別就職者数

平成31年3月の新規高等学校卒業者7,939人のうち、就職者数は2,395人で、就職率は30.2%となっている。就職者数の内訳を産業別にみると、製造業が803人、建設業が292人、公務が282人、卸売業・小売業が209人となっている。

表4-1 新規高等学校卒業者の就業状況

卒業年月	H26.3卒	H27.3卒	H28.3卒	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒
A 卒業者数(人)	9,089	8,899	8,695	8,524	8,313	7,939
B 就職者数(人)※	2,732	2,641	2,588	2,593	2,488	2,395
C 就職率(%)	30.1%	29.7%	29.8%	30.4%	29.9%	30.2%
産業別就職者数(人)	2,732	2,641	2,588	2,593	2,488	2,395
農業・林業	30	47	34	43	28	21
漁業	4	1	7	4	0	3
鉱業・採石業・砂利採取業	10	9	9	5	7	7
建設業	340	312	257	280	258	292
製造業	683	727	805	843	829	803
電気・ガス・熱供給・水道業	70	58	63	65	52	40
情報通信業	32	30	29	35	42	36
運輸・郵便業	134	117	137	126	102	138
卸売業・小売業	297	289	258	277	244	209
金融業・保険業	21	28	36	15	20	13
不動産業・物品賃貸業	24	13	11	3	5	4
学術研究・専門・技術サービス業	26	34	24	23	26	19
宿泊業・飲食サービス業	225	187	190	180	143	124
生活関連サービス業、娯楽業	127	108	89	84	113	65
教育・学習支援業	2	2	2	2	5	1
医療・福祉	207	170	157	144	126	128
複合サービス事業	57	73	72	64	70	69
サービス業	124	146	130	107	133	132
公務(他に分類されないもの)	296	285	275	289	276	282
上記以外	23	5	3	4	9	9

《資料》学校基本調査

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含まない。
 ②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含む。
 ため、表2-7(40ページ)の就職者数とは一致しない場合がある。

(2) 新規高等学校卒業者の就職先地域

平成31年3月の新規高等学校卒業者のうち、就職者2,395人の地域別就職先をみると、県内が1,565人、県外が830人で、県内就職率は65.3%となっている。

表4-2 新規高等学校卒業者の地域別就職者数 (単位:人)

	H26.3卒	H27.3卒	H28.3卒	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒
総数	2,732	2,641	2,588	2,593	2,488	2,395
県内	1,680	1,743	1,676	1,685	1,664	1,565
県外	1,052	898	912	908	824	830
【摘要】 就職先 上位3都道府県	東京 493 宮城 120 埼玉 116	東京 447 宮城 111 埼玉 106	東京 401 宮城 128 神奈川 96	東京 380 宮城 155 神奈川 103	東京 360 宮城 159 神奈川 73	東京 313 宮城 193 埼玉 91

《資料》学校基本調査

2 若年層の給与額

若年層の給与額については、企業規模（秋田県内企業）により以下のような相違が見られる。

表4-3 企業規模・年齢5歳階級別給与額 (単位:千円)

企業規模	10から99人		100から999人		1000人以上	
	決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額	
年齢階級	所定内給与額		所定内給与額		所定内給与額	
男女計	235.5	220.0	262.3	241.8	315.2	288.8
～19歳	165.1	156.5	162.6	149.9	197.4	181.6
20～24歳	187.3	174.0	195.2	177.1	233.7	211.0
25～29歳	199.5	185.0	214.5	194.5	285.2	257.1
30～34歳	207.7	194.2	235.6	216.4	291.3	258.3
35～39歳	234.3	218.0	258.6	231.1	298.2	269.7
40～44歳	242.3	228.8	279.3	253.9	327.0	300.7
45～49歳	259.2	237.7	293.4	271.5	357.0	324.8
50～54歳	261.6	244.3	303.1	279.7	394.7	369.7
55～59歳	248.0	232.5	305.5	289.5	358.0	333.2
60～64歳	241.2	225.3	236.7	226.3	252.0	240.5
65～69歳	215.7	208.0	191.1	182.2	255.3	248.4
70歳～	200.1	196.0	221.1	213.0	248.4	247.4

《資料》令和元年賃金構造基本調査

3 新規学卒者の初任給

平成31年3月の新規学卒者の初任給を学歴・業種別にみると、大学卒では全国、秋田県ともに情報通信業、高専・短大卒の全国では情報通信業、秋田県では建設業、高校卒の全国では建設業、秋田県では製造業が、それぞれ高い状況となっている。

表4-4 新規学卒者の初任給(産業別、学歴別)

(単位:千円)

学 歴	産 業	全 国			秋田県計 (初任給月額)
		男女計	男	女	
大 学 卒	建設業	216.7	218.2	211.2	190
	製造業	206.6	207.7	204.4	200
	情報通信業	218.1	218.3	217.8	220
	運輸業・郵便業	201.5	203.4	199.1	184
	卸売業・小売業	211.0	213.8	207.0	188
	金融業・保険業	207.3	213.9	201.7	212
	飲食店・宿泊業	200.8	203.7	199.0	178
	生活関連・娯楽業	209.0	215.4	204.7	194
	医療・福祉	206.9	204.0	208.1	203
	サービス業	184.9	184.0	185.7	185
高専・短大卒	建設業	189.4	191.7	181.5	179
	製造業	183.2	184.9	180.0	170
	情報通信業	190.2	190.5	189.2	174
	運輸業・郵便業	176.6	178.3	174.6	159
	卸売業・小売業	180.5	181.2	179.4	164
	金融業・保険業	172.3	190.8	167.6	163
	飲食店・宿泊業	176.5	176.0	176.7	163
	生活関連・娯楽業	185.0	185.2	185.0	157
	医療・福祉	189.4	192.7	188.8	163
	サービス業	161.3	161.5	161.1	174
高 校 卒	建設業	176.1	177.0	167.2	164
	製造業	166.3	167.3	164.2	167
	情報通信業	171.0	169.6	172.7	164
	運輸業・郵便業	166.8	167.5	165.4	157
	卸売業・小売業	168.4	170.7	166.2	154
	金融業・保険業	158.5	165.8	158.0	153
	飲食店・宿泊業	167.8	169.7	166.7	158
	生活関連・娯楽業	171.3	176.6	168.5	151
	医療・福祉	165.4	167.2	164.6	154
	サービス業	159.7	166.1	154.6	155

《資料》全 国:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」企業規模10人以上

秋田県:秋田労働局「平成31年3月新規学卒者の初任給情報」

注) 初任給月額は、常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値。

(基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含まない。)

第3部 子ども・若者行政関係資料

1 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(1) 条例制定の経緯・特色

ア 条例制定の経過

昭和50年代に入り、社会情勢の変化に伴って、青少年をめぐる社会環境の悪化とともに、少年非行が増え、特に集団による性非行で補導される少年が増加した。

このような状況から県内各層に条例制定を望む声が高まり、昭和53年2月県議会に多数の陳情請願が出された。

県議会はこれを採決するとともに、県に対し条例制定を望む決議をした。

県では、この問題について、児童福祉審議会、青少年問題協議会に諮り、青少年問題協議会には専門委員会を設けて意見を求めたほか、県内各界各層から広く意見を聞き、9月県議会に条例案を提出した。

県議会で10月2日議決し、10月5日公布され、昭和54年1月1日から施行された。

イ 条例のねらい

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての県民の願いであり、大人に課せられた責任でもある。青少年が心身ともに健全に成長していくためには、家庭、学校および地域全体が適切なよい環境であることが必要であるため、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、青少年の健全育成を図ろうとするものである。

この条例は、青少年の行動を制限したり、罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り、育てようというものである。

したがって業界の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連のもとに展開されることによって、初めてその実効が期待される。

ウ 条例の特色

前文を設け青少年健全育成の理念を明らかにしたほか、濫用を戒めている。

特に自主規制の章を設け、自主規制に最大の期待をしている。

青少年の健全育成を阻害する行為の規制項目は、最小限度必要なものだけを規定しており、図書類の自動販売機については、届出制を設けた。

エ 条例の内容

(ア) 優良図書類等の推奨

知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認めるものを推奨することができる。

(イ) 青少年健全育成重点地区の設置

学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲200メートル以内の区域を青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とし、重点地区では有害な図書類と疑わしいものを収納する自動販売機等を設置しない運動や自動販売機等一斉

点検などの浄化運動を行う。

(ウ) 業界の自主規制

図書類の販売、貸付け、自動販売機及び自動貸出機による図書類の販売、興行の主催、広告物の表示、特定玩具類の販売等をする営業者は、青少年に対して有害と認められるものを販売したり、貸付れたり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければならない。

(エ) 有害図書類の販売等の制限

青少年の健全育成のために有害と認められるものは、青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

性表現が一定の基準（ページ、描写場面等）に該当するものを有害な図書類として包括し、知事が有害図書類として指定したものとみなす。

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シーディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(オ) 図書類の区分陳列・表示の規定

図書類の販売又は貸付けをする営業者は、有害図書類と一般図書類を区分陳列するとともに、青少年が読んだり、買ったりしないよう青少年が分かるところに表示しなければならない。

(カ) 有害興行を観覧させることの制限

有害とされた興行は、青少年に観覧させることはできない。

興行とは、映画、演劇、演芸、見せ物をいう。

興行であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第3号（ストリップショー、ヌードショー等）の営業は、法律の規制を受ける。

(キ) 有害広告物の規制

青少年を刺激するようなポスターや看板は掲示しないようにしなければならない。

広告物とは、看板、立て看板、広告塔、はり紙、広告板等をいう。

(ク) 有害特定玩具類の販売等の制限

有害と指定された特定玩具類を青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

特定玩具類とは、性的感情を刺激する玩具類及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、その他の玩具類をいう。

(ケ) 自動販売機・自動貸出機による図書類の販売等の制限

図書類の自動販売機及び自動貸出機を設けるときは、知事に届け出なければならない。

また有害と指定された図書は、自動販売機等に収納して販売することはできない。

(コ) 自動販売機等管理者の設置

図書類等の営業者は、自動販売機等を設置する場合は、有害図書類等を自動販売機等から撤去する権限を有する者を設置場所と同一市町村に置かなければならない。

(サ) 質受け・古物買受け等の制限

質屋や古物商の営業者は、保護者の承諾があるなど正当な理由がある場合を除き、

青少年から物品を質受けしたり、買受けしたりなどすることはできない。

(シ) みだらな性行為等の禁止

青少年に対し、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、またそれらの行為を教えたり見せたりしてはならない。

(ス) 有害行為に使用するための場所の提供等の禁止

みだらな性行為、わいせつ行為、麻薬、覚醒剤、シンナー等の使用、暴力行為、飲酒、喫煙、とばく等が行われていることを知りながら、青少年に場所を提供したり周旋することはできない。

(セ) 深夜連れ出し等の制限

保護者は夜学、夜勤または突発的な用事などの他、深夜（午後11時～翌日の日の出まで）青少年を外出させないようにしなければならない。

また、何人も青少年を深夜に連れ出してはならない。

(ソ) 有害図書類、興業、広告物の指定等

知事が優良図書等の推奨、有害図書類、興行、特定玩具類の指定及び取り消し並びに有害広告物に対する措置命令を行うときは、学識経験者で構成する秋田県青少年健全育成審議会の意見を聴くこととしている。

(タ) その他

① この条例は、業界の自主規制と県民運動及び行政指導により、その効果を期待するところであるが、条項に違反した場合は、罰則が適用されることがある。

② この条例でいう青少年とは、6歳以上18歳未満の者である。

③ この条例は昭和54年1月1日から施行されている。

④ この条例は平成15年10月6日に一部改正され、それぞれ平成16年4月1日から施行されている。なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・優良図書等の推奨を規定
- ・青少年健全育成重点地区の設置
- ・図書類の定義にビデオディスク、シーディー・ロムを明記
- ・有害図書類等の指定方式に包括指定方式を導入
- ・有害図書類の区分陳列と表示義務を明記
- ・自動販売機等管理者の設置を規定
- ・質受け、古物買受けの制限を規定

⑤ この条例は平成18年9月29日に一部改正され、平成19年4月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・有害図書類等の指定要件に「犯罪および自殺を誘発するもの」を追加
- ・図書类等審査団体の認定
- ・インターネット上の有害情報視聴防止に関する努力義務を規定

⑥ この条例は平成19年3月13日に一部改正され、平成19年6月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・表紙に有害な写真や絵が掲載されている図書類等の取扱方法を規定
- ・有害図書類等の区分陳列方法の基準を設定

⑦ この条例は、平成26年3月28日に一部改正され、平成26年4月1日から施行されている。

- ・「秋田県環境浄化審議会」を「秋田県青少年健全育成審議会」と名称を変更し、審議会の所掌事務として「知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べること」を加えた。

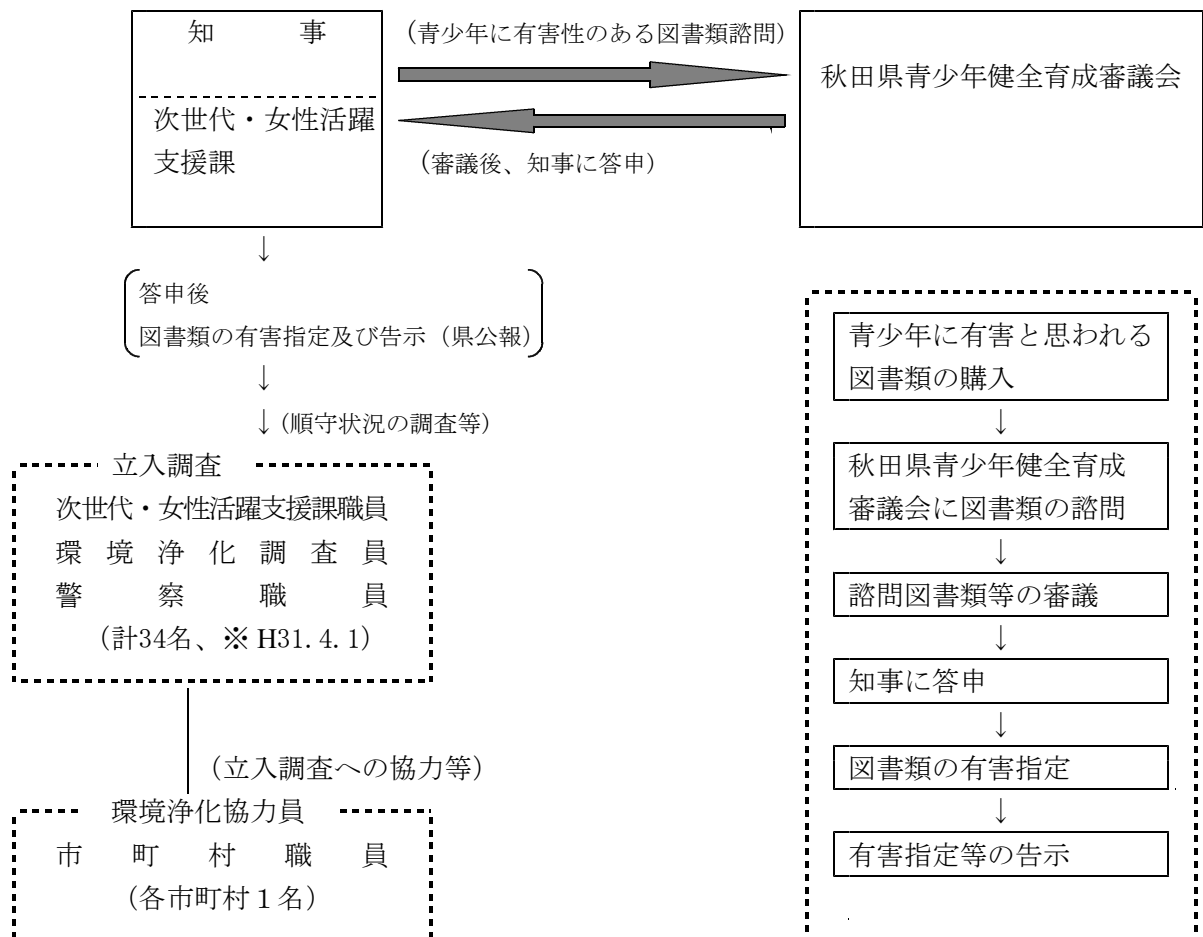
- ・秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）を廃止した。

⑧ この条例は、令和元年10月15日に一部改正されている。

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に鑑み、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削った。

【参考】

秋田県青少年健全育成審議会系統図



秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(昭和53年10月5日秋田県条例第33号)

改正	昭和59年12月21日	条例第41号
改正	平成4年3月31日	条例第16号
改正	平成11年3月19日	条例第20号
改正	平成12年3月29日	条例第48号
改正	平成15年10月6日	条例第59号
改正	平成18年9月29日	条例第74号
改正	平成19年3月13日	条例第17号
改正	平成21年5月29日	条例第39号
改正	平成26年3月28日	条例第50号
改正	令和元年10月15日	条例第15号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 青少年の健全育成の推進（第5条－第5条の3）

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等（第6条－第8条の2）

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第9条－第19条）

第5章 秋田県青少年健全育成審議会（第20条－第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

第7章 罰則（第27条－第29条）

附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律すると

ともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まって、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

第2章 青少年の健全育成の推進

(健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

- (1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。
- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

(4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。

(3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムそ

その他これらに類するものをいう。

(4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号の営業に係るものを除く。

(5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 特定玩具類 性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するとき、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないよう努めな

ればならない。

- 5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- 2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

- 2 電子公告規則（平成18年法務省令第14号）第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分之一以上であるもの

- (2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

- (3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないとして認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青

少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。
- 6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。
- 7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害広告物の規制)

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害特定玩具類の指定及び販売等の制限)

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩

具類とみなす。

(1) 下着の形状をした玩具

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、
包装箱その他のものに収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、
構造又は機能を有するもの

3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び
前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」とい
う。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩
具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類
又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納しては
ならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具
類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による
指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱
業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の
10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、
次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を
知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは
変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止した
ときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知
事に届け出なければならない。

6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の

見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を表示しなければならない。

7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

（自動販売機等管理者の設置）

第13条の2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

(2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

(3) 未成年者でないこと。

（質受け及び古物買受け等の制限）

第13条の3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第14条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第1項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

（有害行為に使用するための場所の提供等の禁止）

第15条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれら

の行為をすることを知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
- (2) 麻薬、大麻又は覚せい剤を使用する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
- (4) 暴力行為
- (5) 飲酒又は喫煙
- (6) とばく

(深夜連れ出し等の制限)

第16条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第17条 削除

(有害図書類等の指定の取消し)

第18条 知事は、第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(有害図書類の指定等の告示)

第19条 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

第5章 秋田県青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第5条の2第1項の規定による推奨
- (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定
- (3) 第9条第2項第3号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
- (4) 第11条の規定による措置命令
- (5) 第18条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第22条（第1項を除く。）及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(立入調査)

第25条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第27条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第3項又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項、第10条第2項、第12条第3項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の規定による措置命令に従わなかった者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者

(3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

[次のよう] 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日から平成16年4月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年4月1日」とする。
- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成18年条例第74号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条の3第1項の改正規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第9条第2項第3号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第21条第3項の規定にかかわらず、同日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和元年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(昭和53年11月28日秋田県規則第64号)

改正 昭和60年1月25日秋田県規則第1号

改正 平成8年3月26日秋田県規則第15号

改正 平成16年3月16日秋田県規則第4号

改正 平成19年3月30日秋田県規則第15号

改正 平成19年12月26日秋田県規則第75号

改正 平成26年3月28日秋田県規則第21号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第2条 条例第5条の3第1項第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）

(2) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

(自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。

(2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のい

ずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ① 大たい部を開いた姿態
- ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ③ 自慰の姿態
- ④ 排せつの姿態
- ⑤ 愛ぶの姿態
- ⑥ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ① 性交又はこれを連想させる行為
- ② ごうかんその他の陵辱行為
- ③ 同性間の行為
- ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する掲示）

第5条 条例第10条第3項の規定による掲示は、様式第1号による標示によってしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。

(2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有

害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

6 第3項の規定は、条例第13条第5項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする

場合について準用する。

7 条例第13条第6項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。

8 条例第13条第6項の規定による表示は、第4項の規定により知事が交付する表示札によってしなければならない。

（立入調査員証）

第9条 条例第25条第3項に規定する証明書の様式は、様式第3号によるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

2 第3条第1項及び第2項の規定は、条例附則第2項による届出について準用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成8年規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨図書等一覧

ア 書籍

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	秋田県書店商業組合	がんばれ「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	小学館	秋田の中学校に勤務する三戸学さんは、脳性まひの教員である。ハンディを持つ教員という見方だけでなく、「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを考えるきっかけとなると思われ、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	同上	Say “No” やめて!” といおう — 悪い人から自分を守る本 —	岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話し合うテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
3	同上	「車いすの犬チャンプ」 ～ぼくのうしろ足はタイヤだよ～	ハート出版	交通事故で下半身不随となった犬の「チャンプ」。飼い主は「安楽死」ではなく、チャンプとともに生きることを選び、チャンプもそれに応えて懸命に生きていく。ひとつの「いのち」の力強さを教えてくれる。
	告示日	平成16年9月24日		
4	同上	さとうきび畑の唄	汐文社	イラク戦争が起きているいま、現代の子どもたちが「テレビの中のこと」「遠い国のこと」と考えるのではなく、かつて自分達の国も戦争をしていた事、その中で必死に生き抜こうとした家族のお話を通して、戦争と平和についてクラスや家族で話し合えるきっかけとなる本である。
	告示日	平成16年9月24日		
5	同上	ふるさとお話の旅秋田 「秋田のとっぴん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で、親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育む本である。
	告示日	平成17年9月22日		
6	同上	みんな本を読んで大きくなった	メディアパル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成17年11月22日		
7	同上	ほんのすこしの勇気から	求龍堂	この本では難民問題を通じて思いやりの大切さや国際援助への理解を訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年1月20日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
8	秋田県書店商業組合	この子はこの子でいいんだ 私は私でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を「母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年3月17日		
9	同上	ハッピーバースディ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年5月23日		
10	秋田県よい本をすすめる会	逆転の翼ペンシルロケット物語	新日本出版社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに関与していたかを知ってもらおうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年7月21日		
11	同上	いのちの作文 難病の少女からのメッセージ	ハート出版	大腿骨骨肉腫で13歳で命を閉じた瞳さんは、病床でも好きな絵を描き続け、入院中の幼い子どもたちに贈り励ましていた。難病に立ち向かいながら懸命に生きた彼女から「いま生きていることの喜びと命の大切さ」のメッセージが込められた本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年9月26日		
12	同上	仲間と。がんと向きあう子どもたち	岩崎書店	小児ガンを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病気と向きあって精一杯闘い、仲間とともにその体験を昇華、前向きの力に変えつつある彼らの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年11月21日		
13	秋田県書店商業組合	キャッチャー・イン・ザ・フライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年1月19日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
14	秋田県よい本をすすめる会	だれか、ふつうを教えてください！	理論社	ほぼ全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していこうと訴えている本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年3月16日		
15	秋田県書店商業組合	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、なお、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の人格形成に有益である。
	告示日	平成19年7月20日		
16	秋田県よい本をすすめる会	娘よ、ここが長崎です	くもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。1985年の初版以来、22年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者永井隆博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。
	告示日	平成19年11月16日		
17	同上	遺伝子が語る「命の物語」	くもん出版	日本を代表する世界的な生命学者、村上和雄氏から青少年へのメッセージとも思われる「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を問う内容となっている。青少年への優しいメッセージ性に富み、人生への示唆と勇気を与えるものとする。
	告示日	平成21年1月23日		
18	えがおの会（代表）	北の牧場こまるワニ	パレード 阿部隆三	秋田の四季を模したされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができることを示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。
	告示日	平成21年11月20日		
19	環境浄化審議会委員	村守る、命かけても	秋田魁新報社 梁瀬 均	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
20	同上	走りたいよう天国の草原を	同上 池田まき子	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
21	環境浄化審議会 委員	どうしても描 きたかった60 年前のえにつ き	小学館 おくやまひ さし	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然 の素晴らしさを平易な文章とイラストにより 描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内 容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
22	同上	ウミガメと少 年	スタジオジ ブリ 絵： 男鹿和雄	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう 少年と、その海岸で淡々と産卵するウミガメ とのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を 用いて、青少年に平和と生命の尊さを呼びか ける内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
23	同上	まぼろしの大 陸へ 白瀬中尉南極 探検物語	岩崎書店 池田まき子	未知の世界に挑んだ不屈の精神、何事にも 勇気をもって挑戦する姿を次代の担い手であ る子どもたちに生き生きと伝えている。年齢 を問わず、人間としての魅力に引き込まれて しまう郷土の偉人伝である。
	告示日	平成22年12月14日		
24	同上	伊藤永之介童 話作品集	無明舎出版 伊藤永之介	山村で暮らす人々が貧しいながらも助け合 う様子が描かれており、当時の言葉遣いによ り秋田県人らしい優しさや温かみを感じるな ど、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成23年3月18日		
25	同上	金子みすゞ詩 集百選 「こだまでし ょうか、いい え、誰でも」	ミヤオビパ ブリッシン グ	自分が育った地域の情景を題材として、自 分の感性そのままに素直に詩っている。自然 や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、 読む者を純粋で優しい気持ちにしてくれる詩 集である。
	告示日	平成23年12月9日		
26	読書ボランティア グループ森の 実	「満月をまっ て」	あすなる書 房	人種への偏見の中で崩れていく少年。その 少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周 囲の大人、自然に見守られて成長していく過 程が描かれており、青少年が心身ともに成長 するための示唆に富んだ物語である。大人に も読んでほしい本である。
	告示日	平成24年9月11日		
27	秋田県子ども読 書支援センター 員	としょかんラ イオン	岩崎書店	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを 守ると約束して楽しみに通っていたライオン が、ある日友人を助けるために約束を破って しまう。 「きまり」の本当の意味や、人とのかわり の中で大切なものは何かをじっくり考えさ せられる本である。
	告示日	平成25年6月11日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
28	秋田県子ども読書支援センター員	ありがとう、フォルカー先生	岩崎書店	LD（学習障害）に苦しみ、またそのためにいじめられていた主人公が、フォルカー先生と会うことによって自分に自信を取り戻し、障害を克服していく。あるがままを受け止めてくれる深い愛、苦手なものに立ち向かう強い心、個々の違いを受け止め認める気持ちなど、大切なことを教えてくれる本である。
	告示日	平成25年9月10日		
29	同上	羽州ものがたり	角川書店	平安時代、過剰な税の取立てと飢饉に苦しみ羽州の人々が起こした「元慶の乱」を題材とした歴史小説である。主人公の若い娘を通して人々の絆や力強い生き方が描かれており、舞台となる秋田への郷土愛を育むことができる作品である。
	告示日	平成25年12月10日		
30	同上	一さつのおくりもの	講談社	童話の主人公は、とても大切にしていた絵本を、大雨で困っている見知らぬ友達のため、迷いながらも自分で決めて手放すことにした。相手を思いやる気持ち、人のために何かをすることが、自分の喜びにつながることを優しく教えてくれる絵本である。
	告示日	平成26年6月10日		
31	同上	きみの町で	朝日出版社	自分が正しいと思っていることでも、それは他人から見るとその限りではない。電車の中で、教室で、友達関係で、迷うことや不自由なことがたくさんある。しかし、そこで悩むことも、悪いことではないのかもしれない。たくさん考えて、自分なりの答えを探してほしい短編集である。
	告示日	平成26年9月9日		
32	同上	約束しよう、キリンのリンリン	フレーベル館	キリンをもう死なせたくないという思いから、ハズバンダリー・トレーニングを学び実践した秋田市大森山動物園の飼育員たちの奮闘記である。 生きる力、喜び、生命を尊重する心を育み、青少年の健全育成に資する図書である。
	告示日	平成26年12月9日		
33	同上	綾瀬はるか「戦争」を聞く	岩波書店	原爆を体験した祖母を持つ広島出身の女優綾瀬はるかさんが、各地の被爆者や戦争関係者を訪ね、インタビューをした記録である。綾瀬さんを通して戦争体験者一人ひとりの思いが受け取れる大切な記録になっており、辛い戦争の記憶を次世代の青少年に語り継いでもらいたい。
	告示日	平成27年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
34	秋田県子ども読書支援センター員	ランドセルは海を越えて	ポプラ社	この本は、海外で死と隣り合わせで生きる子どもたちにランドセルを贈る活動を紹介し、ランドセルをもらい喜ぶ子どもたちの笑顔が満載である。命の尊さを知っている子どもたちを通して、生きていること、勉強すること、将来のことについて等を深く青少年に考えてもらいたい。
	告示日	平成27年6月9日		
35	同上	むのたけじ 100歳のジャーナリストからきみへ [学ぶ]	汐文社	この本は、納得のいく人生を送るためにも、幼少青年期に存分に学び、たくさんの友をつくって、一緒に遊び楽しんでほしいと願う作者が、若い読者に向けて贈った“言葉”集である。100歳の現役ジャーナリストの経験や知恵がふんだんに盛り込まれ、未来を担う子ども達への健やかに力強く生きていってほしいという思いが伝わってくる自己肯定感にもつながる内容である。
	告示日	平成27年9月11日		
36	同上	10代からの情報キャッチボール入門 使えるメディア・リテラシー	岩波書店	普段、何気なくネットを使っている私たち。このネット上には無数の情報が飛び交っている。ちょっとしたことで誰もが簡単に情報の被害者にも加害者にもなってしまう恐れがあるネット。この本では情報をもっと上手に受け止め、届けられるよう4つの「ギモン」と「ジモン」を学ぶことができる。メディアリテラシーの入門になる本である。
	告示日	平成27年12月8日		
37	同上	鳥海山の空の上から	小峰書店	夏休み、初めての一人旅で父方の祖父の故郷、鳥海山のふもと矢島を訪れた小5の翔太は、そこで自分と血のつながりのある祖父の妹のお波さんやハトコのユリアと交流を深めていく。初めて見る先祖の写真に、お波さんは、先祖の命が受け継がれていくことと代々どの命も自然の恵みで生きのびることが出来たことを話す。翔太は矢島に自分のルーツを感じていく。その矢島の象徴として雄大な鳥海山がとても身近に存在感大きく描かれている。秋田を故郷とする子どもたちにぜひ読んでもらいたい作品である。
	告示日	平成28年3月15日		
38	同上	16歳の語り部	ポプラ社	東日本大震災から5年。語り部の3人は津波で被害を受けた地区の出身で当時小学5年生だった。5年生といえば何も分からない年齢ではない。その彼らが「あの日、あのとき、何が起こったのかを理解できた最後の世代で、しかも、その体験を自分の言葉で伝えられる最後の世代だ。」と、当時の体験から今に至るまでを語り出した。彼らがなぜ語ろうとするのか、何を伝えたいのか。同世代だからこそのわかることもたくさんあるはず。ぜひ同世代の人たちを中心に読んでもらいたい。
	告示日	平成28年6月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
39	秋田県子ども読書支援センター員	風をつかまえたウィリアム	さ・え・ら書房	主人公のウィリアム・カムクワンバは、14歳のとき干ばつによる貧困で学校をやめなければならなくなる。しかし、近くの図書館で風車のことを知り、身の回りの廃品を使いながら、手づくりで風車を完成させる。村に初めてあかりが灯り、地下水の汲み上げにより干ばつにも苦しめられなくなる。2000年以降のアフリカマラウィでの実話。子どもは大人がしてあげなければ何もできない無力な存在ではない。どんな過酷な状況でも、自分の力を信じ、やれることから始めてみる、決してあきらめないというエールをこの作品からも感じてほしいと願い推奨する。
	告示日	平成28年9月13日		
40	同上	16歳からの交渉力	実務教育出版	部活や進路、おこづかいなど、さまざまな悩みを抱えた16歳の高校生たちが、大学のT教授のもとで模擬授業を受けるという、読みやすいストーリー仕立ての本である。高校生たちの失敗例に「ある、ある」と共感しながら読んでいくと、交渉学とは、身近な学生生活から社会人となってからも、問題解決に役立つ実践的な学問であることが分かってくる。交渉学の基本である「相手のニーズや目標、思いなどを効果的に聞き出す力」を身につけ、周囲とのコミュニケーションを築き、自分の夢も叶えていってほしい。
	告示日	平成28年12月9日		
41	同上	みつばち高校生 富士見高校養蜂部物語	リンデン舎	一人の女子高生が日本ミツバチの魅力に惹かれて、全国でも珍しい“養蜂部”を誕生させ、創部から3年で農業甲子園で優勝するまでの奮闘の日々を描いたノンフィクション。傍らの、程よい距離感で生徒たちを指導する教師や若者を暖かく包み込む地元の人たちが、小さなミツバチの生命を守り抜くことを通して心をつなぎ合わせていく。脚本家である作者の丁寧な取材に基づく文章は、若者達の苦悩や喜び、それぞれの進路へとつながる軌跡を臨場感たっぷりに描く。
	告示日	平成29年3月10日		
42	同上	そして、ぼくは旅に出た。はじまりの森 ノースウッズ	あすなる書房	大学4年の秋の夜に見た野生のオオカミに出遭う夢を出発点に、北米の秘境「ノース・ウッズ」へと旅した3か月間を記したエッセイ。 文中でたびたび用いられる「センス・オブ・ワンダー（神秘さや不思議さに目を見張る感性）」は、不安でつぶれそうな一人旅の中で磨かれていく。自然は、「目を開き」「心を開き」「時間を開(あ)ける」者へのみ、美しい姿を現すという写真家の心構えを聴く場面は感動的。大人になりかけた若者にこそ、世界の美しさを語ってくれる思慮深い大人の存在が必要だ。若者の生き方を励ましてくれる一冊。
	告示日	平成29年7月25日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
43	秋田県子ども読書支援センター員	バッタを倒しにアフリカへ	光文社 前野ウルド浩太郎	緑色の全身タイツに身を包み、バンザイをして群れの中に身を投じる…著者はバッタアレルギーのため、バッタに触れるとひどいかゆみに襲われるという奇病を持った30歳代のバッタ博士。バッタに食べられたい、という少年の頃の夢を叶え、昆虫学者としての研究費を得るため、バッタの大発生で深刻な飢饉が起こっている砂漠の国・西アフリカのモーリタニアへと旅立つ。やること成すこと奇想天外でありながら、バッタに賭ける本気で周囲を動かしていく。秋田県立秋田中央高等学校出身の著書が、様々な人との出会いを大切に、チャレンジ精神で自分の道を切り開いていく姿が描かれており、前向きになれる一冊。
	告示日	平成29年11月21日		
44	同上	ハグくまさん	クレヨンハウス	森の木や動物、出会うもの何でもハグしてしまう不思議な熊「ハグくまさん」。ある日生まれて初めて抱きしめたくない物に出くわしてしまう。それは森で一番好きな木に斧を振った男。怒るハグくまさんがとっさに取った行動とは？ぶっきらぼうに振る舞いながら、実はハグくまさんのように、誰かにありのままの自分を抱きしめてもらいたいと希求する思春期の人の心にも響く絵本である。 また、人としての愛情を豊かに育て、青少年の健全な心身の成長に役立つ一冊である。
	告示日	平成30年3月13日		
45	同上	かならずお返事書くからね	PHP研究所	アメリカのごく普通の少女ケイトリンは、学校の課題で、聞いたことのないアフリカの国ジンバブエの少年マーティンと文通を始めることになる。二人は文通を通して仲良くなり、お互いの返事を心待ちにするようになる。けれども政情不安定なジンバブエのスラム街に住んでいるマーティンは、成績は優秀でも生活さえままたらない状態。やがて返事も来なくなる。実情を知ったケイトリンはマーティンのために動き出す。1万キロの距離を越えて親友として心を通わせた二人の実話である。
	告示日	平成30年7月31日		
46	同上	クニマスは生きていた！	汐文社 池田まき子	かつて田沢湖では、国鱒漁を生業にして生活していた人たちがいた。けれども、水力発電と農業用水のためのダム湖にするため酸性水が導入され、湖は魚が住めなくなってしまう。もちろん田沢湖にしかいなかった国鱒も姿を消した。この本では、秋田県田沢湖の現在に至るまでの史実がわかりやすく綴られ、最後のクニマス漁師・久兵衛さんの強い思いも伝わってくる。郷土秋田を担う青少年が、自然とどのように向き合っていたらよいか深く考えさせられる一冊である。
	告示日	平成30年11月27日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
47	秋田県子ども読書支援センター員	流鏝馬ガール！	ポプラ社	舞台は流鏝馬がさかんな青森県十和田市。流鏝馬の練習で大怪我をし相棒の馬を死なせてしまった過去を持つ舞衣子は、高校入学後は弓道部に入部を決める。同じクラスには、かつての舞衣子の流鏝馬姿を見て、流鏝馬をするために東京から引っ越してきた弓道の元国体選手美鶴がいた。美鶴は舞衣子と一緒に流鏝馬をしようと誘うが、舞衣子は過去の事故を乗り越えられていなかった。中高生が身近に感じられる悩みも描かれており、東北秋田に暮らす自分と重ね合わせて読めるような作品である。
	告示日	平成31年3月12日		
48	同上	カレーライスを一から作る	ポプラ社	武蔵野美術大学「関野ゼミ」で行われた「カレーライスを一から作る」計画を書籍化したもの。スーパーマーケットで簡単に揃えられるカレーライス/materialを、この計画ではすべて一から作り育てる。野菜は種から育て、米は苗から育てる。肉は鳥をヒナから育てて自分たちで屠る。器もスプーンも塩もすべて手作りです。学生たちへのインタビューや写真も豊富で、活動の経過を具体的に知ることができる。自然の恵みや育んだ命をいただくことから、生きるために大切なこととは何かを深く考えさせる作品である。
	告示日	令和元年7月26日		
49	秋田県子ども読書支援センター長	〈世界に生きる子どもたち〉すごいね！みんなの通学路	西村書店	世界各国の子どもたちの通学路を写真で紹介した絵本である。その通学路は、私たちがイメージする通学路とは大きく異なり、川を歩いて渡るところや空中のロープをたぐりながら渡るところなど、命がけと思うような通学路がある。それでも、学校に通おうとする子どもたちの表情からは、学校に通える喜びが伝わってくる。そこには、夢や希望に向かうひたむきさも感じられ、勇気と元気を与えてくれる。世界を見渡せばまだ貧困等で学校に通えない子どもたちもおり、世界の状況や子どもたちの権利を考えるきっかけになる本である。
	告示日	令和元年12月6日		
50	ノーブスミー	森のゲオルグ	出版ワークス	ハンディキャップを持った妖精の主人公が、自身の強みや可能性を信じ生きていく姿は読者である子どもたちの心を勇気づけ豊かにする。親子のふれあいの場や読み聞かせの場に最適な情育絵本である。
	告示日	令和2年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
51	秋田県子ども読書支援センター長	競歩王	光文社	スランプに陥った大学生作家と、箱根駅伝の夢が破れ競歩に転向した陸上選手が、互いに影響しあいながら、自分の進むべき道を模索していく物語。天才高校生作家としてデビューした榛名忍だったが、その後の刊行作は振るわず、自信を喪失していく。そんな中、東京オリンピックを題材にした次回作の話があり、口にした競技が「競歩」だった。特別な思いはなかったが、取材対象の大学の後輩八千代の練習を見続けているうちに、榛名の意識が大きく変わっていく。もがき苦しみながらも自分に勝とうと必死に健闘する二人の姿をぜひみてもらいたい。
	告示日	令和2年3月10日		

イ 映画

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	長編アニメーション映画「ハードル」秋田県内上映を成功させる県民の会事務局長 吉田 幸雄	長編アニメーション映画「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」制作委員会	子どもたちに起きている問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	(有)秋田県映画センター代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」制作委員会	日本の21世紀を担っていく子ども達や若者が過去を理解し、事実を見つめることはこれからの未来を隣人と共に生きていくためにはとても大切なことです。この映画を鑑賞した後で考え、話し合っていたことが青少年の健全育成に有益であると認められる。
	告示日	平成17年5月20日		
3	同上	長編アニメーション映画「ガラスのうさぎ」	ゴーゴービジュアル企画ほか	12歳の少女が東京大空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、豊かな知識と教養を深めることに寄与するものであると認められる。
	告示日	平成17年9月22日		
4	同上	ドキュメンタリー「プライドinブルー」	制作バイオタイド監督 中村和彦	2006年ドイツで開催された知的障害者国際サッカー大会出場の日本選手を追ったドキュメンタリー映画。代表選手の生い立ちや家族の思い、日本選手としてのプライドなどが感動的に描かれており、選手と同年代の青少年に勇気と夢を持つことの大切さを訴える。
	告示日	平成19年7月20日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
5	(有)秋田県映画センター 事務局長 吉田 幸雄	映画 「ブタがいた教室」	日活	人間としての愛情を豊かに育て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成21年7月17日		
6	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	映画 「アンダンテ～稲の旋律」	レジェンド・ピクチャー	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成22年3月23日		
7	同上	野球部員、演劇の舞台に立つ！	制作 京映アーツ	福岡県南部の強豪・八女北高校野球部。春の選抜甲子園出場を目指し猛練習に励んできたが、敗退してしまう。そんな折、エースの望月ら中心選手は突然、監督から演劇部に参加するよう命令される。反発する野球部員たち。一方の演劇部でも野球部員の突然の参加に不満が爆発する。課せられた舞台の演目はボクシングのチャンピオンを目指す若者の物語り。若者の心に湧き上がる不安、希望、熱い思い、そんな彼らを精一杯理解して応援している大人たちとの絆を、瑞々しい映像で描いている。プロデューサーの鈴木一美氏が大仙市出身である。
	告示日	令和元年7月26日		

ウ 有害がん具指定状況一覧

指定番号	指定年月日	種別	品名	制作(販売)会社
1	昭和55年9月2日	がん具空気銃	サンダーボルト	(株) マスダヤ
2	昭和62年7月21日	がん具空気銃	INTERDYNAMIC KG9SP-7010	MARUZEN CO. LMD
3	同上	がん具空気銃	HECKLER&KOCH MP5-A3 22201	(株) 東京マルイ
4	同上	がん具空気銃	Smith&Wesson 44MAGNUM No.6010	MARUZEN CO. LMD
5	昭和63年6月14日	がん具空気銃	CHARTER ARMS44 BULLDOG	(有) カナマル商事
6	同上	がん具空気銃	MGC AIR SOFT GUN CZ75	(株) エム・ジー・シー
7	同上	がん具空気銃	MGC M-93R-AP	(株) エム・ジー・シー
8	同上	がん具空気銃	COLT'S GOVERNMENT CUSTOM MODEL	国際産業(株)
9	平成10年5月22日	刃物(ナイフ)	バタフライナイフ(通称)	形状を規制
10	平成20年7月18日	刃物(ナイフ)	ダガーナイフ	形状を規制

(注) 有害がん具に指定されているものを青少年(18歳未満)に販売することは禁じられている。

2 相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談	① 全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日	総合教育センターまたは中央児童相談所に対応	フリーダイヤル 0120(0)78310
	不登校、いじめ、問題行動、生徒指導関係、障害等に関わる就学や進路に関する相談	② 秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイヤル 018(873)7206 相談専用フリーダイヤル 0120(377)804
	教育全般	③ 各教育事務所 ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 北教育事務所 北教育事務所鹿角出張所 北教育事務所山本出張所 中央教育事務所 中央教育事務所由利出張所 南教育事務所 南教育事務所仙北出張所 南教育事務所雄出張所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 鹿角市花輪字六月田1 能代市御指南町1-10 秋田市山王4-1-2 由利本荘市水林366 横手市四日町3-23横手市水道庁 大仙市大曲上栄町13-62 湯沢市千石町2-1-10	0120(377)914 0120(377)915 0120(377)917 0120(377)904 0120(377)908 0120(377)943 0120(377)945 0120(377)949
不登校に関する こと全般	④	かづのこもれび教室 月～金 9:00～15:00	鹿角市花輪字荒田1-1 (鹿角市交流センター内)	0186(22)0275
		大館おおとり教室 月～金 9:00～15:00	大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内)	0186(42)4888
		北秋田さわやか教室 月・火・木・金 9:00～15:00	北秋田市材木町2-2 (中央公民館分館内)	0186(62)4860
		あきたリフレッシュ学園 月～金 9:00～15:00	北秋田市鎌沢字石淵4番地 (合川学童研修センター)	0186(78)4180
		能代市はまなす広場 火～金 9:00～15:00	能代市萩の台1-28 (サンウッド能代内)	0185(52)8282
		三種町あすなろ教室 月・水・木 9:00～15:00	三種町森岳字町尻27-1 (山本公民館内)	0185(83)2354
		中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00	潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内)	018(873)7666
		すくうる・みらい 月・火・木・金 10:00～14:45 水 10:00～12:15	秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市営八橋陸上競技場内)	018(823)3082
		由利本荘市ふれあい教室 月水木金 9:15～15:00	由利本荘市東町15 (文化交流館「カダーレ」内)	0184(22)7750
		フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00	大仙市大曲日の出町2-7-53 (大仙市大曲交流センター内)	0187(63)8317
		仙北市さくら教室 火～金 9:00～15:00	仙北市角館町東勝楽丁19 (北浦教育文化研究所内)	0187(43)3387
		そよ風教室 火～金 10:00～15:00	湯沢市佐竹町4-25 (湯沢市教育研究所内)	0183(78)0720
		児童福祉 相談	⑤ 子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	秋田県中央児童相談所 ○子ども家庭相談電話 24時間・365日 ○来所相談 (予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15 ○家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 ○メール相談 (お急ぎの場合は、電話で相談してください。)

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
児童福祉相談	子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	秋田県北児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環境部内)	0186(52)3956
		秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部内)	0182(32)0500
		⑥ 県内各福祉事務所の家庭児童の相談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい) ・北秋田地域振興局大館福祉環境部(北福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・山本地域振興局福祉環境部(山本福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・秋田地域振興局福祉環境部(中央福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・平鹿地域振興局福祉環境部(南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・能代市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・秋田市子ども未来センター「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月～土 9:00～18:00 ・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・にかほ市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 横手市旭川1-3-46 鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内) 北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内) 大館市字三の丸103-4 能代市上町1-3 (能代市役所内) 男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内) 潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内) 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F 由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内) にかほ市平沢字鳥ノ子淵21 (仁賀保庁舎内) 大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内) 仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内) 横手市中央町8-2 (横手市役所内) 湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内)	0186(52)3951 0185(52)4332 018(855)5175 0182(32)3294 0186(30)0235 0186(62)6638 0186(43)7054 0185(89)2947 0185(24)9117 018(853)5314 018(887)5340 0184(24)6319 0184(32)3040 0187(63)1111 内線134 0187(43)2280 0182(35)2133 0183(55)8275
少年相談	非行、交友関係、異性問題、いじめ、家庭問題など	⑦ 秋田県警察本部 少年女性安全課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
少年相談	非行、交友関係、異性問題、いじめ、家庭問題など	⑧ 県内各警察署 少年サポートセンター 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応 ・鹿角警察署 ・大館警察署 ・北秋田警察署 ・能代警察署 ・五城目警察署 ・男鹿警察署 ・秋田臨港警察署 ・秋田中央警察署 ・秋田東警察署 ・由利本荘警察署 ・にかほ警察署 ・大仙警察署 ・仙北警察署 ・横手警察署 ・湯沢警察署	鹿角市花輪字向畑100 大館市根下戸新町1-70 北秋田市鷹巣字下家下1 能代市日吉町1-24 南秋田郡五城目町字七倉178-4 男鹿市船川港船川字新浜町1-4 秋田市土崎港西3-1-8 秋田市千秋明德町1-9 秋田市上北手百崎字内山60-2 由利本荘市中町27 にかほ市象潟町字入道島15-8 大仙市大曲日の出町1-1-30 仙北市角館町西野川原34-6 横手市安田字越廻71 湯沢市千石町1-3-5	0186(23)3321 内線281 0186(42)4111 内線284 0186(62)1245 内線281 0185(52)4311 内線280 018(852)4100 内線281 0185(23)2233 内線282 018(845)0141 内線280 018(835)1111 内線280 018(825)5110 内線283 0184(23)4111 内線281 0184(43)2935 内線281 0187(63)3355 内線280 0187(53)2111 内線282 0182(32)2250 内線281 0183(73)2127 内線281
		⑨ チャイルド・セーフティ・センター ～ 子ども SOS ～ 年中無休 8:30～21:00 時間外 当直員が対応	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ3F	018(831)3421
		⑩ 県内各少年指導センター ・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校、学業、進路等の学校生活や子育て等家庭生活全般の相談) 月・火・木・金 9:00～17:00 ・秋田市少年指導センター 「わかさ相談電話」 月 10:00～12:00 13:00～16:00 火～金 9:00～12:00 13:00～16:00	大館市字桜町南45-2 (大館市立中央公民館内) 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	・フリーダイヤル 0120(110)624 ※携帯電話不可 ・固定電話 0186(42)0769 ※携帯電話可 ・相談専用電話 018(884)3868
		いじめ、虐待、学校や家庭での悩みなど	⑪ 秋田地方務局 ～ 子どもの人権110番 ～ 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内
非行、問題行動など	⑫ 秋田法務少年支援センター 月～金 9:00～16:30	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018(865)1222	
福祉相談	⑬ こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝 10:00～16:00 ○来所相談(予約制) ・一般来所相談 月～金 9:00～16:00	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)3939 018(831)3946

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	⑭ 秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝 10:00～18:30 ※来所相談は予約制	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)2940
		⑮ 県内各保健所 月～金 8:30～17:15 大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 秋田市保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所	大館市十二所字平内新田237-1 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	0186(52)3955 0186(62)1165 0185(55)8023 018(855)5171 018(883)1170 0184(22)4120 0187(63)3403 0182(45)6137 0183(73)6155
		⑯ 秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月～金 8:30～21:00 土・日・祝 9:00～18:00	秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018(835)9052 DVホットライン 0120(783)251
		⑰ 秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月～金 9:00～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～17:00	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128 (秋田県立医療療育センター内)	018(826)8030
		⑱ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター 月～金 9:00～16:00	大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション・精神医療センター内)	018(892)3751(代)
		⑲ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県不妊専門相談センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00 ○面接相談(予約制) 月、金 14:00～16:00 第1・3水 14:00～16:00 (心理的な相談)	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
		⑳ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県女性健康支援センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
㉑ あきた性暴力被害者サポートセンター 「ほっとハートあきた」 月～金 10:00～19:00		相談専用 フリーダイヤル 0800(8006)410		
しごとに関する相談	職業適性診断や進路・職業相談、情報提供など	㉒ あきた就職活動支援センター 月～金、第2・4土 (※変更の場合あり) 9:00～17:15 北部サテライト 月～金、第2・4土 (※変更の場合あり) 9:00～18:00 南部サテライト 月～金、第2・4土 (※変更の場合あり) 9:00～18:00	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F 大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F 横手市安田字向田147 イオン横手店2F	018(826)1735 0186(44)5100 0182(35)6005

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
しごとに関する相談	高校・大学等の在 学生や卒業後の転 職希望者などの職 業相談や求人情報 の提供など	⑳ 秋田新卒応援ハローワーク (秋田学生職業相談室) 月～金 9:00～17:15	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F	018(889)8448
	秋田県での就職希 望者への求人情報 の提供など	㉑ Aターンプラザ秋田 月～金 9:00～17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120(122)255
	職業紹介、就業を めぐるこころの悩 み相談など	㉒ 県内各ハローワーク 月～金 8:30～17:15 ハローワーク鹿角 ハローワーク大館 ハローワーク能代 ハローワーク秋田 ハローワーク本荘 ハローワーク大曲 ハローワーク横手 ハローワーク湯沢 ※「しごと・ストレスチェック 相談室」の開催日は要問い合 わせ	鹿角市花輪字荒田82-4 大館市清水1-5-20 能代市緑町5-29 秋田市茨島1-12-16 由利本荘市石脇字田尻野18-1 大仙市大曲住吉町33-3 横手市旭川1-2-26 湯沢市清水町4-4-3	0186(23)2173 0186(42)2531 0185(54)7311 018(864)4111(41#) 0184(22)3421 0187(63)0335 0182(32)1165 0183(73)6117
	労働条件、中学 生・高校生のアル バイト就労、賃金 支払など	㉓ 県内各労働基準監督署 月～金 8:30～17:15 秋田労働基準監督署 能代労働基準監督署 大館労働基準監督署 横手労働基準監督署 大曲労働基準監督署 本荘労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F 能代市末広町4-20 能代合同庁舎3F 大館市三の丸6-2 横手市旭川1-2-23 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1F 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2F	018(865)3671 0185(52)6151 0186(42)4033 0182(32)3111 0187(63)5151 0184(22)4124
	職場でのいじめ・ 嫌がらせ、各種ハ ラスメント等に関 する労働相談	㉔ 秋田労働局雇用環境・均等室 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田第二合同庁舎4F	018(862)6684
	ひとり親家庭の母 等に対する就業に 関する相談など	㉕ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支 援センター 月～金 8:30～17:00	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018(896)1531
ニート・ ひきこも りの相談	ニート等の状態 で悩む本人(15歳～ 39歳)やその家族 等の相談	㉖ あきた若者サポート ステーション ・キャリアカウンセリング (要予約) 月～金、第2・4土 9:00～17:00 ・体験活動・各種セミナー等 (要問合せ) 火～土 9:00～17:00	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F (あきた就職活動支援センター内)	018(892)6021 018(853)4367
		秋田県南若者サポート ステーションよこて 月・火・木・金・土 ※第2・4金曜は午前中のみ 10:00～16:00	横手市横山町1-1 (すこやか横手1F)	0182(23)5101
	18歳以上のひきこ もり状態にある本 人やその家族等の 相談	㉗ 秋田県ひきこもり相談支援 センター 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F (秋田県精神保健福祉センター内)	018(831)2525

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
子ども・若者に関する市町村の総合相談窓口	社会生活に困難を抱える子ども・若者の相談	㉑ 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所)	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日)	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(72)4133
その他の相談	消費生活相談 (多重債務や契約トラブルなど)	㉒ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(835)0999
		北部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	大館市中町5 (旧正札竹村ビル1F)	0186(45)1040
		南部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	横手市旭町1-3-41 (平鹿地域振興局1F)	0182(45)6104
	交通事故相談 (交通事故に伴う損害賠償問題など)	㉓ 交通事故相談窓口 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F (秋田県生活センター内)	相談専用ダイヤル 018(836)7804・7805
外国人からの相談 (日常の困りごとやどこに聞けばよいか分からない相談など)	㉔ 秋田県外国人相談センター 月～金 9:00～17:45 【英語・中国語・韓国語】 木 13:00～15:00 【タガログ語】事前予約制 ※県内9地域に地域外国人相談員を配置しており、各地域での相談受付も可能(日本語対応のみ)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F (公益財団法人秋田県国際交流協会内)	・相談専用ダイヤル 018(884)7050 ・メール soudan21@aiahome.or.jp	

3 県内の主な青少年団体の概要

※秋田県青少年団体連絡協議会に加入している団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県青少年団体連絡協議会 【13団体 R元.12現在】	この会は、青少年団体相互の連絡提携を図りながら、進んで青少年活動の充実強化に努め、明るく豊かな郷土社会をつくることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
2	秋田県連合青年会 【47人 R元.12現在】	全県青年会の連絡協調を図るとともに、会員の自主・自立の精神を養い、豊かな郷土を建設し地域社会の発展を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
3	公益社団法人日本青年会議所 東北地区秋田ブロック協議会 【323人 R元.12現在】	県内各地11ロムの青年会議所の質的向上を図り、全県的な事業活動を促進するとともに、日本青年会議所との連絡調整を行う。	〒010-0951 秋田市山王二丁目1-54 三交ビル3F TEL. 018-824-7070 FAX. 018-824-7071
4	秋田県商工会青年部連合会 【843人 R元.12現在】	商工会青年部の健全な発展を図るとともに、商工会組織の強化に寄与することを目的とする。	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館4F TEL. 018-863-8493 FAX. 018-863-8490
5	秋田県農業協同組合青年部協議会 【1,677人 R元.12現在】	本協議会は、農村青年の連絡提携を密接にし、同士の結束を固め、青年の情熱と共同の力をもって自主的に農業協同組合運動に参加し、農業の近代化を促進して、農村の民主化を図り、社会的経済の向上を期すること。	〒010-0976 秋田市八橋南二丁目10-16 TEL. 018-864-2101 FAX. 018-864-2155
6	秋田県農業近代化ゼミナール 連絡協議会 【94人 R元.12現在】	秋田県農業近代化ゼミナールを自主的な学習活動として展開するため、各農業近代化ゼミナール研修グループの連絡協調を図り、もって秋田県農業の担い手としての農業青年の資質の向上を目的とする。	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県農林政策課（事務局） TEL. 018-860-1726 FAX. 018-860-3842
7	秋田県BBS連盟 【54人 R元.12現在】	BBSとはBig Brothers and Sisters Movement（兄や姉のような身近な存在として）の略。地域の若い住民が、非行少年の兄や姉のような存在として、友だち付き合いをしながら、その少年が自分で問題を解決できるよう側面から援助する活動を行う。	〒011-0951 秋田市山王七丁目1-2 秋田保護観察所内 TEL. 018-862-3903 FAX. 018-888-1385
8	日本海洋少年団秋田県連盟 【51人 R元.12現在】	海に親しみ、海に学び、海にきたえるをモットーとし、団体訓練を通じて海事に関する知識と技術を習得するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
9	秋田県青友会 【200人 R元.12現在】	内閣府主催青年海外派遣の事後活動として、会員の親睦を図るとともに、海外知識を広く普及し、県内青少年の健全育成に協力する。	（メールアドレス） iyoe.akita@gmail.com

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
10	秋田県青年赤十字奉仕団連絡協議会 【159人 R元.12現在】	青年赤十字奉仕団の全県的な連絡調整を図るとともに、その活動を促進し、且つ健全な発展を期するため必要な事項に対して、研究協議をすることを目的とする。	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 日本赤十字社秋田県支部内 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852
11	日本ボーイスカウト秋田県連盟 【220人 R元.12現在】	「そなえよ、つねに奉仕の精神」を身につけ、野外活動の中で年齢に応じた技術や技能を習得し、ゲーム等を楽しみながら、すぐれた人格、健全な身体、社会に奉仕する豊かな心を育む。また、国際的な交わりを尊ぶ青少年を育てる。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-857-0068 FAX. 018-857-0068
12	ガールスカウト秋田県連盟 【81人 R元.12現在】	少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
13	秋田県レクリエーション協会 【539人 R元.12現在】	レクリエーション指導者の養成のみならずレクリエーションを原動力として、市民とともに地域の活性化を図る。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-847-6143 FAX. 018-847-6143
14	秋田県キャンプ協会 【96人 R元.12現在】	野外活動としてのキャンプの普及と、振興を目的とする。	〒012-0851 湯沢市吹張2-3-2 TEL. 0183-73-1470 FAX. 0183-73-1470

4 市町村青少年行政主管課一覧

令和元年4月1日現在

市町村名	担当課(係・室)名	〒	住 所	TEL
秋 田 市	子ども未来部少年指導センター	010-8506	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センター5階	018-884-3869
能 代 市	生涯学習・スポーツ振興課	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-5285
横 手 市	生涯学習課	013-8601	横手市中央町8-2	0182-35-2254
大 館 市	生涯学習課	018-3595	大館市早口字上野43-1	0186-43-7113
男 鹿 市	生涯学習室	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9133
湯 沢 市	生涯学習課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2163
鹿 角 市	生涯学習課	018-5201	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0292
由利本荘市	生涯学習課	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1332
潟 上 市	文化スポーツ課	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5363
大 仙 市	生涯学習課	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16	0187-63-1111
北 秋 田 市	生涯学習課	018-3312	北秋田市花園町10-5	0186-62-1130
に か ほ 市	生涯学習課	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2171
仙 北 市	生涯学習課	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19	0187-43-3383
小 坂 町	生涯学習係	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069
上小阿仁村	住民福祉課	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2222
藤 里 町	生涯学習係	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三 種 町	生涯学習係	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-2113
八 峰 町	生涯学習課	018-2507	八峰町峰浜田中野野田沢20-1 八峰町公民館	0185-76-2323
五 城 目 町	健康福祉課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5128
八 郎 潟 町	教育課	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5812
井 川 町	町民課	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4415
大 潟 村	住民生活課	010-0494	大潟村字中央1-1	0185-45-2114
美 郷 町	生涯学習課	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187-84-4915
羽 後 町	生活環境課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東 成 瀬 村	教育委員会	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

5 青少年育成県・市町村民会議一覧

令和元年4月1日現在

市町村名	名 称	〒	住 所	TEL
—	青少年育成秋田県民会議	010-8570	秋田市山王4-1-1 県庁5階	018-860-1554
秋 田 市	青少年育成秋田市民会議	010-8506	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F	018-884-3869
能 代 市	青少年育成能代市民会議	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1 市役所内	0185-73-5285
横 手 市	青少年育成横手市民会議	013-8601	横手市中央町8-2 市役所内	0182-35-2254
大 館 市	青少年育成大館市民会議	018-3505	大館市早口字上野43-1 市役所内	0186-43-7113
男 鹿 市	青少年育成男鹿市民会議	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1 市役所内	0185-24-9102
湯 沢 市	青少年育成湯沢市民会議	012-8501	湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内	0183-73-2163
鹿 角 市	青少年育成鹿角市民会議	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1 市役所内	0186-30-0292
由利本荘市	青少年育成由利本荘市民会議	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61 市役所内	0184-32-1332
潟 上 市	青少年育成潟上市民会議	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1 市役所内	018-853-5363
大 仙 市	青少年育成大仙市民会議	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16 市役所内	0187-63-7262
北 秋 田 市	青少年育成北秋田市民会議	018-3454	北秋田市花園町10-5 市役所内	0186-62-1130
に か ほ 市	青少年育成にかほ市民会議	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2 市役所内	0184-38-2171
仙 北 市	青少年育成仙北市民会議	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19 市役所内	0187-43-3383
小 坂 町	青少年育成小坂町民会議	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1 中央公民館内	0186-29-2069
上小阿仁村	青少年育成上小阿仁村民会議	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118 村役場内	0186-77-2222
藤 里 町	青少年育成藤里町民会議	018-3201	藤里町藤琴字家の後67 町役場内	0185-79-1327
三 種 町	青少年育成三種町民会議	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3 町役場内	0185-87-2113
八 峰 町	青少年育成八峰町民会議	018-2507	八峰町峰浜田中野野田沢20-1 町公民館内	0185-76-2323
五 城 目 町	青少年育成五城目町民会議	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1 町役場内	018-852-5180
八 郎 潟 町	青少年育成八郎潟町民会議	018-1692	八郎潟町字大道80 町役場内	018-875-5812
井 川 町	青少年育成井川町民会議	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2 公民館内	018-874-4424
大 潟 村	青少年育成大潟村民会議	010-0494	大潟村字中央1-1 村役場内	0185-45-2114
美 郷 町	青少年育成美郷町民会議	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1 町役場内	0187-84-4915
羽 後 町	青少年育成羽後町民会議	012-1131	羽後町西馬音内字中野177 町役場内	0183-62-2111
東 成 瀬 村	青少年育成東成瀬村民会議	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1 村役場内	0182-47-3415